

人口増強興亞の基

人口問題研究

第二卷 第二號

昭和十六年二月刊行

研究

熱帶の風土的條件と移民適格性の諸問題(二)……………小山榮三(一)

資料

都市人口補給源としての「假想的普地」の決定に關する一考案……………縮田正稔(三三)
多産者家系調査報告(第一回)……………横田年(四三)

紹介

ムーア著「伊太利の第四の海岸、リビアに於ける伊太利の大量植民」(北岡)……………(五〇)

彙報

人口政策確立要綱の決定——政府職員共濟組合令の公布——文部省體育局官制の公布——國民體力審議會の花柳病豫防法改正に關する答申——厚生省労働局の勞務者世帯構成調査報告——財團法人人口問題研究会「第三回人口問題全國協議會報告書」の發行——滿洲國の綜合立地計畫策定要綱並同計畫調査項目の決定——昭和十五年滿洲國勢調査速報人口の發表——一九三九年獨逸國勢調査確定人口の發表——ボヘミア及モラビア兩獨逸保護領並波蘭總督領最近の推定人口

文獻

外國雜誌人口問題關係文獻(一〇)

厚生省

人口問題研究所

人口問題研究

第二卷 第二號

研究

熱帯の風土的條件と 移民適格性の諸問題

(二)

小山 榮 三

- 第一章 生活空間の擴大と人口配置
- 第二章 熱帯移民としての日本民族の適格性
- 第三章 日本人の熱帯移民
- 第四章 アジア人の熱帯移民
- 第五章 白色人種の熱帯移民(以上前號)
- 第六章 開拓移住の基本問題
- 第七章 熱帯移民としての白人の失敗原因
- 第八章 熱帯の氣候概念と其の生活形態
- 第九章 熱帯風土への適應條件

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

第六章 開拓移住の基本問題

開拓移住の問題は現在の日本にとつて、極寒の北滿と極暑の南洋といふ兩極的に異常な氣候風土と聯關して考へられなければならない。現在までの我々の科學的知識及びその應用力を以てしては氣候風土そのものを改變することが不可能である限り我々は如何にしてこの兩極端的な氣候的條件を克服して、それに馴化することが出来るであらうか。

それには氣候の變化、その特異性を豫め調査し、確認し、それに適應した生活様式と生活態度とを確定するところの環境の社會生物學的研究と技術とが開拓政策に先行し、その基礎に置かれなければならないのである。

内地の氣候に適應して作られてゐる内地の生活様式を其の儘氣候風土の全く異つた新天地に持つて行くことは自からその生活を苦痛ならしめるものである。このことは特に衣・食・住の問題に見られる。例へば日本の着物は全體において熱帯向に出来てゐるのであつて、下から入つた冷たい空氣を暖めて上から放り出す構造を持つてゐるのである。従つて戸外に於ては男子は總て洋服を着てゐるのに内地婦人のみが極寒の滿洲に移住しても尙ほこの熱帯向の形式の着物で冬を通そうとすることは其の構造上に無理があるのである。疊の上に坐る生活には日本の着物は適當してゐるが防寒と勞働には甚だ不便なものであることは既に我々の痛感してゐるところであ

り、又刺身の如き生肴を好んで食ふことは種々の寄生蟲、傳染病に對する日本人の罹病率を高めてゐる。在來の日本にはこの新しき環境の風土に適應するための衣食住に關する科學的研究が足りなかつた。開拓政策を成功せしむるためには、海外に於ける異狀な風土に適應しうるところの日本民族向き生活法設計の確立から始めなければならぬのである。そのためには我々は今まで熱帶に關してなされた研究及び經驗の綜合的な知識を持たなければならぬ。特に熱帶の居住適應性の問題は最も歐米學者の注意を引いてゐる問題であると同時に彼等は又その失敗と成功の歴史を持つてゐるのである。

云ふまでもなく熱帶の居住適應性を決定するものは社會生物學的構造とその風土的條件を克服する科學の力である。汽船、鐵道、自動車、飛行機等の近代の交通機關は熱帶の人間に必要な休養と食料を持ち來した。それは新しい生産物に對する市場を開いた。それは滞在者や移民に比較的涼しい熱帶高地又は温帶に休養することを可能ならしめた。運輸の問題は熱帶高原の社會に經濟的重要性を與へた。更に汽車、汽船、自動車、飛行機等の交通機關の進歩は困難な旅行を克服した。ラデオ、新聞、電話の發達は其の知識的・精神的・世界の空間を極度に縮少した。

最も重要な科學的貢獻は醫學と衛生に於ける進歩であつて十九世紀以來の消毒、細菌學の進歩は今までの熱帶進出の障害を打破した。

十九世紀の後半に劃期的な多數の發見が醫學者によつて始められ、人類の進出に對して主なる障害であつた所謂熱帶病に對する基礎的原理が明かにされてきた。例へば「病氣の地理學」が成立した。ヴァンス R. B. Vance の言を借りれば「多くの病氣の流行は空間的型を形成し、多くの病氣の強度性は全く季節的である。」そして病氣の種類は熱と濕度が微生物の増殖に

適應した濕潤個所に多いことを明かにした。

第二の大發見は多くの主なる病氣は寄生蟲に基づく。従つてこの病氣の地理學は寄生蟲の範圍に於ける溫度、濕度によつて規定されるといふ生物學的事實である。

マンソンはこの病氣に關し「我々が知れば知る程この地理的分布に於ける空間的關係は重要ではない。その直接の病原學的體は氣溫そのもの、役割になつて來る。更に重要なものは熱帶動物帶の影響である。」

最後に或病氣は地理的、環境的事象であると同時に社會的、經濟的事象であることが明かにされた。衛生、營養、醫療に於ける差異が廣範な異なる健康状態を産出した。不幸にして熱帶は多數の貧窮した無知な虐政下の民族を含んでゐるのであつてその低生活標準は彼等を營養不良及び病氣の餌食にしてゐるのである。

熱帶醫學に於ける發見は先づ一八七七年に英國のマンソン Manson が蚊の體内で發達するフィラリヤを發見したに始まる。一八八〇年にフランスのラヴラン Laveran がアルゼリヤに於てマラリア原蟲を發見した。一八九三年にアメリカのキルボーン Kilborne とスミス Smith がプロプラズマ Babes 形態に於ける原生蟲 Proton が扁虱によつて傳達されることを知つた。南阿の英人ブルース Bruce は一八九五年に家畜の錐蟲病 Trypanosiasis とツエツエ蠅の關係を明かにした。一八九七年に印度に住む英人のロス Ross がマラリア原蟲の蚊體に於ける循環經路を確定した。一八九九年にエジプトに住む獨人ロツスが如何にして十二指腸蟲の傳染が起るかを示した。

二十世紀に入るや黃熱病との戦が開始された。

一九〇〇年リード Major Walter Reed が家蚊の一種である *Aedes aegypti*

Segoyia Fasciata が媒介者であることを發見した。そして蚊を驅除することによつて三箇月でハヴァナを健康地帯にした。カーター H. R. Carter 博士やゴルガス W. C. Gorgas は同様の方法をパナマに適用した。それまで「死の畏」と看做されてゐたパナマ運河は一九〇五年五月には健康地帯になつた。ロックフェラー財團の國際保健局は更にメキシコ、中央アメリカ、南米の黃熱病撲滅に努力し、最近では北部、ブラジルで活動してゐる。我が野口博士が犠牲となつたアフリカに於ける黃熱病の除去も恐らく時の問題であらう。

かく醫學者、衛生學者、爲政者の努力は熱帯に於ける或地域を比較的又は完全に人類の安全な居住地帯たらしめることを可能ならしめた。次の二例がこれを示すであらう。クイーンズランド熱帯に於ては醫學、衛生學の進歩が高い生活標準とカナカ族の排除によつてその生活力を増進せしめ、白人男性の生存餘命を一八八一—一八九〇年の零才の四一・三才から一九〇一—一九二〇年の五二・二才に高めた。更にクイーンズランドの粗死亡率（一九二八—一九三二年八・三二）はオーストラリアの中で最低になつた。そして一九二九—一九三三年熱帯クイーンズランドの死亡率（八・三七）は溫帯クイーンズランド又はオーストラリア全體よりも低くなつた。同様にパナマ運河地帯に於てアメリカ人は—ゴルガスその後継者の指導によつて—白人の死亡率を一九〇五—一九〇九年の二九・八から一九二六—一九三〇年の七・八七に引下げたのである。

キューバ、パナマ運河のこの成功の後にゴルガス一派の人々はアングロサクソン人は溫帯と同様に熱帯に於ても健康に生活することが出来ると信するやうになつた。二、三世紀のうちに白人は漸次これらの熱帯地域たることを忘るであらう。こゝは食糧や原料の高度の可能性を興へるところで

あり、熱帯は人口、文化、富の主要中心になるであらうと論じてゐる。

かく科學は熱帯の移民や滞在者に大なる利益を齎した。そして今迄不可能とされてゐた白人をして熱帯處女地帯に侵入し、居住することを可能ならしめた。フロリダに於ては白人人口は一九二〇—一九三〇年間に六七八、〇〇〇から一、〇二六、〇〇〇に増加し、そして眞正の移民の大部分は筋肉労働に従事してゐる。クイーンズランド熱帯に於ては白人人口は一九三三年には一八四、八三一にまで進みそれらは砂糖業及其他の原始産業の過激な筋肉労働に従事するものからなつてゐる。ロデシヤ高原や東アフリカには白人として大部分ネグロの労働に依存してゐるとは言へ—九〇、〇〇〇人の英國人が居る。南ブラジルの高原には數千の白人移住者が住みその多くは近來移住したものである。ジェームス H. G. James は四〇、〇〇〇、〇〇〇のブラジルの人口中六〇%以上は白人の子孫である。六〇〇、〇〇〇〇は伊太利人、四〇〇、〇〇〇は獨逸人でその多くは純粹の白人であると云つてゐる。

然し上述の社會は眞の熱帯ではなく高い涼しい高原に殖民してゐるのである。白濠に於てさへも乾燥・濕潤地域に於ての移民は殆んど進歩を示してゐない。然し赤道濕潤低地の一部に白人移民地を建設することに成功した。このうちでパナマは例外的な事例である。特殊の地理的、經濟的情況はこの實驗を獨特のものにした。

白人アメリカ人の多數はパナマに住み、激しい筋肉労働に従事してゐる。そして少數の例ではあるがこれら白人アメリカ人のパナマ生れの子供は、この父の事業を踏襲しつゝあるといふ事實である。

然しこの社會はネグロ労働の搾取の上に成立しており、大部分のアメリカ人はしばしば氣候溫和な合衆國に歸省し、退職した場合アメリカに歸る

とするならば、我々は、パナマを眞の熱帯移民地としてよりも偽似熱帯移民地として看做なければならぬであらう。

熱帯への進出は三大障害—病氣、氣候、土着民族—に直面しなければならぬ。氣候は今尙ほ未解決の問題を構成してゐる。フロリダ、クイーンズランド、東アフリカの高原、パナマの周縁にある白人社會は非常に新しく健康的改善に拘らず、そこに永住するものは尠い。クレント (Cienfuegos) はクイーンズランドの白人は生理學的變化を受けつゝあると云つてゐる。この社會は西印度に於て失敗した社會とは非常に違つてゐるけれども、尙ほ數代後熱い氣候に耐えて其の生活力を現在のまゝ維持出来るかどうかは豫測出来ないのである。

特に問題になるのはそこに原住してゐる土民と白人支配の關係である。科學の進歩は熱帯に於ける移民の政治的地位を強めはしない。逆に、科學の進歩と知識の普及は原住民の民族的自覺と民族人口を増強し移民の地位を低下させる。科學的食料生産、産業の勃興、醫藥、衛生の整備は多數の有色人國家の人口を増加せしめつゝある。そして教育は彼等の自覺を高める。近代の交通機關及び通信機關は教育の進歩に伴つて土人の白人に對する見解と自治に對する要求を強化した。かゝる状態に於て滞在支配者の抑制力は讓歩と弛緩を余儀なくされつゝある。フィリッピンの獨立解放、印度に於ける自治の要求は熱帯の有色人の知識階級をして白人支配よりの解放を目標とした民族自決運動に専心せしめてゐる。

有色民族の間に生活してゐる白人移民にとつて發展の希望は殆どない。科學は有色人の數を増したのみならず、有色人の流動率を昂めた。苦力としての有色人移民の氾濫—例へばコスタリカの如き米國の熱帯地方に於ては近代産業は白人の境域に沿つてネグロを侵入せしめ、ネグロとマラリヤ

が高原に潛入してきたのである。ブラジルの人種的鑛鑛爐や南米地方に於ては白人移民はインディアン・白人、インディアン・ネグロ・白人人種に吸收されやうとしてゐる。アフリカ熱帯に於てもネグロ民族の民族的自覺と生産性の増大は白人の足場を不安にしつゝある。合衆國に於ても白人はアジア人、ネグロを如何にして支配するかを悩ましてゐる。結局熱帯オーストラリアのみがその白濠主義によつて純粹の白人移民で守りつゞけてゐる唯一の大地域である。何となればオーストラリアに於てのみ白人は稠密な移民地に於ける原住民を虐殺によつて整理し、その位置に代る有色人種を輸入しなかつたからである。然し自國に於ける人口壓力によつて西行、南行に急速に擴大してゐる日本人にとつてかゝる白人の不法占據を默認することは許されるであらうか。國際聯盟に於て日本が提出しやうとした人種平等案に眞先に反對したものは實に濠洲であつたのである。歐米人はその植民政策に於て必ず土人による彼等の血の混濁と原住民の増加を彼等の恩恵として誇張する。そして白人支配の結果急激な人口増加を示したジャヴァやフィリッピンを引例するのであるが、然し一方白人の植民に伴つて原住民の人口が顯著な衰滅を示した例も甚だ多いのである。アメリカインディアン、オーストラリア人、及び太平洋島民の如く基本人口量が少く集約的生產關係と文化を持たない拾集經濟又は狩獵、漁業を伴ふ狩農の段階にあつた民族はこの新來白色民族との接觸による直接な人口減少—殺戮、擄取以外に間接な社會經濟的諸關係の急激なる變革によつて甚だしき人口減退を受けたのである。

ピット・リヴァーズ Pit. Rivers は歐洲人口との接觸による人口減少の原因として (1) 生活様式の變化、(2) 居住の集化、(3) 歐洲式衣服の着用、(4) 勞働徵發制と男女の隔離虐待、(5) 政治組織の變化、課税、裁判、(6) アルコール

及武器の輸入、(7) 悪疫の輸入、虐殺、(8) 歐洲人の干渉による結婚の延長又は妨害、(9) 一夫多妻制の廢止、(10) 婦人の減少(白人にとられること)と混血兒の發生、(11) 精神的原因(劣等感、壓迫反抗、虛無的思想)を擧げてゐる。又白人は彼等の先占してゐた優良な土地を奪略し、彼等は追はれて氣候風土の不良な土地へ退却しなければならなかつた。かゝる地域は往々生活に不利な條件を有し、健康的にも彼等を脆弱化したのである。(小山榮三「民族接觸の態様」社會學第二輯一九頁)

第七章 熱帯移民としての白人の失敗原因

白人の熱帯に對する業績を理解しておくこと云ふことは我々日本民族の南洋發展に對し多くの示唆を與へるものである。現在に於て白人の熱帯適應性に關し最も詳細な研究を發表してゐるのはプライスであらう。彼に従つて熱帯に於ける白人の移民状況を記述しやう。(A. Grenfell Price: White settlers in the Tropics)

白色人は何故熱帯に於てその生活基地の建設に失敗したか、古代に人類はエジプト・バビロニア・マヤ等の熱帯地域に侵入し、そしてそこに或種の文明を建設したのであつたが、その後熱帯は全く独自の文化を持たず、コロンブスのアメリカ發見以後一度洪水のやうにおしよせた白人も熱帯に定着することが出来なかつたのは如何なる理由によるものであらうか。

白人の熱帯植民の不成功に關しては餘り歴史的に明かにされてゐないが比較的最近ケラーの植民學、カーター(Carter)の黃熱病學やハイザー(Haiser)の研究に依りてこの原因に對する人種的、文化的接觸、醫學的問題等の基礎的なものが明かにされて來た。スペイン、ポルトガル、フランス、和蘭、英國其他の植民國家の古文書やローマ教會の如き制度史がこの問題に新しい光を與へるであらう。ゴルガス(Gorgas)やクレント(Oliento)は歴史は

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

最早「手引」ではないと述べてゐる如く。輓近の科學の進歩は交通、營養、住宅、休養、衛生、醫療の發達によつて熱帯居住の困難を大いに緩和したが然し自然科學はその社會的、經濟的、民族的、政治的條件を除去することは出来ない。熱帯の大部分には尙多くの社會學的障害が残つてゐるのである。

ポルトガル人の移民史は東半球の熱帯に於て白人がなにご故に敗退したかと云ふ要因を最もよく説明してゐる。ポルトガル人はその環境的經驗、人種の史的構成によつて特に熱帯居住に適應してゐた。そして西部熱帯に於て重要な植民地を建設することに成功した。然しアジア及び東印度に於てはポルトガル人は多産の有色人種の前に失敗したのである。又アフリカ熱帯に於て彼等は高熱・多濕の沿岸氣候と熱帯病に直面し、そして數世紀間小數の奴隸溜り場、流罪居住所、汽船のための滞在地を見出す以上に何にことも出来なかつた。彼等はアフリカのネグロに多様な技術と工業を教へ、歐洲、アジア、ブラジルの動植物を輸入することによつて饑饉を防いだ。然し彼等は植民的には殆んど進歩せず十九世紀にアンゴラを開拓し、ブラジルのポルトガル人がその内部高原に居住し始めるまでは眞の移民地を建設し得なかつたのである。滅亡の基礎的原因は龐大な土着人口量に對抗するものとしての侵入者の少人數と云ふことであつた。アルプケルはこの事實を認識し意識的にポルトガルと印度人の混血種族を作ることによつてポルトガル人の陸海軍兵士にしようとして提案した。彼は印度婦人と混婚したポルトガル人を重用した。彼は彼等を工業に従事させようとした。彼は彼等の特權と、事務所と土地とを持つ特殊階級にした。然しこの試は全く失敗した。

歐洲血液の定規的浸潤の缺除のため混血人種は印度タイプの方へ傾き出し強固な歐洲血統が侵入してこないうちに滅亡してしまつた。

ポルトガル人自身に於ても彼等が創造しやうと試みた混血兒よりも土人の援助者を好んだと云ふ矛盾した事實がある。この効果は少なかつたけれどもポルトガルのこの手段が「征服者の道徳を悪化させる役割は大であつた。こゝに我々は人種的グレーションヤムの法則の作用を見ることが出来る。低い生活標準と大家族制度を持つてゐる民族と接觸混在すると一般に高い標準の民族が移住によつてその數を増加さすか、政治的優越性、社會的城塞又は法律によつて自分自身を護らなければ遂にはその高い標準の民族は追出されるか、吸収されてしまふものである。中央、南部歐洲人、合衆國に於ける猶太人、中央、南アメリカに於けるインディアン、南阿、西印度のネグロ、クイーンズランドの伊太利人の發展は多くの人種間に於ける又多くの氣候型に於けるこの過程を例示するものである。反對の場合はネグロに對する白色アメリカ人、支那人の移民の洪水に對する白色オーストラリア人の社會的、法律的隔離主義による成功である。これらの成功は大部分政治的優越性に基づいてゐるが、普通は多數者が少數者を追出し又は吸収することになるのである。殊に有色人種と混在してゐる場合白色人種に影響した最も重要な現象はその孤獨性である。三つの主なる事情が孤獨感を與へた。

第一は空間的である—例へば北部濠洲の如く原住民の人口が非常に稀薄なるにも拘らず白人居住地は孤立化してゐる。

第二は人種的であつて人種的偏見又は經濟的競争によつて現はれるものである。人種的偏見から來る孤立化は南米共和國のスピーイン人の子孫の小さい貴族的群に明かである。競争が白人を孤立化する例は稠密なネグロ人口と接觸してゐる白人の多くの場合に見られる。

第三は心理的・社會的孤獨である。この心理的孤獨感は本國との絶えざ

る連絡—視察、書翰、新聞、ラヂオ等—によつて、又は近住者との友誼によつて一部は救はれるが特に獨身者にとつて必要なのは自ら家庭を營むことである。滿洲に於ける屯墾病もかゝる孤獨感がその根本的な原因をなしてゐるのである。これらの人種的要素は白人定住地として稠密な有色人種居住地域を除外しなければならぬために白人の將來の植民地域はそれだけ限定されるのである。

熱帯の白人は政治的にも經濟的にも獨立せず眞の完全な政府を樹立したるものも尠い。學者はこれを以て氣候的頹廢の原理を支持する事實に使用してゐる。何故溫帯地域の白人國家は自由な、且つ健康な子孫を—合衆國、カナダ、南阿、溫帯オーストラリア及び南米の南部共和國を建設し得たにも拘らず—一般に熱帯に植えつけることが出来なかつたのであらうか。

科學の進歩は熱帯生活を革新したが然しそこには生物學的關係以上のものが働いてゐるのである。早期十六世紀から白人移民は熱帯に流れ込んだが、多くの場合土着人種、氣候、病氣、營養、孤獨、惡政、誤つた經濟政策によつてその事業は成功しなかつた。一五〇〇年以來ポルトガル人、スペイン人、和蘭人、英國人、佛人、デンマルク人、其他の歐洲人は熱帯アジア、アフリカ、アメリカ、オーストラリアに流入した。

兩半球に於て侵入者は甚しき生物學的變化を與へた。彼等はそこの上層人種を征服した。そして多くの場所に於て土人の數が少なく弱いところの土人を殲滅した。最初侵入は壓倒的に大規模に行はれた。然し熱帯の氣候、病氣、民族はこれに反撥を開始した。アジアの數千萬の民族は侵入者に居住する地盤を與へなかつた。そして其の地位をいつも滞在者又はよそ者として留まらしめた。西半球に於ても彼等は氣候の溫和な島嶼又は高原に移民社會を建設したにも拘らずその大部分は有色人によつて吸収されて

しまつたので、白人の政治的覇権は暫定的なものであらう。混血又は土着の血液を持つアメリカに於いては白人が支配し始めてから數世紀後になつても尙ほ人種問題に悩んでゐる。

アジアに於ては土着人種は自決を求めてゐる。暗黒アフリカに於ても「二重委任統治」の如き原理とネグロの發展は白人をして恐怖に震かしてゐる。嘗て白人はその武器の威力によつて暴虐の限りを盡した。そして熱帯に流込んだ多くのものは前科者、淫賣、そして無賴漢であつた。彼等の放埒な痴情と淪落の世界はポルトガル人に悪名を與へることとなつた。

少數の歐洲婦人が印度に進出した時には黒・白の混婚が一般であつた。自分の妻をゴアに伴つた最初の總督はカブラル（一五四九年）であつた。そしてアルブケルクさえネグロ婦人に子を産したのである。かゝる情況に於てゴアの生活は東洋化されてしまつた。白人は總ての骨の折れる仕事を奴隸に委せ、贅澤と怠惰に陥つてしまつた。そして白人は貿易を人間の恥とし、家事は婦人の社會的地位を低下すると云ふ無氣力な原理を採用したのである。かゝる誤つた考は今尙英領印度及び歐洲人が支配してゐる東部熱帯の大部分の地に跳梁してゐるのである。ポルトガル社會の衰亡と共に更に大なる罪惡が現はれた。白人は苛酷となり、略奪が公認され行政力は弛緩した。總督はあらゆる不正を行つた。獨占、禁止、寄生蟲的存在者、腐敗及び官位の賣買が、ポルトガル帝國を滅亡させた重なる原因である。物價が騰貴し、人口は減少した。

ポルトガル人の失敗の他の基本的原因はその地理的環境であつた。ケラー(Keller)はポルトガル人は甚しく頹廢し、健康法に無智であつたので其の環境に適應することが出来なかつたと述べてゐる。病氣は驚くべき通行税を要求した。印度に於ける損失に加ふるに侵入者は長期の航海とアフリカ

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

の港に於て悩まなければならなかつた。ポルトガルを去つて印度に向つた人間の六〇%は其の目的地に達しなかつたと計算されてゐる。非常に本國が小さい國であつて歴大な植民地を支配するには自己の勞働に代る奴隸を輸入することであつた。かくしてポルトガルに於てはその國家生活と國民的同質性は衰退し、遂に總ての植民地を他人の手に渡さなければならなかつたのである。

ポルトガルに續いた國家——和蘭、佛蘭西、英國はポルトガルと異なりその支配力を維持し、道德の尊嚴を保つだけの國力を持つてゐた。然しこれらの國もアジア、東印度に於いては永續的な白人の移民社會を建設することは出来ず、土着勞働力の搾取の上に立つプランテーション・システムに過去、現在とも依存してゐるのである。殊に歐洲人の政治的權力は急促に極東に於て弱められてゐる。植民地に對する白人の代官的支配は行つたりを感じさせてゐる。アンゼリノ De Kate Angilino に從へば東に於ける一般の傾向は假令西歐の指導權はその基礎が築れるまで残らなければならぬとしても明かに永久の自治社會の創造にある。

然しアフリカの高原、オーストラリア熱帯に於て歐洲國家は白人の社會を建設することが出来た。その一部は農村を含んでゐる。歐洲國家は東方熱帯に於ては商業帝國を建設したが潮流は西行した。西方の征服が何故東方の征服と異なつたかと云ふ基本的理由は三つある。

(1) 西方熱帯の稠密なる人口は高溫、濕潤な低地を避けてより高い、涼い高原を占居するやうにしたことである。こゝでは白人は永久的に居住することが出来、土民を奴隸にし、支配階級を作り、或地方には白人又は白人種系勞働者の居留地を形成した。

(2) コスタリカ、キューバ、セントクリストファの如き豐饒な土地が

人口が少ないか、無人口であつたこと。従つて彼等は出来るだけ早く奴隸、病氣、虐待によつて土着民を殲滅した。その結果勞働力の不足が起り各地方に白人勞働者を輸入し、白人勞働者居住地を形成することが出来た。

(3) 歐洲人は生物學的カースト・システムを形成し、經濟的利益のためにネグロや後にアジア人を輸入した時でも、多くの地方から退却しないですむ人種的對策を講じた。

又一方白人の淨化作用は政治と醫學によつて急速に行はれた。何となればこれらの民族特にネグロは熱帯病の種々の重要な種類例へば黃熱病、天然痘、チブス、インフルエンザの如きを持ち込んだからである。

白人の熱帯移民の失敗原因の主なるものは土人を奴隸にすること、階級的差別主義、黑白混婚、怠惰のための道德的、生物學的水準の低下である。かくして熱帯民族によつて、熱帯病によつて、及び氣候自體によつて「征服者の征服」が開始された。スペイン人とポルトガル人がアメリカの熱帯に侵入したときに、かゝる深刻な人種的變化が驚くべく急迫に行はれた。そしてそれに次いだ英國人、和蘭人、佛蘭西人も同じ速度でこの過程を繼續した。

征服者は西印度の土人を非常に急促に吸收し又は殲滅したので一五〇三年にはネグロ奴隸を輸入しなければならなくなった。本土に於ても原住民の大群は奴隸にされることによつて亡ぼされ、慘殺されたが、彼等は抹殺すべく數が多すぎた。土人に對しては宗教は決して恩恵を與へなかつた。カソリック教徒もプロテスタント教徒も等しく慘虐の限りを盡した。それにも拘らず白人は熱帯に定住することが出来なかつた。それは土着人口の密度である。そして土人はその血によつて白人に復仇した。混婚による雜種の發生がそれである。總ての新來者は彼等と混婚したが、ポルトガル人もスペイン人も混血性の人種であつたので彼等は土地の征服と同時に女の

征服を始めた。彼等は自身の婦人を伴はなかつたので、自由にインディアン、ネグロ婦人と同棲し、そして混血體を作り出した。

その主な群はメスチゾ(歐洲人×インディアン)であつた。現在大部分のラテンアメリカ共和國に於て支配階級となつてゐる。又ムラット(歐洲人×ネグロ)は大陸低地、西印度に於て現在重要な意味を持つやうになつてゐる。この過程が如何に敏速に行はれたかはジェフアソン Mark Jefferson 教授の引例に示されてゐる。こゝではヴァンデヴィアの有婦の夫は各自三十人までの蕃妾を持ち、或國境監視所に於てはたゞの一週間の間に六〇人の子供が一六〇人のスペインの兵隊に生まされたのである。一般的な混血を脱れ、インディアンや、ネグロの侵潤受けなかつた純粹の白人社會の數は殆んどなかつた。

數多の證據は西印度熱帯に北方歐洲勞働者を定住せしめやうとする實績がその移民の人格的な劣等性によつて失敗したことを教へてゐる。一六一八一—一六四八年の「大移住」の時代に品性の高い多數の英國人がスチュートアートの王の暴政を逃れて海外に出た。然し一六四二年内亂が起つたときその潮流は止んだ。又人格の比較的高い英人はカリブ海よりも北米を選んだ。それで、カリブ海へは合法的に又は違法的に一獲千金を夢みる品性の低い者や冒險者が蝟集したのである。

スペインと同様に英國人も或島では最初インディアンの勞働力を利用しやうと試みた。然しカリブ族はその體力が非常に弱く奴隸になると直ちに死亡した。それで農園所有者は白人勞働者とネグロに轉じた。

白人の勞働者は三つの源泉から來た—罪人、誘拐、契約勞働—然し多くの場合これらの勞働者の待遇は奴隸と餘りかはらなかつた。ラガツ Ragatz は利己的な無教育な且つ苛酷な地主の貴族主義者が奴隸化した白人勞働者

を虐使したことを生々と記述してゐる。勿論政府及び農園所有者はネグロが漸次優勢になることに恐を抱いて、黒人に對する白人の比率を増加しようとして農園主は一定比率の白人を維持する所謂 *Proportional Law* を公布した。そしてこの時から白人労働者の待遇は改善された。

第三の白人衰亡の原因は國際的戦争と海賊とであつてこれは幾多の富を廢墟に化した。

第四の白人の失敗の原因は外部から干渉するところの本國及地方政府の失政である。重税、高價な物資、高い危険率、生産品に對する低價格は大地主が小地主を併呑する過程を促進した。其の當時成功した大地主階級は多くの場合不在地主からなり、往々其の管理者を苛酷な無法な監守人たらしめた。在住地主の息は又英國に於ける教育によつて二度と自分の故郷へは歸らなかつた。海外植民地に對し英國は航海條例、ローヤルアフリカン商會の奴隸獨占、大臣の壟斷其他によつて高率の輸出税をかけた。ハロー・ハワードは白人人口の減少は主に土地が少數大地主の手に歸したと、黒人による白人労働者の追出しであると述べてゐる。

かく労働者は悲惨な生活、労働の條件に直面してゐるにも拘らず一方上流階級は衣、食、住の生活事情に於て贅澤の結果反つて熱帶的環境に不適當な状態に陥つてゐた。大部分の労働者の住居地は農主の農業的施設や船に積込む便宜のために熱い沿岸平原に位置してゐた。早期に於ては總ての家屋は木造であつたので火事は頻々と起り破壊されてしまつた。

十八世紀の中頃まで多くの建物は見すばらしく藁屋根小舎であつて急造の小枝を組合せた壁は濕氣を含み健康に害があつた。そして各種の害蟲が蔓延した。更に移民の食卓は量ばかり多く粗末であり、近代熱帶食事の法則とは反對のものであつた。酔どれが横行し、賭博は憔悴させる惡徳であつ

た。良家の若い西印度移民の多くは文字通り死ぬまで飲んだ。そう云ふ場合友人は兩親に「熱病」から死んだと告げた。それで熱帯は嫌忌されることになつた。

着物も熱帶的條件には不適當であつた。ロンドンの冬の流行は西印度には暑い氣候の始まる時に到着した。西印度に居て歐洲の慣習や行儀を嚴格に執着する程馬鹿らしいことはないのであるがこれが上流社會のエチケツトであつた。農主階級の食事と衣服は思ひきつた贅澤であるのに一方労働者はその日の糧に苦しんでゐた。

カリブ地方に於ける白色人移住の基本的な最も主要な失敗の原因はネグロの輸入であつた。この人種の輸入は環境の必要に基づくと云はれてゐる。ネグロは頑健な異民族であつて、熱帶向に出來てゐるのに白人は弱く植民に適さないと云はれてゐる。然し他の要素も考へられる。即ち開拓白人労働者の生活し得ない低賃銀でネグロを雇ふことが出來たからである。最初の數世紀は黒人は痴鈍な搾取し易い階級であつた。たゞ英國人だけは始めネグロを輸入しなかつた。これは英國人がホーキンス John Hawkins 一五六七—一五六八年の航海の時代からカリブの奴隸貿易に興味を抱いてゐたが、黒人の大量の輸入はネグロの尠少と白人労働者獲得の希望のため延引されてゐたためである。例へばフランスがレワード諸島を一六六六—一六六七年の戦争で占領し、荒廢せしめた時セントクリストファの英國領に於ける奴隸は英國の領有が四十年以上もつゞいたにも拘らずたゞ四〇〇人を數へるに過ぎなかつた。然し一六五一年の早期にバルバドスは二〇、〇〇〇人の黒人を含んでゐたのである。何となればこの農場主はブラジルを訪問して和蘭人から砂糖の栽培を學び和蘭人から奴隸を購入したからである。大なる繁榮が新經濟と人種政策に酬ひたが結果は白人にとつて悲劇であ

つた。

一六六七年頃には一二、〇〇〇の善良白人がこの島を去つて、他の開拓地に向つた。一六四五年には一一、二〇〇の小農園は七四五の大農園に合併され、ネグロは八二、〇三三に増加した。ネグロに追出された白人の運命は悲慘であつた。この噂が英國、スコットランドに達した。それで人々は政治的犯人に對する最も苛酷な運命はバルバドスに流すことであると實感するやうになつた。バルバドスは今や黑人奴隸、蠻行惡徳の跳梁する世界となつた。バルバドスの例を直ちにレワード諸島、ジャマイカが追つた。そして結果は同じである。大土地所有の弊害は不在地主に現はれ減少する白人人口、變動的な一毛作企業、頽廢した貧民白人階級の増加が起つた。過去に於ては小規模の開拓者と満期になつた使用人が剛健實な中農を形成し、これが白人人口を増加させ、勇敢な民兵となつてゐたのである。然るに今やこの島嶼は殆ど全部一毛作の砂糖業に捧げ、不在資本家のために黑人奴隸監理人によつて大農場經營になつた。黑人の比率が増加し、Diligent Law が失敗したので農場主は必然的に更に壓制的になつた。奴隸の反亂や暴動を惡鬼の如き慘虐で彈壓した。多くの場合黑人の指導者は生きながらに焼殺されたのである。それにも拘らず奴隸の貿易は大規模に行れた。樞密院 Privy Council の報告はリヴァプールの商人は英國船で毎年三八、〇〇〇のネグロを運搬したと計算してゐる。一七四四—一七六〇年間にジャマイカのみで一〇〇、〇〇〇人以上の奴隸を買つたのである。維持費の低下を計るため農場主はネグロを職人に訓練し始めた。其の結果奴隸は熟練工の分野にまで侵入して來た。

プランテーションシステムの發達は次の社會的な惡果を齎した。即ち人口に於ける混血要素の侵入と窮貧白人階級の發生がこれである。エドワー

ド Edward は短い言葉で混血種族の悲慘地位を言ひ表はしてゐる。—この社會的禽獸は土人から蔑まれ、嫉妬され、そして純白色人種からは仲間はずれにされ、彼等自身がひけ目を感じてゐる。白人は美しい婦人をその家政婦として關係し、自分は結婚を拒みながら彼等を淫亂階級だと非難するのである。

多くの島嶼社會に於ては上層階級の白人男性は奴隸の婦人を強姦してゐるのに白人の下層階級はネグロと經濟的競争に入り、ネグロの病氣で淘汰され速かにネグロの生活標準にまで沈下して行つたのである。例へばバルバドスの「レッドレック Reddick」やセントトーマスの「チャチャス」Onachas やサバの英人、蘭人の如く混血を拒絶し、その人種の純粹性を維持したのも多少あるが、然し混婚と吸収は殆んど各社會に行はれ、現在存してゐる白人社會も漸次色付られてゐるのである。モンテサラートやジャマイカの「黒色アイルランド人」Black Irish は白人のネグロ化が完全に行はれた典型的社會である。シーフォーク、ジャマイカの獨逸人の社會もこの過程の働いてゐるよき例であつて、百年たゝないうちにいかにそれが進行したかを示すものである。

熱帯氣候に對するゴルガス其他の辯護者の基礎的意見は白人の失敗は熱帯病に基づくものであつて、而も科學的醫學の進歩に伴つて白人は温帯と同じやうに熱帯に於て生活して行くことが出来るやうになつたと云ふことである。

白人は熱帯に歐洲から又はアフリカの奴隸輸入を通じて多くの病氣を持ち込んだ。海外の新しい病氣が入つて來た時には免疫なき人の間に如何に恐るべき死亡が起るかは一五二〇年の例が示すであらう。一五二〇年にナルヴェズの列車によつて一人の病氣のネグロがメキシコに天然痘の傳染病を輸入

し、それはコルテツの時代までつゞいた。セントルイス、マルニチウスに於てはマラリヤの傳染病が八〇、〇〇〇人の中二二、二三人を一八六七—一八六八年に殺した。これは古代ギリシヤ、イタリー、スペインの大部分を廢墟にしたと信じられてゐると同じ道を辿つてこの島嶼を無人化するやうであつた。西印度への白人移民の死亡は重大である。一六三五年フランス人がガデループとマルチニクにデーイーペから *Pauvres engagés* を持つて植民したときに飢餓と過度の勞働に次いだ病氣から甚しき死亡を経験した。英國人も健康に關して被害を受けた。熱帯に於ける軍隊の間にも死亡は驚くべき程であつた。一七九六年に英領西印度に送られた壯丁一九、六七六人のうち一七、一七三人が五年以内に死んだ。カリブの軍務に服することは墓へ航海することと看做されてゐた。これには多くの要因が寄與してゐる。肉體的にはこの兵士は貧弱な性質であつた。衛生榮養の初步の知識さへ不間に附せられてゐた。

兵營は一般に沼近くの荒地に位置し、黃熱病が跳梁した。狭く、空氣の流通も悪く汚かつた。湯には殆んど入らない。當局は歐洲の氣候で使用するやうに仕立られた緋の服を着るやう兵士に強制した。そして標準的な舊世界の一日分の糧食の下に鹽漬の肉を週五回出した。

最後にラム酒が常習飲物となつた。かゝる状態で故國の政府は死んで歸るところの數の多いのに驚いて、一七九五年西印度防備の問題を奴隸から募集したネグロ部隊を組織することによつて解決しやうとした。

元來中世紀以來歐洲人の世界で發達した國際法の法理論に依れば非基督教徒の住んでゐる土地は「無人の領土」*territorium nullius* と看做され、單なる占有又は征服によつて其の領土權の取得が許されてゐたのであつた。

(Al. F. Indley: The acquisition and government of backward territory in inter-

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

national law. P. 10.)。そしてその領土慾と産業資本主義の發達は熱帯に於ける「自己の生活に適合しない土地」をさへ渴望せしめ、單に國旗を先に掲揚したと云ふだけで其の領土權を獲得したのである。昔ては冒險心と略奪欲によつて、近代では資本の伸展と重要資源と商品市場の獲得の擷取地帯として、極めて最近にはその過剩人口の收容地及軍事基地として世界各國の目は廣大にして而も未開拓な熱帯へ注がれて來たのである。フンボルト Humboldt の時代からゴルガス Gorges の時代に至るまで科學者は廣大なアマゾン谿谷、其他の熱帯地方に注意してゐたが彼等は廣大な處女資源と原資料がこゝに横り、開拓的、植民的白人のエネルギーを待望してゐると考へたのである。二十五年前の世界人口の増加はこの關心を速促した。例へばトレワルタ Trewartha は一九二六年に食料供給の問題は熱帯に於ける關心の再生を喚起したと述べてゐる。彼はゴルガスを引用して「アマゾン、コンゴの大谿谷が白人によつて占められた時には現在他の世界の居住地域に於て生産されてゐるよりも多くの食物がこの地域で生産されるであらう」と云つてゐる。(G. F. Trewartha: Recent thought on the problem of white acclimatization in the Wet Tropics. Geogr. Rev., Vol 16, P. 461)

最近一九三〇年ワード Ward は未來は益々熱帯に期待してゐる。そしてこの事實の過程を決定するものこそ白人であると書いてゐる。(R. Dec. Ward: The acclimatization of white race in the tropics. Ann. Report Smithsonian Instn for 1930. P. 538)

多くの國家に於て假令一特に白人國家に於て一人口増加率は下降の傾向を示してゐるがそれは事實に於て停滞か又は非常に緩慢な下降を示してゐるに過ぎない。伊太利、印度、ロシア、合衆國及び日本の如きは今尚ほ甚だしき増加を示してゐる。伊太利人は五〇〇、〇〇〇、日本人は九〇〇、〇

〇〇の割合で毎年其の人口を増大してゐる。そしてこれらの國ではこの増加の同じ率が數十年繼續するであらう。その上醫學の進歩は壽命を甚だしく延長した。

世界の人口の三分の一で地球の九分の八を支配してゐる白人の而も英、佛を主とした少數の白人國家が植民地の最も有望なる地帯を支配し、而も多くの熱帯地方を支配してゐるのである。他方獨逸、伊太利、日本は持たざる國に屬しこの兩群の間に大なる植民地戰爭が行はれてゐるのである。熱帯はかゝる鬭争の地位に立たなければならぬ。既に伊太利はエチオピア帝國の熱帯高原を併合した。若し伊太利がこれらの地方を白色移民で充すことが出来るならば、そしてその資源を開發するならば東アフリカ熱帯に於ける發展しつゝある英國植民地をおびやかす、熱帯東部に至る英國の貿易路をおびやかすであらう。同様に日本は急促に太平洋委任統治領を足場として印度洋、太平洋に擴大しつゝある。そして孤立化されてゐる蘭領東印度、フィリッピン、オーストラリヤをおびやかしてゐると彼等は信じてゐる。

オーストラリヤは白人が徐々に植民し有色人種を縮出すことによつて一般の不毛な熱帯の少部分の適地を耕作してゐるのみである。嘗て有色人の移民を歓迎し最も人種的偏見がないとされてゐた米國熱帯に於てさへ白人の血の純潔を保つと云ふ意味で東半球を惱してゐる人種鬭争とアジア人排斥の移住制限政策が現れてゐるのである。

第八章 熱帯の氣候概念と其の生活形態

熱帯の概念は學者に依つて多少の相違がある。數理的熱帯は北緯南緯各二三度半の平行線間の地帯を指すのであるが、然し或地帯に於てはこの地域に存しながらもその高地性、涼風、寒流等が氣候的狀態を非熱帯的なら

しめ、又或地帯はその低地性、熱風、暖流等によつて數理的熱帯圏外に存しても熱帯的狀態を示してゐる。

一八六七年にズーパン Sea が熱帯としての適當な境界を年平均華氏六八度(攝氏二〇度)の等溫線地域に認めたのであるが、ケツペンは熱帯の規準として一年十二箇月中六八度以上の溫度をとつた。ズーパンの分類は廣きに過ぎ、ケツペンのは狭すぎる。従つてケツペンは一九一八年以後最も涼しい月の溫度が六四・四度(攝氏一八度)以上である地域を含むやうにその定義を擴張した。オースチン・ミラーとエルスウオース・ハンチントン E. Huntington は最近熱帯を七〇度の年平均等溫によつて規定した。これは最も妥當な熱帯の限界であらう。七〇度の等溫線境界の内部に數箇の異つた熱帯の類型がある。貿易風沿岸・島嶼・乾燥地帯(季節風地帯を含む)、砂漠地帯、山嶽及高原及び中間地帯がこれである。かゝる地帯に於ては溫度濕度の如き支配力が甚しく變化し、多數の地方型氣候を形成してゐる。これらの地方的氣候は疑ひもなく人間の居住に大なる影響を與へるが、この問題に關しては殆んど研究されてゐない。

福井英二郎氏に従ふならば(氣候學三二五頁)一般に熱帯氣候は赤道を中心とした周邊の地域を含み年中高溫で又一般に雨の多い氣候であるが、更に降水の季節的配布の原因等によつて熱帯多雨森林氣候・熱帯サヴァナ氣候・熱帯季節風氣候・熱帯高山氣候に分けることが出来る。

これに含まれる地域は後方印度山嶽、デカン高原を含み、アフリカではスタンを横切り、中央アメリカのユカタンを通過して太平洋に及ぶ地帯であり、南部限界はオーストラリヤの北部をモンsoon地域マダガスカルの南端、コンゴ分水嶺に沿ひ南アメリカの沿岸森林地帯を含むグランシヤコを横切つて太平洋に及ぶ地帯である。

此の中で熱帯サヴァナ氣候と熱帯季節風氣候はいづれも夏に雨の多い氣候で結果に於いては全く同一であるが前者は赤道の兩側近くにある爲、後者は季節風の影響によつて生ずるもので成因的に二つに分けられるのである。

高山氣候も結果に於いてはケツペンのC氣候やE氣候と同一であるが、緯度が高いことによつて生ずるものとは全く原因を異にする。熱帯多雨森林氣候は大體ケツペンのaf氣候に相當し、一年中高溫多雨で年較差小さく一般には攝氏六度以下で、又日日の天氣の變化も溫帶地方とは異り極めて單調で且つ規則正しい。之に反して一日中の氣溫の變化は一年中の變化よりも却つて大きく、「夜は熱帯の冬」と言はれる。雨は一年中多量で太陽が二回眞上に來るので極く僅か乍ら二回の極大(五月と十一月頃)と二回の極小を持つが未だ雨季・乾季と呼ぶ程顯著なものではない。雨量は場所により又年によつて著しい差違がある。多くは一日中一定の時間、大抵午後から夜にかけて豪雨がある。海岸では陸風・海風が顯著なことも熱帯地方の特色で、日中は清淨且つ冷涼な空氣を運んで來るので之によつて酷しい暑熱を凌ぐことを得、従つて住居の位置もこの海風によつて決定される場合が多い。又熱帯地方では薄明の時間が短いので自然界は日出と共に一時に靜寂から活動の世界に移り、溫帶地方や高緯度地方で見られる様な長い夜明や黄昏の時間を見ることは出來ないのである。此の熱帯多雨森林氣候の最も良く見られるのは南米のアマゾン河流域及び太平洋岸のエクアドル・ロンビヤの低地、大西洋岸のパラナ河の谷、ブラジル高原の東縁部地方で、又アフリカ大陸ではギネア灣岸から大陸内部へ向つて細長くコンゴ盆地を経てヴェイクトリア湖附近まで入込んだ地帯が擧げられ、アジア大陸では蘭領印度諸島・マレー半島からビルマの西岸に亘る一帯及び印度西岸のマ

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

ラバル海岸等である。更に大洋中の貿易風の方向に面した島嶼は矢張り此の氣候に屬し、フィリッピン群島・西印度諸島・中央アメリカ・マダガスカル島の東海岸等に最も顯著な發達を見る。此の氣候で最も雨の多いのはハワイ諸島中のカナイ岸に於ける一二五〇〇耗、アフリカのカメルン山脈の西南麓の約一二〇〇〇耗。チェラプンジの約一一〇〇〇耗等である。

次に熱帯サヴァナ氣候では年雨量は前の熱帯多雨森林氣候に比べて稍、少いが、最も大きな相違は雨季と乾季とが明瞭に區別されることであつて太陽の最も高い即ち溫帶地方の夏に相當する時季に一番雨がが多い。之に反して太陽の最も低い冬(年較差が小さいので此時氣溫は相當に高い)に相當する時季に雨が最も少く乾燥して樹木は落葉する。

氣溫の一年中の變化は一般に小さいが、前の熱帯多雨森林氣候の外側にあり之に比べると赤道より稍、遠いので年較差も多少増加し一二度C位までになることがある。併しそれでも尙ほ溫帶地方で見られる様な四季の區別は全然認められず、従つて一年は雨季と乾季の二つに分たれる。此の様にサヴァナ氣候は通常太陽の高さの變化に伴ふ氣候帶の季節的移動によつて生ずるものであるが更に季節風の交替によつても之と同じ結果が現はれる。即ち印度やビルマ等では夏の南西季節風によつて多量の降雨を見るのに對して、冬の北東季節風は大陸から吹いて來る乾いた冷い水蒸氣に乏しい風であるから、此の時季には非常な寡雨である。従つて熱帯サヴァナ氣候と大體同一の氣候となり、その與へる影響も亦非常に似てゐる。此の兩氣候はケツペンのAWに相當するが、前の熱帯多雨森林氣候の兩側に横はりアフリカ大陸に最も廣く分布し、赤道の北方ではスーダンから東の方にはアビシニア高原附近まで略、東西に走る地帯と赤道の南側では之と略、對稱的にアンゴラから東の方へ延びアタンガ、タンガニイカ、ケニア地方を経て

印度洋岸に達し、更にマダガスカル島の兩半部を含む地帯である。又之に次いで廣く分布してゐるのは南アメリカへ赤道を中心にして北方ではヴェネズエラ南方ではブラジル高原の殆んど全部が之に屬し、前者ではラノス、後者ではカンポスと呼ばれる地方である。

更に印度のデカン高原及び印度支那の大部分に互つて熱帶季節風氣候の發達が見られ、オーストラリアでもこの北部地方に分布してゐる。此の兩氣候は一般に大陸の東岸では回歸線近くで溫帶に接するが、西岸では緯度は四度—一六度の地方で乾燥氣候によつて中斷されてゐる。此の氣候で見られる熱帶森林は大體多雨森林、半落葉樹林及び灌木林の三つに分たれる。勿論最初の多雨林がその大部分を占め、漸次外方へ向つて半落葉林、灌木林に變り次のサヴィナ氣候の地帯に續く。熱帶多雨林は又アマゾン河流域ではセルヴァスの名で知られてゐるが、世界中で最も成長力の旺盛な植物より成りその種の數が莫大な數に達することが大きな特徴である。従つて溫帶地方に於て見られる様な僅に數種類の樹木から成る森林とは異り、一エーカー當り八〇から一〇〇種位に達することが珍らしくないと言はれてゐる。又此等が密生してゐる爲に太陽の光は遮ぎられて直接地面に達せず、個々の樹木が非常に高く直立し樹冠の近くで枝や葉を出すのみである。更に樹幹の間の空間は寄生植物の網によつて互に連結されてゐる。之等の植物の成長の速いことは一度之を伐り拂つた時に知られる。一年中どの時季にも古い葉は片つ端から落ちその後から新しい葉が芽生えるのである。森林は常緑で一年中同じ様な外觀を與へる。此等の熱帶多雨森林は雨量の非常に多い熱帶多雨氣候によつてのみ維持されるが之れよりも稍、雨量少く、冬季には乾燥季が見られる熱帶サヴァナ氣候及び熱帶氣節風氣候に於ては稍、疎らな落葉林が見られる。ブラジルでは之をカーチンガと呼ぶ。

従つて森林中の通行は此の錯綜した叢林の爲に熱帶多雨林よりも却つて困難であるが、その密度が小さい爲めに伐採は却つて容易であると言はれる。最も著しい特色は季節的律動を有つことで乾燥季には丁度溫帶地方の樹林の冬眠同様に休眠を行ひ、多くの樹木は落葉するので一面に褐色又は灰色の景色に變る。併し雨季が始ると再び濃綠色に復歸する。印度では白檀、アフリカではバオバブ樹が此の氣候の代表的の樹木とされてゐる。

更に雨量が少くなると灌木林のみとなり、樹幹は一般に小さく日光は地面に周く行互り一面に草によつて覆はれる。又雨と共に景色の季節的律動を行ふことは前と同様で、乾燥季には落葉して裸になる。南米のオリノコ河流域では之をラース、ブラジルではカンポスと呼ぶ。

熱帶氣候で經濟上最も重要な植物は椰子であるが之は平均氣溫が二二度C以上で氣溫の較差が出来るだけ小さいことが必要條件であるから熱帶のみに限られ、最も多いのはズンダ諸島及びアフリカの赤道地方(一五度N—一二度S)であり、アメリカではパナマとコスタリカとの間の地方が原産地であるが西海岸では一八度Nから一八度S、東海岸では二四度Nから二七度Sに互つてゐる。印度以西の暑いアジア地方に見られないのは恐らく雨が少い爲であらう。次に油椰子は熱帶アフリカが原産地で此の外に熱帶性の栽培植物としてはゴムの樹・コーヒー・米・甘蔗等がある。此等は凡て高溫多雨の熱帶森林氣候に屬するが、サヴァナ氣候及び熱帶季節風氣候では米及び棉が最も代表的のものである。棉は氣溫と雨量とに著しい影響を受けワードル A. Wardle によると五—六箇月間毎月の雨量が一〇〇—一五〇を示し、二五度C以上の氣溫の下に雨は多く驟雨として降ることを要求するが、同時に乾燥季の存在が不可缺な條件で之は棉の成熟及び收穫に必要な爲である。従つて夏季多雨のサヴァナ氣候及び熱帶季節風氣候は棉

の栽培に最も適當してゐる。實際棉の主産地である印度、北米合衆國の南部地方、アフリカのスーダン地方、濠洲の一部等は此の氣候又は之に近い氣候に屬してゐる。又此の氣候では臺地地方は特に珈琲の栽培に適し、ブラジルは最も有名である。

熱帯多雨森林氣候に於ける人類の生活は全體として雨に支配されてゐる。赤道アフリカ、南アメリカ、マレー半島等の密林は住民の定住に都合が悪く人口も稀薄で文化の程度は非常に低い。又之等の大森林は外來文化の浸入に對して大きな障礙となる。スマトラ北方のアチンの森は土人を和蘭人の侵入から保護した。又中央アメリカでも西側は割合に雨が少く、從つて廣々としたその斜面は早くから白人によつて占住されたが、彼等に近づき易い東側は却つて雨が多く森林が密生してゐる爲に最も長くまで土人が残つてゐたと言はれる。此の地方の住民は主として狩獵や漁業を營み、或種のもの種々の林産物によつて生活してゐる。森林が伐り開かれると一部は耕作に従ふ。此くしてマレーの森林地方では土人は前の單純な生業の少い定住地を有つ稍、高級な職業に轉ずる。アマゾン河の流域地方では増水季には魚類や水禽類は北方の支流(此の時乾燥季で水量が少い)へ移動し、場合によつてはオリノコ地方にまで達する。併し太陽の移動と共にアマゾン地方が再び乾燥季になると又元へ戻るから此の時が最も良い漁獲期で之に應じて住民の一部も季節的に移動するといふ。熱帯森林の生産額は莫大な量に達するから白人の開拓を促し、ブラジルではアマゾン河の下流及びその支流に沿つてカ、オ、甘蔗、コーヒー、煙草、米等の栽培が行はれ、又製糖工場、製材所等が見られる。パラヤマナオス等の大きい町は此の樣にして漸時發展し土著の種族も段々に文化の光に浴する様になつた。ジャバに於ける集團的な製作は弘く知られてゐる事實である。

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

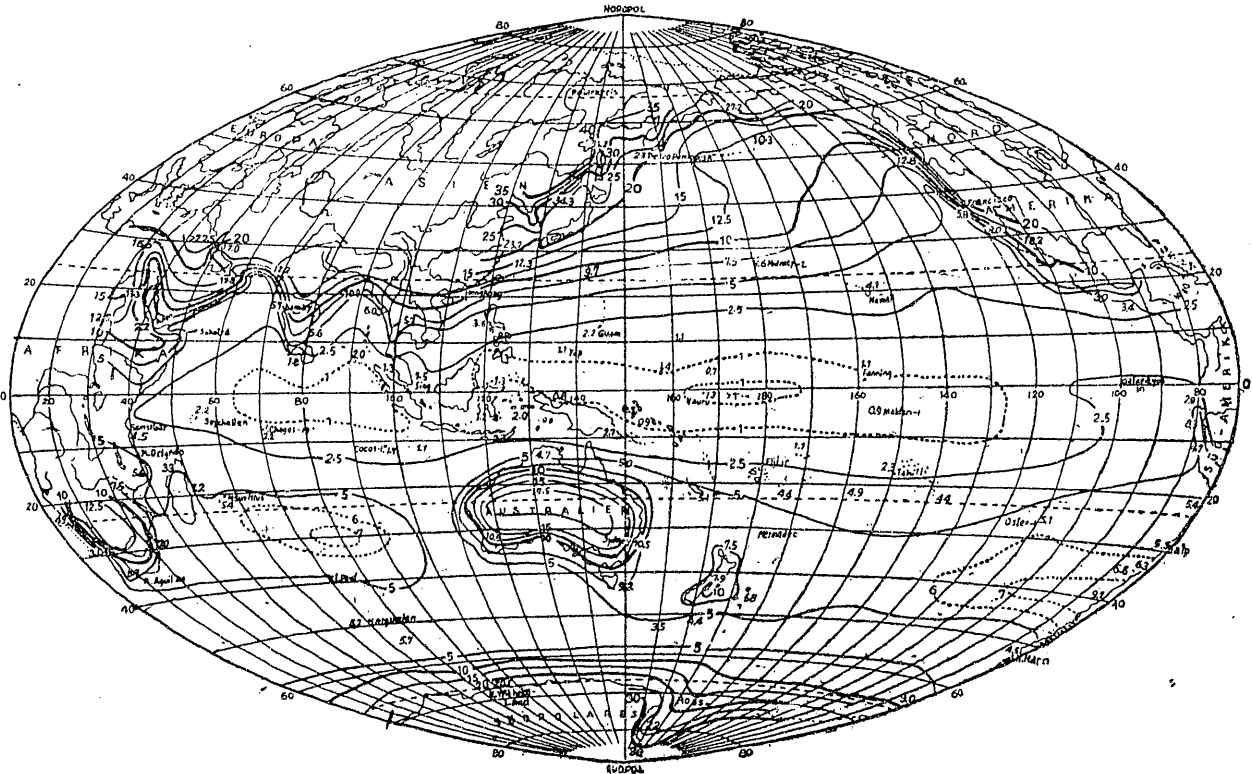
熱帯氣候の地帯は人文的には大體二つに分たれる。一つは人口の稀薄な主として狩獵・漁獲及び木の實の採集等によつて生活し耕作は單に之等の補ひに行ひ、少し進んだものでも移動的農業の域を脱しない文化の低い地帯で西洋文化も今日僅かにその縁邊地方に及んでゐるに過ぎない。之に對して他の一つは非常に稠密な人口を支へ、主として水田耕作によつて立つてゐる。印度やジャヴァの地方で此處では夏季の降雨が絶對的地位を占めてゐる。從つて熱帯氣候では人口の多いのは大體東洋に限られてゐるが、唯例外的に比較的多くの人口を支へてゐるのはブラジルである。併し熱帯氣候では白人は直接の生産には殆んど從事せず、大部分は之等の管理者又は指導者の位置にあるのでその人口は非常に少く印度では三五〇、〇〇〇、〇〇〇人中僅かに二二六、〇〇〇人に過ぎない。

最早飽和に近い土人の大人口を與へてゐる此等の地方では白人に對して既に收容の餘地が少く、唯アメリカやオーストラリア及びアフリカの熱帯地方が開放されてゐるに過ぎないが、此の場合白人が他の勞働力に頼ることなく此の種の氣候の下に永住し得るか問題である。今日アフリカの臺地や南米及び北オーストラリアの一部に於ては白人の勞働に基く植民が試みられてゐる。例へばブラジルのサンパウロ附近に於ける珈琲園や北ロデシアの鐵道沿線地帯に於ける開拓農業等で白人の熱帯移住問題は將來重要な問題の一つである。特にオーストラリアでは『白人の濠洲』の聲が高く有色人種の進入を拒む政策がとられてゐる。

熱帯科學の成果は熱帶的氣候地帯の内部に住む人間を熱帯病原による傳染の危険から救ひ、その異つた環境の體質に關する正常な反應を觀察せしめた。

如何にして、又如何なる程度まで氣象的事情とそれと相互作用を營む熱

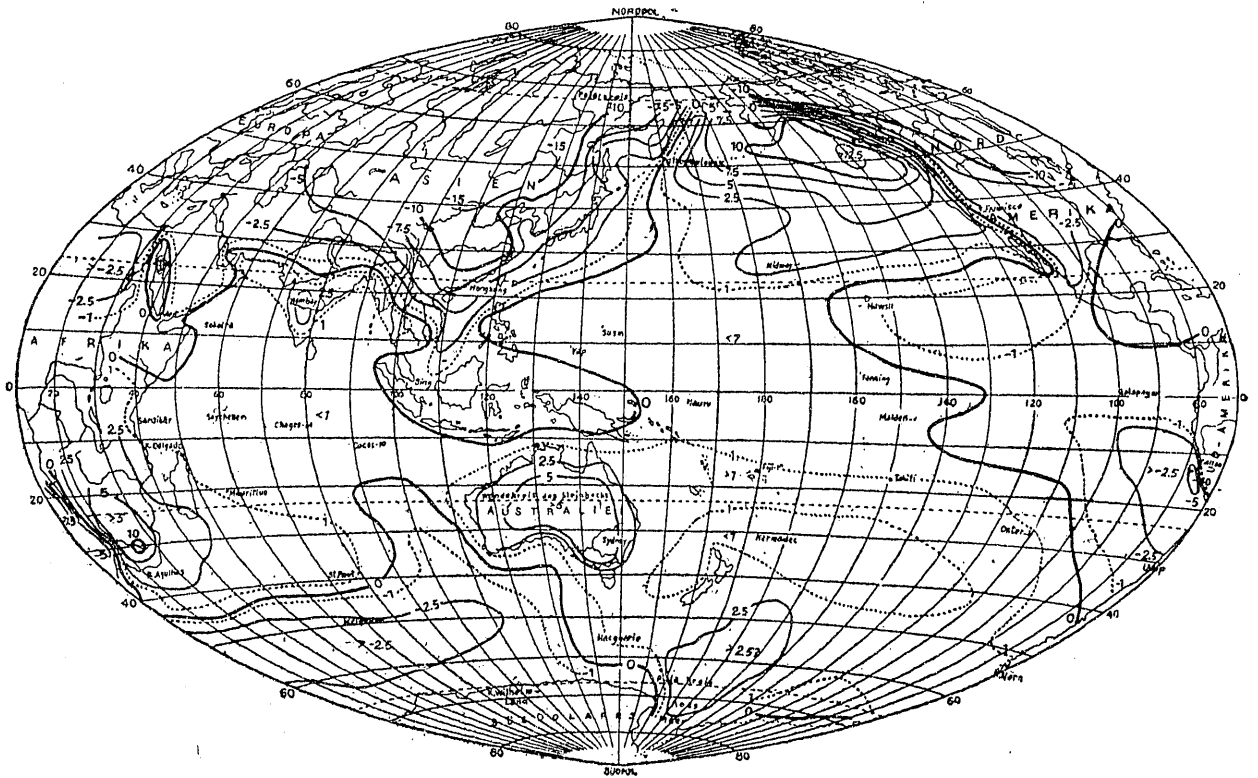
太平洋、印度洋の氣温等年較差線圖



帯内部の地表事情との結合が人間の反應能力に影響し、特殊な反應を規定するかを確定することが或程度まで出来るやうになつた。(Ernst Rodenwaldt, Tropenhygiene, p. 1.)

温暖な地帯に生活を送つた人間は熱帯を考へる時先づ最初に念頭に浮ぶものは耐え難き酷暑である。然し日本の熱い七月又は八月は非常に高い日中平均温度を示し、往々酷暑熱帯の日中よりも遙かに高温であることを知つておく必要がある。日本に於ける蒸暑い八月の夜のやうに、熱帯に於て高温のため眠ることが出来ない、と云ふことは、殆んどないと云ふことを、多くの人は信じないであらう。戸外に於ては、熱帯の太陽の光線は矢の如く強く皮膚を刺し水平面に與へる熱量は—太陽の天頂にあるとき—太陽が水平面と十度にあるときよりも、一五倍以上大なのであるが、それだけ直射と日影とは、温度に差があるのである。我々は直ちに温度の絶対的高さよりも、遙かに二つの他の氣候的要因が、人間の健康の決定的な因子であることを經驗するであらう。その一つは消極的意味に於ての空氣の含有する湿度であり、これは普通歐洲に於けるよりも高い。他の一つは積極的な意味の通風である。單なる高温に對しては、我々は換氣裝置を設備することによつて意識的な反應を作ることが出来るが、直接に特異な不快感を與へるものは、温度が高いからと云ふことではなく、殆んどそれが變化せず、二十度以下に降らないといふことである。従つて、我々は内地の夕方涼さを、そこに期待することは出来ないのである。これは我々にとつて、決定的な意味を持つものであつて、極度な四季の變化、毎日の晝夜の氣温變動の氣候に體質的に全く適應した生活を營むものにとつて、不變の同様な氣候下に生活する場合には、そこに不快を感じるのは當然である。温帯より甚だしく變化しない熱帯の氣候は、家屋や衣服の構造に注意して、そ

太平洋、印度洋の二月に於ける気温等偏差線圖



熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

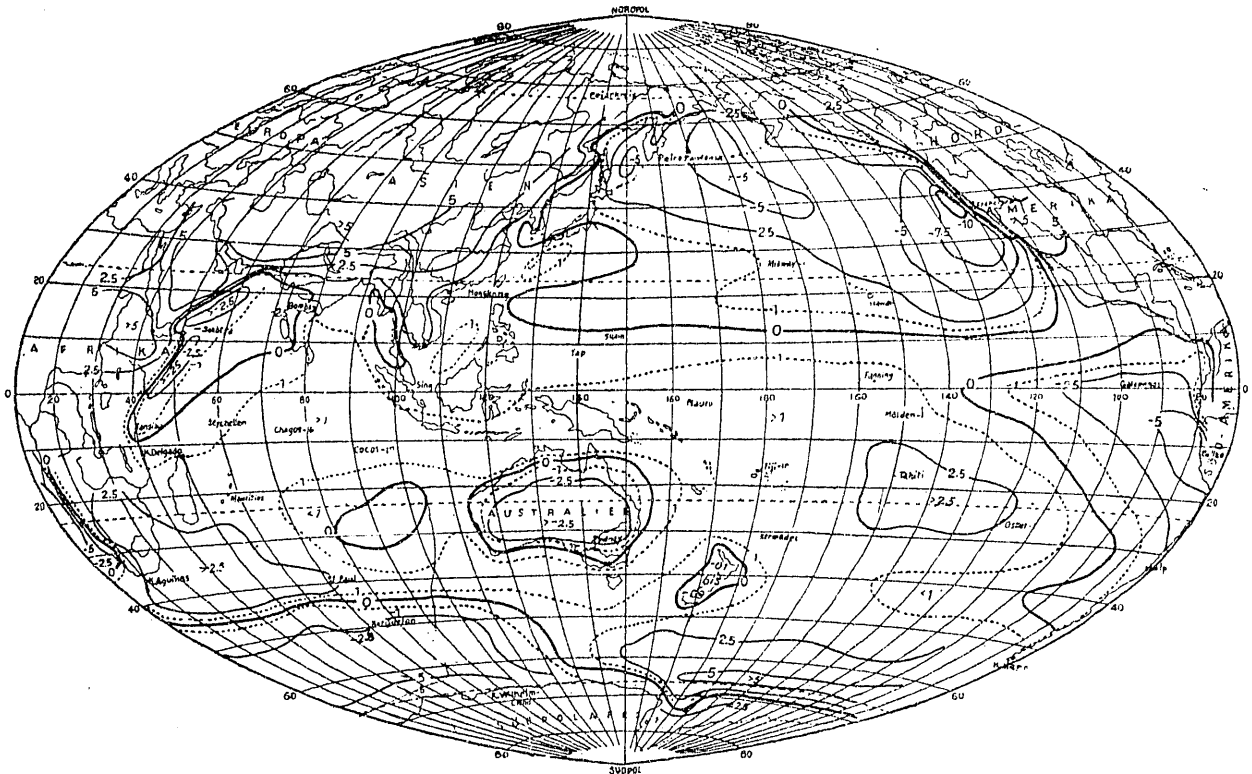
ここに人工的氣候を作る必要を感じしめるのであるが、これらの外部的變化による人工的氣候への適應は人の生活過程を輕減せしめず、逆に永い時間から見れば—本質的な馴化を困難ならしめるものである。

元來晝と夜の気温の甚だしき變化と更に夏と冬の甚だしき變化は一地方の氣候にその體質を慣させないと云ふことを熟考する必要がある。従つて、日本民族がいつれの氣候にも適應して行く能力のあることはその四季の甚だしき變化に基くものである。

熱帯に於ては晝と夜の差、即ち温度の動搖は少なく、又夜になつてもその気温が二十度以下になることは殆んどなく、毎日の平均、月平均、年平均は殆んど皆な同じなのである。従つて熱帯では又気温の同様性を受けなければならぬが、それに伴つて十二時間の熱帯的晝間と同様な長さの熱帯的夜間の定規性が來るのである。かゝる氣候的單調性を熱帯の特徴であると考へなければならぬ。

熱帯の總ての低地に於ては温度は年平均約二六度附近で（東京、大阪の八月の平均気温はそれぞれ二五・七度、二七・四度）ある。原則としてこの平均は海面から一〇〇米昇る毎に約〇・五六度低くなるのである。地理學的赤道と回歸線は氣候的意味に於ける熱帯を規定し、包含しない。地球上に於ける陸塊の不均整な分布があるので氣候的熱帯の赤道は或所では溫帯赤道なのである。それは北緯十度附近にある。この線を地理形態學的關係が規定してゐる。攝氏二十度の年等温の内部に於ける赤道から南、北にある地域が熱帯なのである。（ズーパン）。これらの熱帯の内部—攝氏二十度の等温線の内部にある地方で、最も寒い月平均が二十度を下らないのが眞の熱帯であり、それ以外の地域が亞熱帯なのである。それで氣候的意味に於ける熱帯はその範圍の大部分が地球の陸の多い北半球にあることになる。

太平洋、印度洋の八月に於ける氣温等偏差線圖



それで部分的には北回歸線を越えてゐる。そして南半球では回歸線の内部の地域であつてもその氣候状態は熱帯とは云へないところが多いのである。南米の白人居住能力に對してはこの氣候状態が説明する。

従つて熱帯は決して單純な直線で區劃されるものではなく、複雑な曲線で限界せられた地域である。若し氣温のみから見るならばその地域の内部にも其の高度の海拔の高さに従つて年平均二十度に到しない所謂熱帯に非ざる地域を區別することが出来るのである。

海面の高さに近い總ての地域は氣候のみを顧慮すると狹義の熱帯と名付ける地域を示すのである。これに對して熱帯的低地の概念が與へられ、特にこれは熱帯の沿岸地域に見出されるのである。

更に又適度な氣候の諸條件より甚だしく偏つてゐる湿度—高く多くは八〇—九〇%—を持つ、熱帯内に於ける空氣湿度を考へるならば我々はその高い空氣湿度の爲めに又二〇度の等温線に限界された地帯の内部の高地域も氣候的熱帯に屬するものとしなければならない。

然しこれらの兩地域の内部に定期的な風速運動が起る場合にはこれは地表に於ける温度分布に影響を與へ、熱帯圈内部に又特殊な條件を與へるものである。こゝでは歐洲と異つた風即ち貿易風と季節風とが吹くのであつて、沿岸地方に於ては海風、陸風の著しき毎日の交代が典型的な現象なのである。

温度、湿度、風速の綜合作用の結果熱帯の内部には—特に熱帯低地の内部にさへ我々が最初強く感ずるやうな、かの絶對的な同源性、單一性が無いのみならず、全地球と同じやうに多くの差異變化があり、理論的に各地には特殊の氣候が成立してゐるものを知るのである。例へば臺灣に最初に居住した年は冬でも外套の必要を感じないが二年目からは外套の必要を感ずるやうに四季の變化を認めるやうになるのである。

熱帯は又海洋及び大陸氣候の總ての差違を持つてゐる。従つて限定的な年平均の溫度差が尠い所と大なる年平均溫度差を持つ過度の氣候がある。これは大陸と海洋の影響に基づくものである。然し月平均溫度が一五度以上動搖する大陸の内部よりも島嶼及び熱帯沿岸は遙かに同様性を持つてゐる。従つて海洋氣候では知ることの出来ない三四度に及ぶ月平均が大陸内部の溫度上昇に現はれる。大陸内部に於ける毎日の氣溫の變化は海岸地方より甚だしく大であるので、十度以下を示す數ヶ月のうちにも甚だ高い日中氣溫と、甚だ低い夜間氣溫を示すのである。

熱帯氣候の特殊型を定立する試が多く、學者によつて行はれた。(ケツペン・ズーパン等)、これは氣候學の見地から疑もなく正當なものである。我々にとつても熱帯低地氣候に於て如何なる氣候要素が重要な役割を演じてゐるか、強い太陽光線が作用するか、雨量の多寡、就中風の強さと、繼續時間が最も注意を惹く。總てのこれらのことは熱帯に於ける四季の變化及び氣候の變化を論ずるに必要であつて、従つて又氣候狀態の單調性を打破する方策の基礎を提供する。

又熱帯沿岸、島嶼地域に於て氣溫の月平均、日平均が殆んど變化しないところでも溫度は季節の異なるに従ひ全く異なつて感ぜられる。これは季節風及び貿易風に關係があるのであつてその影響の下に明確に乾燥季と降雨季が區別されるのである。そしてその時間的な變化の定期性はいつ最初の雨が降るかと云ふ日を豫見することさへ可能ならしめてゐる。勿論熱帯にも内地と同じくしのぎよき冬と嚴寒の冬がある如く、或年の季節風は平年よりも強く吹き、他の場所では全くないことがある。かゝる變動は熱帯に於ては收獲及び健康に溫帯よりも強い影響を與へる。

熱帯の季節は冬寒、夏暑によつて區別されず雨期、乾燥期によつて區別さ

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

れるのである。永い無雨の月がつよき地表の植物、成長が乾燥のため阻止され、大なる熱量が大地に蓄積され、而もその影響が蒸發によつて緩和されない時には、人間は太陽の直射熱と地表からの反射熱によつて二重の作用を受ける、地面は八〇度まで熱せられる。これは暑夏アスファルト道路を歩く時と同じである。地表の熱線が如何に不愉快なものであるかは雨期が近づきながら降雨がなく灰色の雲層が天を被つて太陽の作用が抑制された時に示される。

よし溫度がまだ高くなくてもかゝる場合は不愉快な壓迫感を持つのである。同じ氣溫でも太陽の直射と緑の地表から來る場合には全く異なり、我々にそこに爽快を感じるのである。

乾燥期が六箇月つゞく、熱帯地方では太陽熱と地表の熱との結合作用によつて最も苦しく感ずる時はその最後の週である。多くの人はこの時期に山に登る。多く學校の休暇はかゝる時期に定められてゐる。そして最初の降雨はこの苦しい抑壓感からの解放を意味する。

この瞬間に於て空氣に含有される濕度増加は最初の降雨の後では未だ苦痛ではない。何となれば地面の強い冷却が起るからである。熱帯にとつて降雨は悪天氣ではない。何となれば地表は緑に洗はれ、地面は冷却されてゐるからである。高山の熱帯の夜は若し雨が降るならば輕井澤の夏の夜を追憶させるのである。

理論的に云ふならば平均年溫度は一〇〇米昇る毎に約一度減ずるものである。この計算的確定は各個所毎に決定されなければならぬとは云へ、我々の健康に於ける熱帯の一定の高度位置の作用を示すものである。更に重要なことは位置が高くなる場合に氣象的條件が如何なる綜合作用を現はすかと云ふことである。乾燥した森林のない地方で三〇〇米高く昇つたとし

ても殆んど温度の變化は感じられないであらう。

然し爽快な豪雨の後に毎日夕方の氣温低下を見る森林地帯で同じ高さに昇つた場合には明かに感得される氣温區別があるのである。更に晝夜の氣温の變化即ち夜になると如何なる温度に近づくかの問題がある。森林のない低地と森林のある高地の對照は兩者が共に森林なき場合よりも大である。高地であつても海風が作用しない場合には地位が高いと云ふことは利益にはならない。

總ての氣候的諸條件のうちで特に苦痛に感ずるのはその空氣の高度な濕度含有であつて、これは低地並に高地に於ても同様、熱帶圈に存在する場合には常に高く、殆んど八〇と九〇%の間にあり、一〇〇%以上になるとも稀ではない。

歐洲人は平均の比濕が餘り高くないところに住み慣れ、我々日本人は湿度の高いところに慣れてゐる。それで眞夏の豪雨の後に比湿度が八〇%以上に昇つたときには歐洲人は凌ぎ難き蒸暑さに惱まされてゐるのであるが、日本人にはたいしたことでない。これは歐米人にとつては呼吸を困難ならしめる如き空氣拔のない温室に生活することと同じ感を與へる。

氣温が高くとも湿度が低いと皮膚面からの蒸發が旺んでその際多量の熱を奪ふので生理的飽差が大であればそれだけ軽度に感ずるであらう。かくして體感湿度や温度そのものに比例せず、冷却強度、乾燥強度にも關係してゐるのである。

従つてこれらの要素の綜合が風土順應を決定的に支配することになるのである。

湿度が温度に次いで影響度が大であることは蒸し風呂と空氣風呂との關係に知ることが出来るのであつて、蒸風呂は四〇度の絶對温度に於て既に呼吸は困難であるが、高温大氣浴では六〇度に於ては汗が猛烈に出るが呼

吸は阻げられない。熱帯では高い所へ行つてもその空氣の大なる湿度含有から逃れることは出来ない。若し海拔一六〇〇米以上の高さに昇つたら温帯の春の氣候状態に來ると考へたら誤りである。その空氣の湿度含有によつて高地もなほ熱帯氣候の影響地域にあるのであるが、然し一二〇〇—一八〇〇米なると氣温の低下があり、夜になると太陽が沈むや否や氣温の低下があり、安眠することが出来る。

従つて九〇〇—一二〇〇米の高地帯が歐洲的氣候關係に近いのである。

一五〇〇米以上になると霧が常に被つてゐるので氣温から見れば低いが健康には反つて害があると云はれてゐる。

熱帯低地に於ける高温と高湿度を脱れるため人工的冷房装置と乾燥装置を設備することも可能であるがそれは滞在者の一時的な調節法に過ぎない。熱帯に永住的に生活しやうとするならばこの兩要素に適應しなければならぬ。これらの人工兩装置を利用するのは最も凌ぎ難い一年の或時期、一日の或時間に限られなければならない。いつも同じ不變の作用はその風土馴化力を損ふからである。

熱帯に於て適應性を與へる第三の氣候要素は定期的な風である。熱帯沿岸及び陸地三〇キロ米までは毎日二回風向の變化がある。午前は海風として海から風が急速に熱せられた陸に吹く。夜は冷却した陸が冷風を陸風として比較的固定してゐる温度の海へ吹くのである。兩風の強度性の緩急は毎日の晝夜の氣候的衛生的價值を決定するものである。それらが相互に均衡して無風の時は最も不愉快な時間である。それで太陽が昇つた直後、夜の涼さが消失した直後即ち午前の一〇—十一時までは烈しい労働をすべき時ではない。十時以後の海風が強く吹き出した以後に烈しい労働をなすべきである。早い夜の時間で海風が止んだ時、睡眠に最も困難を感ずる時で

あつてかゝる場合は陸風の吹き出すのを待つのである。自動車を有する人は大抵約半時間オープンに乗つて人爲的風により涼み、睡眠に必要な冷氣を得て来るのを常としてゐる。従つて風の方向を考へて家屋や道路を作らなければならない。植民地の熱帶的國土計畫の一部には風向の要素が取入れなければならないのである。奥地に於ても土地の高低分布は地方的、定期的風の變化―山風、谷風―を起すものである。陸風と海風とは同じ強さではない。それで土地を撰擇する場合には家屋の構造と別に又土人の住居が風上とならないやうに注意しなければならぬ。風は乾燥期には既に使ひ古された不潔な空氣、土人の惡臭をまき散らすからである。

最も爽快な風は雨期のものである。一日に二回陸風、海風が来る風の轉期に苦痛を感じると同じく沿岸地方では年二回長い期間の無風期がある。この期間は轉期である。その一は太陽熱と地熱が作用する乾燥期直後と他は蒸暑さの緩和しない雨期の終りが最も苦痛な時である。

所謂季節風は海風、陸風の規模なものと考へることが出来る。これは年二回の陸海間の溫度差の結果起るものであり、地方風よりも遙かに大なる氣候的意味を持つ。毎日の變化の代りに、年の定期を以つて大陸上を陸風と海風とが交替するのである。それは殆んど半年に互り大陸と海洋の間に、夏と冬と反對な方向をもつて、遙かに強力に吹くが故に季節風と名付けられてゐるものである。

總ての大陸は季節風の風を作るのであるが、然し狹義に於ては熱帶圈の風のことを季節風「モンスーン」Monsoon と名付けるのであつて、これは主にヒマラヤの南方地方のアジア大陸の影嚮の下に、又オーストラリア、東部アフリカ地方の大陸の影嚮の下に發達したものであつて、主に印度洋の沿岸地方の内部に起る風である。

熱帶の風土的條件と移民適格性の諸問題

一般に冬の季節風は乾いた寒冷な大陸氣塊を伴ひ、夏の季節風は濕潤な、溫暖な海岸氣塊を齎るのであつて、この季節風は南東アジアの生産形態従つて又生活様式に非常な影響を與へてゐる。この季節風帯の主要農産物は米であるが米は短時間に成長する植物であつて適當の水と溫度を絶對に必要とする。従つてそこに集約農的所謂アジア式生産様式が構成されるのである。何故、何の程度に熱帶的氣候は我々の生理的機能に影響を與へるのであらうか。熱帶に於て成功するためには氣候的影響(大氣の溫度・湿度・氣壓・空氣の酸素含有量・氣流・空氣イオン等)が人體に如何なる反應結果を生ずるかを豫め測定し、それに基く生活様式を採用しなければならぬ。このことは開拓政策を實現し、それを成功させるための基礎的條件をなすものである。それにも拘らず、この科學的研究は輒近まであまり行はれてゐなかつたのである。多くの氣候學者は如何なる程度まで人間の活動力が氣候的要因、法則によつて支配されるかを發見しやうと試みた。彼等はクライモグラフィ(氣候的要因の相互及び健康、文明、勢力との相關々係のグラフ化)を構成し、又氣候に對する健康、勢力、文明に對する氣候的關係を説明する地圖を作つた。又彼等は「快」、「不快」の氣候尺度を作つた。一八三九年頃モーゼル Moser が溫度と死亡率の相關關係を見出さうとし、その後カスパー J.V. Casper、デクスター E.G. Dexter、アンズ Cleveland Abbe、タイラー Griffith Taylor、ハンチントン Elsworth Huntington 等が同じ種類の研究に従事した。生物學的分野に於ての研究者は凡ての種類生物に對する氣候的限界に「最適度」があると考へるやうになつた。

アツベは次の如く書いてゐる。「總ての人は或大氣的狀態例へば空氣の乾燥は人間の體質を刺戟し、又他の狀態例へば濕潤な空氣は人間の體質を弛緩させると云ふ一般的な事實を認めなければならない。人間に關すると同

様なことは他の動植物にもあてはまる。各々の種属、各々の動、植物の型はその「最適」壓力、溫度、濕度、湿度を持つてゐる。そうしてこの平均からの甚だしき分離は個體に於ては頽廢の方向への對應する變化の量を意味する。」

(Cleveland Abbe: Introduction, in E. G. Dexter: Weather influences, P. XX.)

カステラニ = Sir Aldo Castellani も同様の見解を持つてゐる。彼は「私の意見には疑問はあり得ない。人間と同じく動物、植物に對しても明確な氣候の適度状態がある。一定の人種、一定の個人に對する適度性よりの分離は人々をして能力を低下させるのみならず、病氣にかゝり易くする」。

(Sir Aldo Castellani: Climate and acclimatization, P. 15) ハンチントンは人間及び總ての生物には氣候的限界と最適度があり、熱帯は氣候的最適度を越へた白人に對する氣候的限界附近にあると主張してゐるのである。これから氣候自體及び熱帯寄生蟲病の如き二次的要因が白人移民の心的、道德的、肉體的勢力に破壊的影響を與へるのであると結論する。氣候と健康の一般問題の解決には濕度以外にも大氣のイオニゼーション、日光、氣壓、氣壓急變、風、霜等の多くの他の要素の影響の廣範な研究が必要である。

人間の生活に對する氣候的影響の分野に於て卓越した業績をあげたものはタイラー、ハンチントンの兩地理學者の氣候統計學的研究である。タイラーは濕球溫度と比較濕度の統計を使用して地方的氣候標圖を構成した。これは一年の各月に對する平均濕球溫度及び濕度を指示するものである。

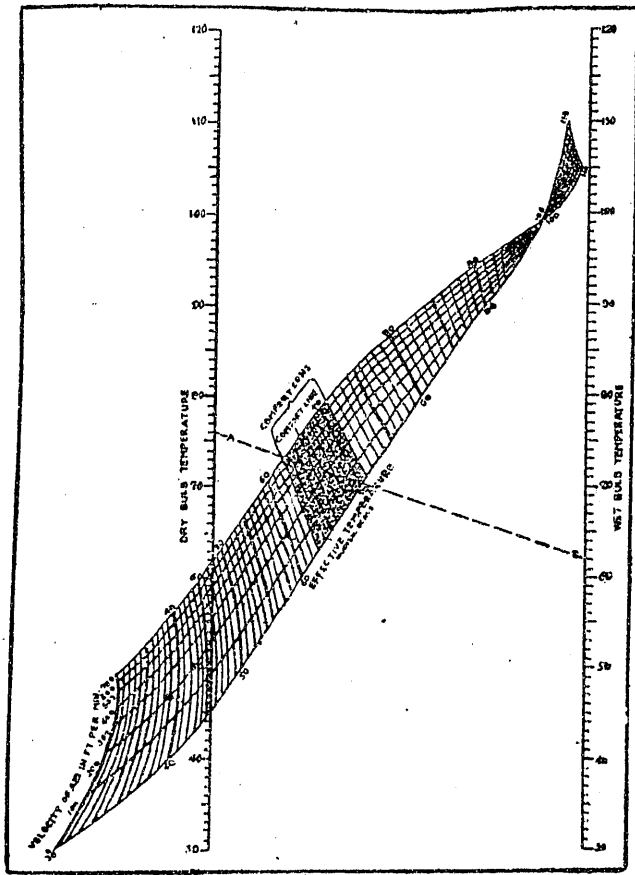
彼は又「快」、「不快」尺度を示した。これは北方の白人に對する理想的氣候は四五—五五度の濕球溫度、七〇—八〇パーセントの濕度に置いたのである。そして北方白人人口の主要中心地から考へてタイラーは白人氣候指標型を構成した。これに於ては濕球溫度毎月華氏三七度から六二度の範圍にあり、濕度は六八・五から八七・パーセントまでである。「不快」の試験的尺

度を示すために彼は濕球溫度六五度から七〇度は往々、七〇度以上の溫度は一般に「不快」であると記してゐる。若しこのタイラーの「不快」の計算が正しいならば、赤道低地は白人にとつて「不快」であり、貿易風地帯、モンズーン地域及びその接壤地は一年の大部分が「不快」である。

近來大氣の條件と健康との關係に關する研究は技術家と衛生學者によつて主として産業能率を對象とし、氣候と健康の最適な標準を決定するための多數の實驗が行はれて來た。云ふまでもなく我々人體の直接感ずる溫度は必しも空氣の溫度には一致しない。寒暖の感じには溫度と風が非常に影響する。カタ寒暖計 Kathernometer 其他の冷却裝置はかゝる目的のために廣く使用されるものである。American Society of Heating and Ventilating Engineers (ASHVE) は濕度、溫度、風速の綜合的指數として實效溫度 effective temperature を案出した。これは我々に量的表現に於て氣候馴化の程度を示すものであつて、特殊な生理的機構を取扱ふのみならず、總ての氣候的要因の結合された影響(身體並に大氣の)に對する主觀的反應を取扱つてゐるのである。而して實效溫度とは大多數の人間に對する生理學的熱寒の感覺的等價を示すものである。即ち氣溫・氣濕・氣流の種々なる組合せを造つて我々の溫感に對し同一の效果を示す總括的溫度表を示すのである。(第二圖参照)

實效溫度を測定するには同一構造の甲乙二室を造つて腰部まで裸體になつた者 Basic chart 及び普通に着衣した者 Normal chart に靜止又は輕作業をさせるのである。甲室は溫度華氏六五度、無氣流・比濕一〇〇%の標準状態に保ち、乙室は氣溫・氣濕・氣流を種々に組合せて出來るやうにし、被験者が甲室から乙室へ移動し、兩室の感溫程度が同一であると感じた時の乙室の氣溫・氣濕・氣流を記録しこれを乙室の實效溫度とするのである。こ

第二圖



Normal chart

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

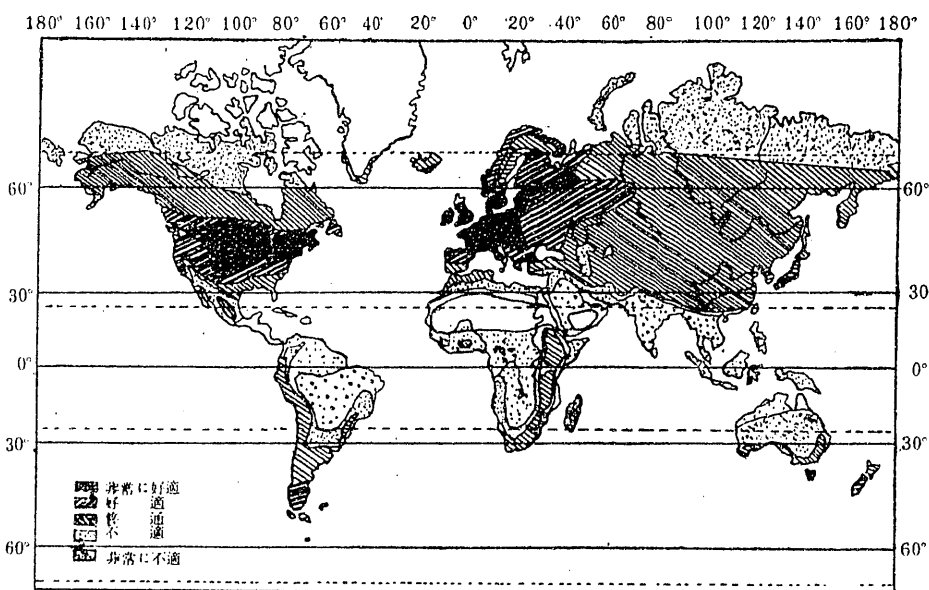
の結果の相關々係は數式ではなくグラフの形で常に表示されるのである。今乾球寒暖計七六、濕球寒暖計六二、一分の風速一〇〇呎とすれば(1)其の狀態に於ける實效溫度、(2)無風時に於ける實效溫度、(3)氣流による冷却、(4)實效溫度六六にするに必要な風を求めるには先づ、(1)乾球及び、濕球の示す溫度を結ぶ線 AB を引く。AB が一〇〇呎の風速曲線と交る點はその狀態に於ける實效溫度が六九なることを示す。(2) AB 線が風速零なる曲線と交はる點七〇・四は無風時に於ける實效溫度を示す。(3) 氣流によつて生ずる冷却度は $70.4 - 67 = 1.4$ 實效溫度である。(4) AB 線を左方に延長し、六六なる實效溫度と交叉せしむれば一分間の風速三四〇呎となり、この氣流の時が最も快感を覺ゆる事を示すのである。Normal chart の中央部に點々で示す區域は快感を感ずる範圍で之を快感帶 Comfort zone と稱し、

その中央に當る華氏六六度の實效溫度の線は最大快感を與ふる範圍である。ヤグロー Yaglou (Yaglou) とドリンカー Drinker は實效溫度を以てする快感に氣候馴化なる要素を加へた。即ち一日時間の経過を待つて記録するのである。之によれば夏季快感帶は實效溫度 F 六四度と F 七九度との間にあり、冬季快感帶は F 六〇度と F 七四度との中間になる最適實效溫度 Optimum effective temperature 即ち最も快感を覺える溫度は冬季 F 六六度、夏季 F 七一度となる。(井上善十郎著「近世衛生學」十三頁)

第三圖は各種溫度及び濕度に於ける快感・主觀的感覺(普通着衣し靜止せる者の室内實驗及び戶外に於ける普通の經驗)を示すものである。

説明—1 合衆國(ピッツバーグ)に於ける室内冬季快感帶。2 合衆國(ボストン)に於ける室内夏季快感帶。3 ジャヴァのバクビヤに於ける室内快感帶。4 體溫及び脈搏回數が繼續的な露出と共に急激に増加する限界。射熱も殆ど同様の結果を生ずる。快感帶境界線に平行し、頭文字で書いた語彙は合衆國の夏季快感帶の内側及直外側の主觀的感覺の分布を示す。イタリア文字で示した同様の語彙は合衆國の冬季快感帶に關する同じ感覺を示す。比濕等縦線に平行した語彙は溫暖な季節・氣候に於ける戶外感覺並にグリフィス・タイラー・エルスウオース・ハンチントンの記述、プライス其他の氣候學者の經驗に基づいた精神及び肉體の活動力に對する最適狀態の範圍を示す。最適溫度とは人間の生活に最も適當した溫度を云ふのであるが、嚴密に云ふならば其の勞働の種類により、人種の相違に依り必しも同一ではない。ハンチントンは人間の活動に最も適當した氣候條件として氣溫は一年中 F 三八度(精神勞働に於ける最適溫度)と F 六四度(肉體勞働に於ける最適溫度)の間を變化し、相對濕度七〇%以下で且つ日日の變化が可なりの大きさを有し身心に刺戟を與へ、同時に低氣壓の通過が一年間二

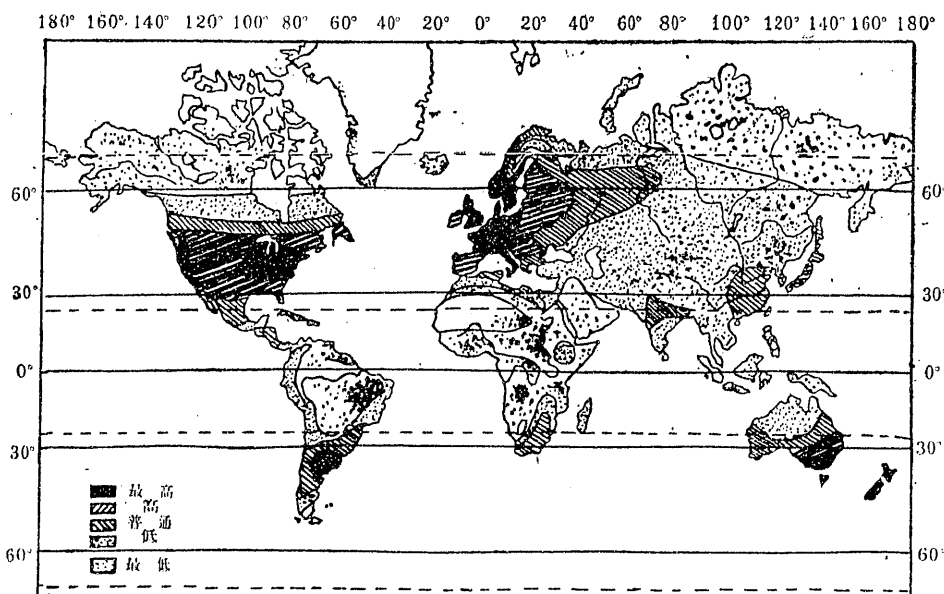
第四圖



労働能率に及ぼす氣候の影響
(氣候活動力の分布圖)

高いのは冬であるから夏は爽涼で凌ぎ良い代りに、冬は冷濕の感じを與へ寒さを強く感じると言はれ、獨逸では濕つぽい寒さ *feuchtkalt* として表現される。此の様に氣温と湿度との結合が、人體にとつて極めて大きな影響を及ぼすので、兩者を一緒にした表はし方が必要となる。濠洲の白人移住問題で活躍したタイラーが案出したクライモグラフ *Climograph* はこの要求に

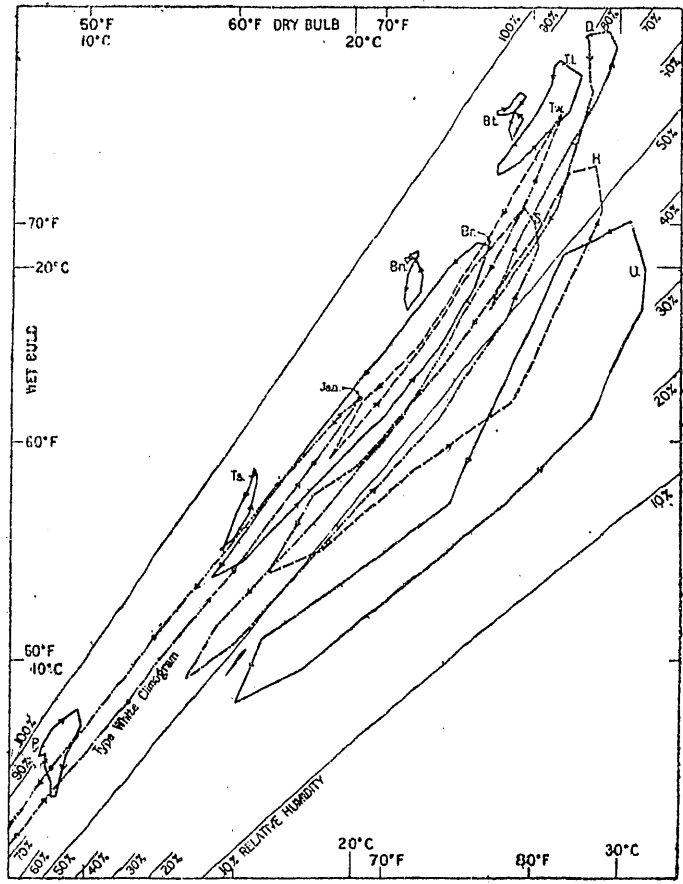
熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題



文明の分布圖

應ずるものであつて、横軸に一定地域に於ける相對湿度を、縦軸にその各月平均の濕球温度をとり、各月についての兩者の交る點を圖上に記し、之を結びつけて得た十二邊多角形の圖形の、その位置によつて大體その土地の氣候の特性を知ることが出来る(第五圖)。タイラーは之をその位置から四個の場合に分ち、高温で多濕の時を蒸熱 *Muggy*、低温で低濕の時を凜寒

第五圖



オーストラリアとジャバの測候所のクライモグラフ

資料は Köppen-Geiger "Handbuch der Klimatologie", Vol. IV, Part B, Vol. 4, Paris, 2 Australian Council for Scientific and Industrial Research, Pamphlet No. 42, 1937. Br. Bandoeng, Java (6°55' S. 101° E. elev. 2420) Br. Brisbane, Queensland (27° 28' S. 153° 02' E. 137) ; Br. Batavia, Java (6°12' S. 106°50' E. 22) ; D. Darwin, North Territory (12°28' S. 130°51' E. 97) H. Hughenden, Queensland (20°51' S. 144°13' E. 1074) ; Ts. Tosari, Java (7°50' S. 112°30' E. 5633) . Tw. Townsville, Queensland (19°14' S. 146°49' E. 72) ; U. Urundangie, Queensland (21° 35' S. 135° 24' E. 550) (A. Grenfell Price. White settlers in the tropics. P. 289)

Keen、高温で低濕の時を焦熱 Scorching、低温で多濕の時を冷濕 raw と呼んだ。(福井英一郎著「氣候學」二四〇頁)

プライスはこのグリフィス・タイラー教授の type-white climograph の方で熱帯に於ける一定地域のクライモグラフを作つてゐる。彼のクライモグラフは乾球溫度を横軸に、相對濕度は百分率斜線を描くことによつて示した。各測候所を示す文字と Jan. の省略語は一月の位置を示す。矢で示した方向に列んでゐるつゞく月の位置は線によつて作られた角度によつて示される。長い、狭いクライモグラフは廣い溫度の範圍を持つ測候所を代表し、廣いクライモグラフは比較的廣い範圍の濕度にあることを示す。高い高度にある測候所のクライモグラフは低い溫度の爲めに圖の左方下隅の近くに位置する傾向があり、海面に近い測候所のクライモグラフは右方上隅の近くに位置する。

タイラーのクライモグラフに對する考はこれによつて白色人種たるアングロサクソン人種の快的な居住限界を氣候要素の相關々係によつて説明しやうと試みたものだと言へる。斯くして白人のクライモグラフ型に於ける有用な規準を確立し得たと信じてゐる。

彼の不快尺度によればオーストラリア熱帯に白人の移民することの困難を示してゐる。

溫度と濕度に關する資料の蒐集はクライモグラフによつて或熱帯の地點の溫度と濕度をかなり正確に説べることを可能ならしめた。普通「不快」として七〇度以上の濕球溫度を有つ地點を表記してゐることは、熱帯に於ける白人移民の歴史及び經驗によつて支持される。タイラーの「不快」尺度を示す土地は多くの白人居住者殊に婦人を衰弱せしめ、そして移民者の中に熱帯に於ける甚しき自然淘汰が作用することを明かにした。グリフィス・タ

イラーの結論は又ハンチントンの研究によつても支持されてゐる。ハンチントンは温度、日光、湿度、風速の如き各氣候環境的要素は往々或生物を破壊する。それで個體であらうとも種族であらうとも各生物は最適温度氣候を持つものである。

人間は相當廣い環境情況の範圍に生存することが出来る。それにも拘らず最も適度性の少ない氣候情況に住む人間は適度氣候（従つて更に健康的であり、勢力的であり、進歩的である）附近に住むものと比較すると不利であるであらう。

龐大な統計學的資料及び二三の實驗室的の研究からハンチントンは體力、精神力、能率、文明、健康に對する「最適度」を決定しやうと試みた。然しハンチントンは明かに環境に對する人種の能動的な影響を認識してゐたことを強調してをかなければならない。彼の意見に従へば氣候的適度性は住民の進歩の段階に従つて變異するものである。例へば温度の支配力は衣服、煖房装置等の發達によつて變化するものである。この傾向自身は文明の中心に於ける移動の大部分を充分説明するものである。ハンチントンは或生物の生存過程、人間の身體的、精神的能率及び健康に關する平均温度の效果を示す曲線を與へてゐる。種々の統計殊に死亡率から彼は現在の居住、食事の狀態の下に生活してゐる白人の適度温度は精神力に對しては三七度、肉體力及び健康に對しては六五度であると計算してゐる。

天氣の變化は重要である。そして温度の變化は毎日三度位でなければならぬ。かゝる狀態の下に於ける適度湿度は約六十パーセントである。この理想的氣候は英國諸島の氣候であり、且つ略、タイラーのタイプ・ホワイト・クライモグラフと一致する。假令ハンチントンの「適度数」尺度はかなり廣いとしても、熱帯は彼が記述した理想限界の外にあることは明かである。

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

ハンチントンのこの見解はソローキン P. Sorokin、ヤヴァンス R. B. Vanuee の如き社會學者、南阿のムレー W. S. Murray、オーストラリアのクレント Sir Raphad Ciento の如き醫學者、オーストラリアのウイケンス C. H. Wickens の如き統計學者によつて批難を受けた。彼等の批判はハンチントンの卓越した理論及びその業績を賞讃してゐるが、彼等は彼が氣候と人種の進歩、生存力、勢力、健康、出生、死亡率、社會組織、藝術其他の相關々係を誇張し過ぎてゐると云ふ點である。彼は不十分な資料から不正確な結論に到達したと彼等は考へる。そして彼は統計を誤用し健康の指示としての死亡率の資料の重要性を強調し過ぎてゐる。そして氣候の一次的要因と病氣、榮養の如き二次的支配力とを混同してゐる。彼等は同じ性質の他の研究は異なつた結果を示してゐることを指摘してゐる。デクスター Dexter は最少の「誤記」が起る温度は五八度 F にあり、著しい増加は F 七七度まで起らなかつたことを發見した。同様に學童に對するハインズ Hines の實驗は智能的活動に對する適度温度は七五—七〇度であり、六〇度以下の温度は精神的作業に悪い影響を與へることを示してゐる。これらの批判があるにも拘らず、多くの學者はハンチントンの方法を採用し、彼の研究を採用してゐるのである。

ヤグロー C. P. Yaglou が統計的、實驗的研究のいづれも總ての目的に適合する理想的氣候はあり得ないことを指摘してゐるが、他方彼は氣候的適度性を信じ、一才以下の乳兒に對する適度氣候は約六三度であり、ハンチントンの數字より約一度高く、そして五才以上の人に對してはハンチントンの數値と略々同様であると主張した。

ハンチントンの研究は非常に烈しいので熱帯に居住してゐる白人に絶望感を與へることになつてゐるのであるが然し次のことが考へられる。

第一に白人、ネグロ、アジヤ人（例へばジャヴァ人、日本人等）に對する氣候適度性は甚だしく類似し、溫度に於ける差異はたゞ四度乃至五度に過ぎない。若し將來の研究がこの意見を確定するならば熱帯に於ける各人種の異なる經驗は或場合に於ては氣候それ自身によりも支配し得るところの病氣、榮養、生活標準にも基づいてゐることが結論されるであらう。

第二にハンチントンが強調したものは人類文化の動的進歩である。重大なるものゝ一つは彼が人類適應性に置いたところの能力である。人間が若し一つの始祖的な系統から分化し、非常な變化の富んだ氣候に「快」的に居住しうらうようになったとするならば、假令白人は困難な淘汰作用を受けなければならぬとは云へ、熱帯に風土順應することが出来ると信すべき理由がある。こゝに熱帯に於ける白人居住の主なる希望があるとハンチントンは考へてゐる。今日これらの地域に居住してゐる白人は確かに高度に淘汰されたものである。數世代のかゝる淘汰によつて白人の血脈は現在の熱帯人種と同じやうに氣候に耐し得るやうになるであらう。若しマラリヤ、十二指腸蟲の如き特殊の熱帯病が除去されるならば、かゝる民族は、比較的健康に快的に生活する機會が来るであらう。又彼等は若し低い生活水準の熱帯人種との接觸と云ふ著しき制肘に打勝つならば現在の文化段階を維持するであらう。これらの言論はハンチントンを樂觀的ならしめてゐる。恐らく彼は進化を餘り容易に出來るものと考へてゐるのではないか。自然が數千年もかゝつて成就したものを數十年でなそうとするのではないか。

然しそれらの見解を採用する限り、彼の氣候的社會的統計は、熱帯的情況が人類の居住と高い文化水準の進歩を極度に困難ならしめることを示す歴史の證據を支持することになる。我々は統計的研究と實驗的研究とは一

致すると云ふハンチントン學派の提出理論を承認することは出來るのであるが、この理論が科學的眞實として是認されるためには更に多くの研究が必要である。最も困難なる問題の一つを擧げるならば「現在の我々の知識の狀態に於ては人間は氣候に對する精密な機械であるかどうか、彼が耐へうる廣い情況の限界があるか」と云ふことさへ言明することが出來ないのである。然し個人の耐熱性は大なる人口の耐熱性と混同してはいけない。更に文化から離れた純粹の生理學的耐熱性の概念は單なるアカデミックな、非實在的なものと看做されなければならない。

然らば日本人は熱帶的氣候に於て風土順應し、その生命力、勢力、健康を維持し得るであらうか。これが日本人植民の根本的な問題である。

過去に於ける白人の歴史と觀察は否定的な解答を與へてゐるが、日本人に關しては肯定的である。白人に關する限り熱帯に於ける其の適應性問題には贊否の二陣營がある。例へば濠洲のクイーンズランド移民に關し一派は極めて最近の健康、死亡統計から見て満足を表し、精神肉體共に頽廢の徵候なきものとしてゐるが他の派は生命力、勢力の減退、氣力の喪失、組織の水分缺乏、悪い齒、十六歳以後の比較的な知性標準に示される頽廢の徵候を認めてゐるのである。フロリダに於ける權威ある觀察者は、全體に於て精神肉體上の缺陷はないと確言してゐる。彼等の溫暖な南部地方の白人に關する統計的結果との比較は都合よき解釋を與へ、氣候でなく、病氣と生活標準の低きネグロの存在が上述の頽廢を充分説明するものであるとしてゐる。

熱帶の頽廢現象は普通歴史的事實に歸されてゐるものである。

ハワイの如き貿易風島嶼に於ては更に種々の意見がある。濠洲の如き熱帶高原に於ては多くの非氣候的要因が説明として取入れられなければならない

ない。確かに北東のクイーンズランド高原の白人は風土に順應し、その生活力と健康を維持してゐるらしく見えるが、こゝにはオーストラリアの國家的政策と高い生活水準が甚しき保護を提供してゐるのである。北部オーストラリアの乾燥地帯に關しては統計と意見は種々あるが多くの白人—男、女、子供—は退行を示さない。パナマの低地熱帯に於ても種々の意見がある。

統計によればアメリカ人の選ばれた階級の子供の身體的、知性状態はすばらしいが或醫者は青年になつてから頽廢する徴候を認めてゐる。

高温の湿度高き赤道熱帯に於ては殆んど統ての醫學者の見解は悲觀的である。シンガポールのケネス・ブラック教授 Kenneth Black は次の如く述べてゐる。「熱帯に於ては花は早く咲くが然し早く凋む。これと同様にこの地方の住民の多部分は歐洲人がやつと中年になつた頃に老齡に達してしまふのである。例へば遠視は內的眼筋の進行的衰弱化であつて、この筋は近い仕事に對する正常なる眼の調節に關係するものである。従つてそれを矯正するために近い仕事に對しては眼鏡をかけなければならない。英國に於ては老眼は四五歳以後に現はれるが熱帯の諸民族間には三十五歳以前に起るのである。」

云ふまでもなく人間は種々の氣候條件に適應するところの所謂適應變異 Anpassungsvariation を營むものであつて、生物が異なる生活状態に置かれると其の變化に適應するやうに其の形質を自ら變化させるものであるが—この變異過程を普通馴化 Akklimatisation と稱する—然し不良な氣候的諸條件に馴化する事は生理的諸器官の絶えざる、且過度の負擔によつて始めて可能であり、若し夫れが一定の限度を超えるならば、逆にその生物の發育を阻害し、遂に死に至らしめるものである。風土馴化の最も簡單な

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

例は色素の多寡に見られる。色素 Pigment の存在目的は光線に對する保護であることは最もよく知られてゐる事實である。我々は海水浴等に於てそれを實驗することが出来るのである。更にロデイス Rodds クーパー Cooper に依れば血壓も氣候に依つて變化を受ける。熱帯地の住民は温帯地の標準よりも血壓が低く、北歐白人の熱帯に於ける血壓は平均水銀一〇〇—一五〇耗であつて正常の温帯のものよりも下るのである。従つてこれに對應する生理的變化が起る筈である。

氣候が食物の嗜好要求に變化を與へることは一般に知られてゐるが、更に性的成熟—月經の來潮をヴァン・デン・ブルグ Van den Burg が一六八人の熱帯地に住むオランダ婦人(其の兩親は歐洲人である)に調査してゐる。

月經の來潮期

年 齡	熱帯地方に於て	オランダに於て
十 歲	一〇〇・五九%	〇〇・一%
十一 歲	八〇・七六	〇〇・九二
十二 歲	一七二・一〇・一二	三三・三六
十三 歲	一四二・一一・三一	六二・二六
十四 歲	四五二・二七・七八	一〇・二
十五 歲	二二二・一二・五	一三・一〇
十六 歲	二八二・一六・六	一五・三一
十七 歲	一〇二・五・九五	一二・八七
十八 歲	一四二・八・三三	一六・三五
十九 歲	四二・二・三八	八・二二
二十 歲	〇二・〇	六・八四
二十一 歲	一一〇・五九	三三・一三

従つて來潮期は次の如くである。

熱帶地方	オランダ
一〇一・一四歳	二〇・八八±九・二
一五・一八歳	四三・四五±一・五
一八歳以上	二・九四±三・九
	二一・三四±三・四

氣候の影響は同時に結婚の遲早にも現はれてゐる。北米合衆國に於ける氣候と十六歳の女性の結婚率は次の關係を示してゐる。(小山榮三著「人種學總論」四九頁)

地帯	正常の一年の溫度	結婚の百分率
最も寒い所	三五度から四五度	七・五
稍寒い所	四五度から五五度	一〇・九
溫暖な所	五五度から六〇度	一七・六
最も暖い所	六〇度から七五度	一七・八

より悪い氣候の國へ、優れた氣候の國から來たならば遅かれ早かれその勞働能率は悪化するものである。假令往々最初は「變化」によつて刺戟されるところとして。ガールリツク博士(Garlick)はジョホールの植民地測量部の役員が「一箇月に白人が測量する地域はこの仕事に慣れて來た最初の急激な増加の後一箇月二、三哩の確實な水準を維持するが、遂に二箇年の後は急激な下降を示し、三年目が終る頃には交代して英國に歸るのである。

この落伍は疑もなく日影の溫度が晝夜、夏冬ともに華氏八十度以下に殆んど下らない氣候に於ける過勞に基づくものであると云ふことは注意する必要がある」と記録してゐる旨述べてゐるのである。これはマレーに於ける或期間の仕事の後に歐洲人の測量員の能率が悪化することを示す重要な證據である。

(一) 肉體に關して眞理であることは心的悪化に於ても眞實であるやうに思はれ

る。熱帯に居住した凡ての觀察者は悪い氣候には心的悪化が起ることを経験してゐる。健全なる精神は健全なる肉體と同じ重要性を持つことは云ふまでもない。チャール卿は「熱帯的居住は身體的疾患を惹起しないとしても神經系統を擡損する」と述べてゐるのである。(Kenneth Black: Health and Climate with special reference to Malay, Malayan Med. Journ. Vol. I, P. 99)

かく白人が熱帯に移住し得るやに關しては學者間に意見の對立がある。悲觀論者は白人は熱帯地方に於ては曾て大文明又は文化を建設したことがない。従つて熱帯に於ける白人はその自然的又は適度的環境を超へてゐる。従つて白人は常に有色人よりも少ない能力を表はすと主張してゐる。かゝる學者は白人は征服し得ざる病氣によつてではなくして永久、不變の常に白人の風土順化を阻げる要因によつて失敗してゐると考へてゐる。これに反して樂觀論は人間は熱帯で創成された。そしてそこに大文明と文化とを發展させたと信じてゐる。熱帯こそは白人の自然的郷土であり、白人に對する大なる未來を約束するものであると考へてゐる。病氣のみが白人居住に對する唯一の障害である。而るに白人は生活水準の低い有色人を支配し、追出すならば今や病氣を征服することが出来るやうになつて來た。不毛の地に於ける新しい社會は永久に成功するであらう。驚くべき發明の才能を持つ白人は亞熱帯を支配した如く近代科學の應用によつて熱帯を支配するであらうと考へてゐる。

然し氣候、風土順應の基本的問題を論ずる多くの學者は悲觀論である。カステラニとワード(Ward)は「熱帯に於ける病氣と死亡との最大部分の比率の基礎は不完全な衛生であつて氣候的な影響ではない」と述べてゐるが彼等は又熱帯氣候はそれ自身悪化影響であると信じてゐる。

カステラニは濕度の多い、氣溫の高い氣候に永年住んでゐると肉體、勢

力、出生力、病氣に對する抵抗力が減少し。神經系統に著しき悪影響を持つと考へてゐる。酷熱の濕潤な氣候と冷寒季のない熱帯の低地の永久の植民は白人種には不可能である。ワード R. Deo Ward は「白人の男及び婦人が熱帯に數代住むと肉體的、精神的、道徳的墮落なくして繁殖すると云ふ風土馴化は—現在までの智識に於ては—眞の意味の植民—不可能である」と述べ、又バルフォア Andrew Balfour 博士は低地熱帯に關して次の結論に達してゐる。「白色人種に關する限りでは、私は熱い濕潤な熱帯は、白人の植民には適應しないし、又現在までの我々の智識では、よし英國本島の如く病氣が無くなつても、それは適應しないであらう。」これはブルマ、マレー、の英國の醫學者西印度、中央アメリカのロックフェラーの醫學者の一般的意見である。然るにマンソン Manson、サンボン Sanbon、エルガス Gorgas、ギテラス Guiteras の學派の人々は樂觀的であつて、熱帯氣候をそれ自體は、白人に對して悪影響を持たない。そして適當の衛生施設と、病氣に對抗する手段、と飲食物に對する注意を持つならば、歐洲人も低地熱帯に於てさへ健康に生活することが出来る、と云ふ説を提出してゐる。

クレント Sir Raphael Cilento はクイーンズランド白人に關する生命表、年平均死亡率、出生率、乳幼児死亡等の統計を調査し、クイーンズランドの死亡率、乳幼児死亡率、男女の生存期待率はオーストラリア全國のそれよりも良好なることを發見した。然し熱帯研究の見地からすれば、これらの統計はクイーンズランド人の大部分が亞熱帯に住むと云ふ事實に基づいて割引して見なければならぬものである。

熱帯の最も豊穡な多くの部分に低い經濟的標準の土人や、支那人の高い密度があると云ふことが我々日本人の南洋への發展を妨げる一つの障礙を

熱帯の風土的條件と移民適格性の諸問題

なしてゐるのであるが、この人口的障害物は純粹に氣候的なものでない。日本民族が熱帯移民として適格であることはダバオ、ブラジル、ハワイに於て示されてゐるが、最も良く示してゐるのは政治的障害のない南洋であつて、こゝでは獨逸占領後十五年を経過した大正二年の在任獨逸人數は尠かに二五九人に過ぎなかつたに反し、本邦在任者數は大正四年の二二〇人から、昭和十三年の二二二、九六九人へとその人口増加率が五百六十倍に達する大飛躍をなしてゐることによつても明かであらう。

人種的には白人よりもネグロや有色人種が熱帯の氣候によりよく耐へることが認められてゐる。然し熱帯に白人が住めないのは氣候的條件によつてのみ決定されるかと云ふと白人は永續的に日本、支那、其他の溫帯でありながらも稠密な土着人口の存する所では定住に失敗したことを記憶しなくてはならない。こゝには人種的グレイシャムの法則が行はれてゐるからである。かくして白人が熱帯に移住し得なかつたのは次のいづれかの原因によるものである。

- (1) 人種的グレイシャムの法則の實現。(2) 戦争による損失。(3) 掠奪、搾取に對する反感。(4) 經濟政策の誤謬。(5) 行政上の誤謬。(6) 衣・食・住の不適當。(7) 大生産による小生産の驅逐と土地所有よりの分離。(8) 混血兒の發生と雜婚。(9) 酒と女と賭博への感溺。(10) 孤獨感と孤立性と望郷心。(11) プランテーションシステムに於ける苦役勞働制と不在地的經營。(12) 土壤の酷使。(13) 病氣の發生。(14) 白人貧民階級と下級産業豫備軍の發生。(15) 虐待蔑視に對する反感。(16) 氣候自體による變質と頽廢

我々は既に熱帯の風土を規定する自然的氣候要素と、それらの要素の影

都市人口補給源としての「假想的

背地」の決定に關する一考案

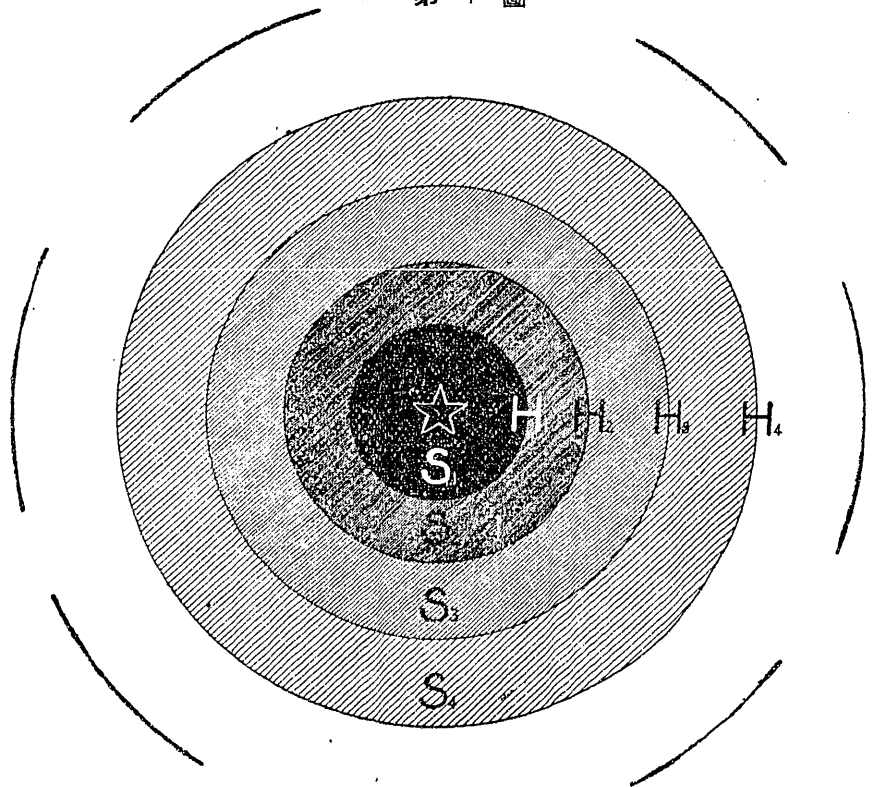
館 上田正夫 稔

都市は、原則として、都市以外の地域から其の人口の補給を受けてゐる。|| 或る特定の地域は、原則として、或る特定の都市に人口を供出してゐる。|| 都市は、原則として、人口補給源としての或る特定の現實的背地を持つてゐる。

而して私は、人口移動の距離的制約に基いて(Ravensteinの法則)、都市に近い距離の地域程より多くの人口を都市に送つてゐると云ふ事實を大略證明することが出来た。¹⁾そこで都市の持つ背地の形態を模型圖に描くと第一圖の如くなる。

都市人口補給源としての「假想的背地」の決定に關する一考案

第 1 圖



$$S_1 > S_2 > S_3 > S_4 > \dots$$

さて、之を具體的な問題に關聯して云へば、國土計畫によつて、都市を適正に配置して行く場合、種々の立場から複雑なる條件が與へらるべきである。然らば、人口學的側面から條件を與へる場合に、如何なる點が考慮されるべきであらうか。それは極めて多數に上ること云ふ迄もない。然し、都市が或る適正なる配置の下に於て、或る特定の傾向を以て人口學的に發展する(此處では一應人口の量のみに限ることとする。従つて人口増

加を意味する) 場合、此の都市に人口を供出しながら、少くとも人口學的に破産することなく、否、或る特定の人口學的発展を保ち得るが如き、或る特定の人口分布を持つ地域に於て幾莫の面積が與へらるべきであるか。又逆に、與へられたる背地を以て、其の都市は如何なる程度の人口學的發展を許さるべきであるか、といふ考慮は根本的問題の一であると考へる。何となれば、此の問題が考慮せられずに都市が配置せられたりすれば、廳ては再び、國土計畫以前の狀態が實現して、國土計畫によつて何の爲に都市の配置が決定せられたるか意義を持たなくなる惧が多分に存在するからである。

以上の問題に解答が與へられる爲には、先づ第一、現實の都市の發展が現實に持った背地を把へて、之に種々の條件を與へて、種々の條件の下に於ける種々の背地を設定し、その中の一つが政策論的に選定せられなければならない。此のやうにして、現實の背地に基いて種々の條件を與へて設定せられる各種の背地を總稱して私は之を假りに「假想的背地」と名付けるのである。

「假想的背地」の設定に與へらるべき人口學的條件は之亦頗る多數に上るであらう。然し其の中の最も主要なるものを擧ぐれば次の如くである。

(一) 第一の場合——或る特定の都市が、過去特定年間に特定の人口學的發展を遂げたりとする。其の場合、或る特定の背地があつて、其の自然増加の全部を供出して此の都市の補給人口としたと假定すれば、人口及面積に於て幾莫の地域を必要としたか。——此の場合、與へられた條件は背地にとつて人口學的に極度の條件である。何となれば、背地は都市に自然増加の全部を供出して、同じ量の人口を保持するに過ぎないからである。従つて此の場合に決定される假想的背地は、過去に於ける現實の都市の發

展が持つ最小限度の背地である。

(二) 第二の場合——第一の條件を背地にとつて漸次緩和して行く。即ち、背地の年々の自然増加の中、其の何割かを背地に残して、爾餘の部分を供出して行つたとする。其の場合の假想的背地が決定され得る。而して其の背地の數は上記の割合を變へてみた數だけ求められることになる。

(三) 第三の場合——或る特定の都市が、過去の特定期間内に發展したのと同じ傾向を以て將來特定期間に互つて發展する場合、第一の場合の如き背地を人口及面積に於てどれだけ必要とするか。

(四) 第四の場合——第三の場合に於ける第二の場合の如き假想的背地が定められる。

(五) 第五の場合——或る特定の都市が將來特定の期間に互つて、或る特定の傾向を以て發展する場合、第一の場合の如き背地をどれだけ必要とするか。此の場合には都市發展の傾向の取り方の數だけ假想的背地が決定され得る。

(六) 第六の場合——第五の場合に於ける第二の場合の如き假想的背地が定められる。

(七) 第七の場合——以上の逆なる場合、即ち、第一乃至第六の場合に與へられるが如き背地の下に於ける都市の人口學的發展の限界が決定される。換言すれば、與へられたる背地の下に於ける人口の都市集中の限界が決定される。

第一圖に於て、 H_1 を第一の場合の如き假想的背地であるとすれば、第二の場合の如き背地の中、背地に止むべき自然増加人口の少ない場合から多き場合に向つて H_2 、 H_3 、 H_4 、 H_5 …の如き背地が劃される。第三乃至第六の場合も之に準じて圖示することが出来る。

前項の如き假想的背地を事實に基いてやつて見る。
青森縣八戸市を例に取る。

(一) 前項第一の場合の假想的背地を以下の如くして決定する。

昭和五年國勢調査による八戸市の現在人口は五二、九〇七、同一〇年の現在人口は六二、二一〇であつて差引現在人口の増加は九、三〇三である。然るに其の間に於ける八戸市の自然増加は次の如く合計四、八六〇であつて、差引四、四四三だけ外部から人口の補給を受けたことになる。即ち、その年平均補給量は八八九である。

790	そこで八戸市に隣接する町村の中、最も多くの
1,105	自然増加数を持つものから始めて、八戸市を中心
996	として、同心圓を描くが如くして各町村の自然増
794	加数を逐次加へて行き八八九に最も近附いたとこ
1,175	ろで止める。但し他に資料がないから、内閣統計局、「昭和五年市町村別
10	人口動態統計」により、昭和五年について之を求め、此等の地域の昭和五
+) 4,860	年の自然増加が昭和一〇年迄繰返へされたと假定する。其の結果は、階上

村以下九箇村が、其の持つ人口に於て含む面積三三八方軒餘が第一の場合の意味の假想的背地として決定せられる。

此處に決定せられた背地は、昭和五年から同一〇年に至る五箇年間に互り、其の自然増加の全部を擧げて供出し、以て八戸市に人口を補給したる都市人口補給源としての最小限度の假想的背地である。今此の背地を五〇萬分の一の地圖上に記入すれば、第二圖H₁の曲線の圍む地域になる。

都市人口補給源としての「假想的背地」の決定に關する一考察

(二) 第二の場合の假想的背地は以下の如くして決定することが出来る。

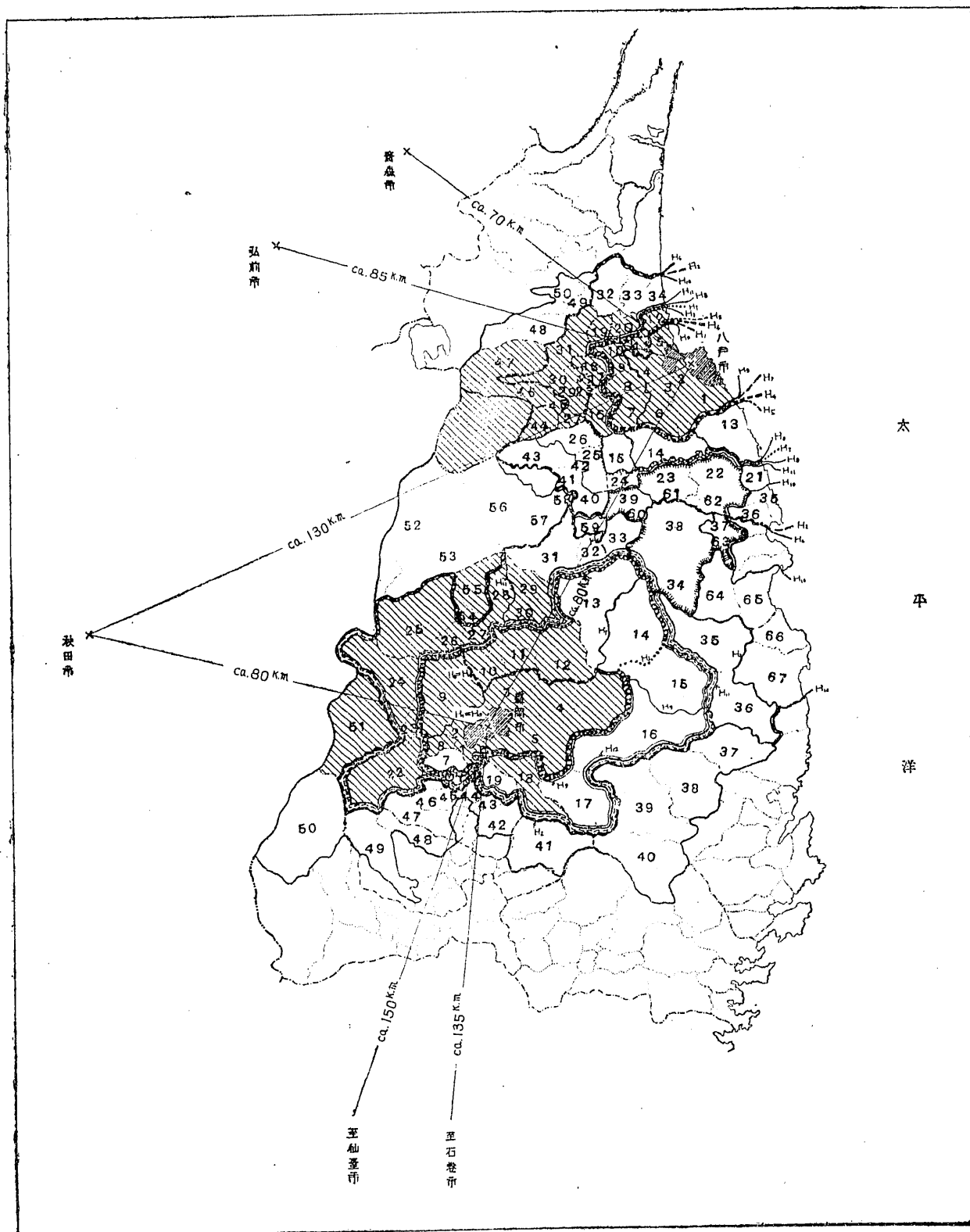
(イ) 先づ青森縣は昭和五年から同一〇年に至る五年間に、自然増加人口の何割を留め何割を流出したかを極めて簡單に算定して、背地の現實の人口供出の割合を求め、此の場合の考察の一つの標準としよう。即ち、昭和五年國勢調査による青森縣の現在人口は八七九、九一四、同一〇年は九六七、二二九であつて、差引増加人口は八七、二二五である。而して「人口動態統計」によれば、此の間の自然増加数は一〇二、七七〇であるから、差引一五、五五五を流出したことになる。即ち此の五箇年間に自然増加の約一割八分を供出した計算になる。

そこで、之を標準として、毎年其の自然増加の二割を供出し、八割を残留せしめて第一の場合について算定したる昭和五年—同一〇年の間に於ける八戸市の補給人口四、四四三を供給し得るが如き假想的背地を決定しようとする。

此の計算をする爲には、背地の人口自然増加と補給量との間に代數學的な關係が成り立つことが必要である。其の一般的關係を示すものとして次の如き公式を考案した。即ち、

- n 年間に於ける
- S …… 背地の人口供出量 = 都市の受ける人口補給量
- P …… 背地の基準年次の現在人口
- r …… P の自然増加率
- a …… 残留人口率 = 背地の自然増加数の中、背地に残留する人口の其の自然増加数に對する割合

第 2 圖 八戶市及盛岡市主要假想的背地圖



とすれば

$$S = P(1-\alpha) \cdot \frac{(1+r\alpha)^n - 1}{\alpha}$$

...

第1年 自然増加数... Pr

残留人口数... Prα

供出人口数... Pr(1-α)

第2年 自然増加数... (P + Prα)r = Pr(1+rα)

残留人口数... Prα(1+rα)

供出人口数... Pr(1-α)(1+rα)

第3年 自然増加数... {P + Prα + Prα(1+rα)}r = Pr(1+rα)²

残留人口数... Prα(1+rα)²

供出人口数... Pr(1-α)(1+rα)²

.....

従つて

$$S = Pr(1-\alpha) + Pr(1-\alpha)(1+r\alpha) + Pr(1-\alpha)(1+r\alpha)^2 +$$

$$Pr(1-\alpha)(1+r\alpha)^3 + \dots + Pr(1-\alpha)(1+r\alpha)^{n-1}$$

$$= Pr(1-\alpha) \{1 + (1+r\alpha) + (1+r\alpha)^2 + (1+r\alpha)^3 + \dots + (1+r\alpha)^{n-1}\}$$

$$= Pr(1-\alpha) \cdot \frac{1 - (1+r\alpha)^n}{1 - (1+r\alpha)}$$

$$= P(1-\alpha) \cdot \frac{(1+r\alpha)^n - 1}{\alpha}$$

即ち此の公式を用ひ、n=5(昭和5年一回10年) S=4,443 r=

24.27% (上記の階上村以下9箇村の平均自然増加率) α=80%

都市人口補給源としての「假想的背地」の決定に關する一考察

としてPを求むれば、一七六、二四〇を得る。そこで上の如くして當時の人口分布に於ける其の面積を求むれば、階上村以下四四箇町村にして第二圖H₂の境界線の内側の占める面積二、二二〇方呎の地域となる。

(ロ) (イ)に於ては背地の残留率を八割にとつたのであるが、今之を五割にとれば、同様にして、P=七一、四三二を得る。かくて階上村以下一六箇町村を含む、昭和五年現在人口七二、二二八、面積七〇二方呎の地域、即ち第二圖H₃の境界線の圍む地域となる。

(ハ) 背地の残留率を二割にとれば、同様にして、P=四五、三五五を得る。かくて階上村以下一箇村の含む昭和五年現在人口四四、五六四、面積三七一方呎、即ち第二圖H₄の境界線の圍む地域となる。

(三) 第三の場合の假想的背地を決定してみる。昭和五年より同一〇年に至る八戸市の現在人口の増加割合は一七・五八%であつて、毎五年此の割合で昭和二五年まで増加するものとする。然るに昭和一〇年の自然増加率一八・八九%が存続するとし、背地から補給せられた人口が便宜上五年毎に此の自然増加率の適用を受けて行くとすると第一表の通り、此の間の補給人口量は一七、二二一となる。即ち、年平均一、一四七の補給人口となる。

第1表 八戸市の人口増加 (1)

昭和10年	現在人口(1)	自然増加(2)	補給量(1)-(2)
15	62,210	63,312	4,837
20	73,149	80,324	5,687
25	86,011	94,448	6,687
	101,135		

+

17,211

そこで上記の方法に準じて假想的背地を求めれば階上村以下豊崎村に至る一〇箇村の含む昭和一〇年現在人口四二、五八九、面積三五四方料の地域となる。第二圖H₅の境界線が即ち之である。

(四) 第四の場合の假想的背地を求めれば、

(イ) 此の場合の自然増加率を昭和一〇年の青森縣三戸郡の自然増加率二四・五九%と相等しと假定し、残留率を八割にとれば、即ち、上記の公式に於て、

$$n=15, S=17,211, Q=0.8, r=24.59\%$$

として、Pを求めれば、二二八、四七四を得る。かくて階上村以下青森縣上北郡三本木町に至る五〇箇町村、昭和一〇年現在人口二二〇、六〇〇、面積二、六三〇方料、第二圖H₆の圍む地域となる。

(ロ) (イ)の場合に於て残留率を〇・五にとれば、P_{II}九二、一〇三を得る。かくて階上村以下五戸町に至る一九箇町村、昭和一〇年現在人口九一、〇一〇、面積七七六方料、第二圖H₇の圍む地域となる。

(ハ) 又、残留率を二割にとれば、P_{II}六〇、六八六を得る。かくて階上村以下岩手縣九戸郡種市村に至る二三箇町村、昭和一〇年現在人口六〇、三二九、面積五二二方料、第二圖H₈の圍む地域となる。

(五) 第五の場合の假想的背地は、將來の八戸市の現在人口の増加率を如何にとるかによつて極めて多くの場合につき決定することが出来る。此處では、一應、(イ)昭和五年——同一〇年間の八戸市の現在人口の増加率は全國市部平均増加率を超えてゐるが、假りに今後昭和二五年迄毎五年全國市部平均増加率〇・一五四と等しき増加を示すとしたる場合、(ロ)弘前市

の毎五年平均増加率〇・〇六二と等しとしたる場合の二つの場合を例にとつて見ることにする。然るとき、

(イ) 此の間に於ける毎五年補給人口量の合計は、第一表の如き計算方法によれば、二二、四二四となる。即ち、階上村より島守村に至る六箇村、昭和一〇年現在人口二九、七〇〇、面積二五一方料、第二圖H₉の曲線の含む地域となる。

(ロ) 毎五年平均増加率を〇・〇六二にとれば、補給人口量はマイナス一四、三一八となつて、背地を必要とせざるのみか、自然増加人口に剩餘を生ずることとなる。

(六) 第六の場合に於て、八戸市將來の人口増加率が弘前市と相等しとすれば、前項に述べたるが如く、背地を必要とせず、人口を自給して餘りがあるから、全國市部と相等しき増加率を持つた場合のみについて考へることとしよう。而して、

(イ) 残留率を八割にとれば上記の公式によりP_{II}一五一、二二三を得る。即ち、階上村より上北郡百石町に至る三四箇町村、昭和一〇年現在人口一五一、四四〇、面積一、五六二方料、第二圖H₁₀の含む地域となる。

(ロ) 残留率を五割にとれば、同様にしてP_{II}六四、九一五を得る。即ち、階上村より岩手縣九戸郡輕米村に至る一四箇町村、昭和一〇年現在人口六七、二七四、面積五九七方料、第二圖H₁₁の含む地域となる。

(ハ) 残留率を二割とすれば、P_{II}四二、五二六、即ち、階上村より豊崎村に至る一〇箇村、昭和一〇年現在人口四二、五八九、面積三五四方料、第二圖H₅の含む地域となり、第三の場合と同一の境界となる。

(七) 第七の場合については、背地の與へ方によつて頗る多くの八戸市將來人口増加の限界を與へることが出来る。此處では、差當り、青森縣三戸郡二八箇町村、昭和一〇年現在人口一、一五、三四六、面積一、二一五方呎の地域を背地として與へ(第二圖H₂)、以下四様の條件の下に於ける昭和二五年迄の人口増加の最高限を定めてみよう。

(イ) 背地の年々の自然増加を残らず供出する場合——而して、八戸市及背地共に昭和一〇年の自然増加率を昭和二五年に至る迄持續するものとする。此の場合の一五箇年間に於ける背地の自然増加数は合計四二、五四〇となり、八戸市の昭和二五年の人口は一二九、二二〇の多きに達することとなる(第二表参照)。而して其の年幾何平均増加率は四九・九四%の多きに達し、第四表及第三圖の如く、本稿に於て與へられた條件の中最高度の發展を示すこととなるのである。

第2表 八戸市の人口増加 (2)

	自然増加	補給人口	現在人口
昭和10年	62,210		62,210
15 "	68,312	14,180	82,492
20 "	90,584	14,180	104,764
25 "	115,040	14,180	129,220
(十)			
		42,540	

(ロ) 三戸郡の自然増加の八割を供出し、其の二割を残留する場合——此の場合には上記の公式により毎五年のSを求め、前項の方法に準じて計算して行けばよいのであるが、昭和一五年以降毎五年の背地の現在人口が必要となる。それは上記の公式の考へ方から、第n年の背地の人口をP_nとす

都市人口補給源としての「假想的背地」の決定に關する一考察

れば、

$$P_n = P(1 + r)^{n-1}$$

なることを容易に知り得るが故に、此の式によつて求むれば簡単に求めることが出来る。

第3表 八戸市の人口増加 (3)

	自然増加	補給人口	現在人口
昭和10年	62,210		62,210
15 "	68,312	11,456	79,768
20 "	87,592	11,683	99,275
25 "	109,013	11,915	120,928

かくて第三表の如く、昭和二五年八戸市の人口は一二〇、九二八となり、年幾何平均増加率は四五・三二%となる(第四表及第三圖参照)。

第4表 八戸市人口増加及増加率一覽表

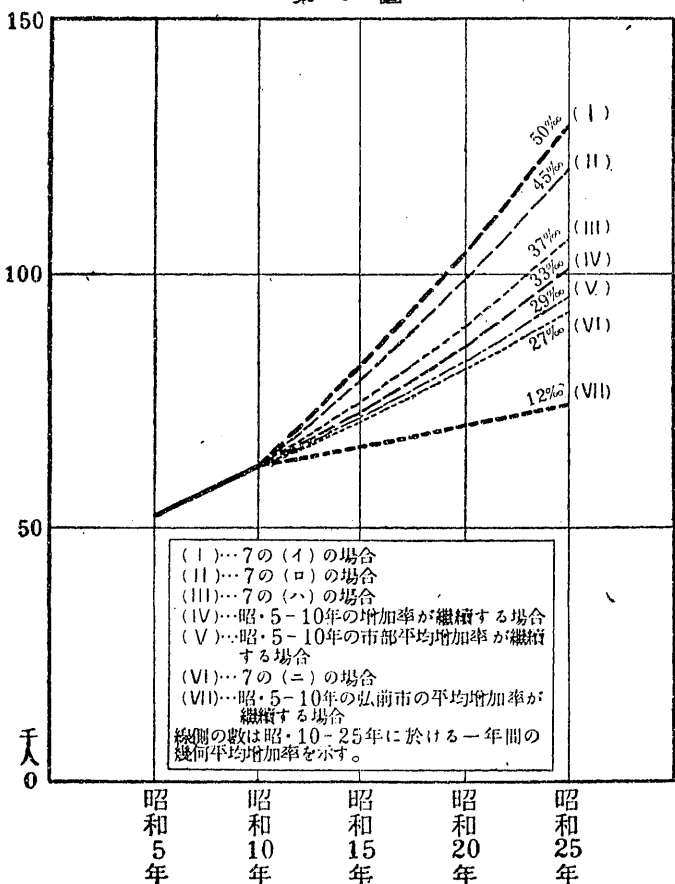
假	定	昭和15年	昭和20年	昭和25年	昭和10年— 25年幾何平均 増加率%
7の(イ)の場合		82,492	104,764	129,220	49.94
7の(ロ)の場合		79,768	99,275	120,928	45.31
7の(ハ)の場合		75,582	90,031	106,879	36.74
昭和15年—10年の増加率が連續する場合		73,119	86,011	101,135	32.93
昭和15年—10年の市平均増加率と等しい場合		71,790	82,546	95,604	29.06
7の(ニ)の場合		71,262	81,441	92,878	27.08
昭和15年—10年の市平均増加率と等しい場合		66,067	70,163	74,513	12.10

(ハ) 残留率を五割としたる場合——前項と同様にして昭和二五年人口は一〇六、八七九、年幾何平均増加率三六・七四%となる(同上)。

(ニ) 残留率を二割としたる場合——同様にして昭和二五年人口九二一、八七八、年幾何平均増加率二七・〇八%を得る(同上)。

最後に、以上に於て求めたる假想的背地を一覽表にして示せば第五表の如くである。

第 3 圖



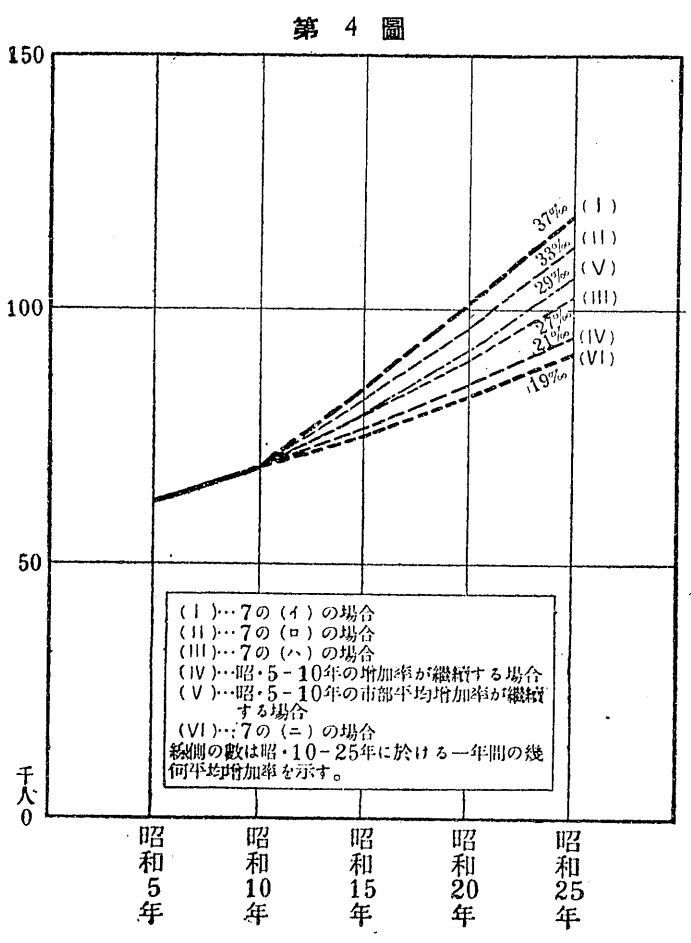
第 5 表 八戸市の主要假想的背地一覽表

假 定	町 村 名 及 数		第2圖の境界の町界記號	人 口	面 積	人口・面積に於ける昭和25年の現在人口
	自	至				
第1の場合	三戸郡陸上村	三戸郡陸上村	H ₁	37,501	338.11	昭・5.
第2の場合	三戸郡陸上村	青森縣三戸郡地引村	H ₂	174,375	2,219.98	昭・5.
(イ)残留率80%	陸上村	同斗三川村	H ₃	72,228	701.88	昭・5.
(ロ)同上50%	陸上村	同名久井村	H ₄	44,564	370.70	昭・5.
(ハ)同上20%	陸上村	同上長苗代村	H ₅	42,589	353.80	昭・10.
第3の場合	陸上村	同豊崎村	H ₆	220,690	2,629.98	昭・10.
第4の場合	陸上村	青森縣三本木町	H ₇	91,010	775.95	昭・10.
(イ)残留率50%	陸上村	三戸郡五戸町	H ₈	60,329	521.67	昭・10.
(ロ)同上20%	陸上村	岩手縣九戸郡種市村	H ₉	29,700	251.45	昭・10.
第5の場合	陸上村	青森縣三戸郡島守村	H ₁₀	151,440	1,562.21	昭・10.
(イ)八戸市の増加率を保持する場合	—	—	—	—	—	74,500
(ロ)弘前市と増加率を保持する場合	—	—	—	—	—	95,600
第6の場合	陸上村	青森縣上北郡白石町	H ₁₀	151,440	1,562.21	昭・10.

(ロ)同上 50%	階上村	九 手 縣	14	H ₁₁	67,274	596.66	昭. 10.	95,600
(ハ)同上 20%	階上村 岩手縣 三 手 縣	九 手 縣	10	H ₁₂ H ₁₅	42,589	353.80	昭. 10.	95,600
第7の場合 (イ)三戸郡 の自然増 加を全す る場合 (ロ)同郡 自然増を 50%する 場合 (ハ)同郡 自然増を 20%する 場合	青森縣 三戸郡 全町村		28	H ₁₅	115,346	1,214.99	昭. 10.	129,200
(イ)同郡 自然増を 50%する 場合 (ハ)同郡 自然増を 20%する 場合								120,900
(イ)同郡 自然増を 50%する 場合 (ハ)同郡 自然増を 20%する 場合								106,900
(イ)同郡 自然増を 50%する 場合 (ハ)同郡 自然増を 20%する 場合								92,900

尚、前項に擧げたる八戸市と同様の方法を以て、之に準じて岩手縣盛岡市について主要なる假想的背地を決定してみた。説明を省略して結果を一覽表にして示したものが第六表であり、第七の場合について、岩手郡を背地として與へた場合に於ける同市の人口増加の限界を示したのが、第七表及第四圖である。

都市人口補給源としての「假想的背地」の決定に關する一考案



第6表 盛岡市の主要假想的背地一覽表

假 定	町 村 名 及 数		第2圖 の境の 上界記號	人 口	面 積 方料	人 口・面 積の現 在年次	昭和25年 に於ける 盛岡市 の人口
	自	至					
第1の場合 第2の場合 第3の場合	岩手縣 本宮村	岩手縣 本宮村	H ₁	27,016	505.66	昭. 5.	—
(イ)同上 50%	岩手縣 本宮村	岩手縣 本宮村	H ₂	130,603	4,029.75	昭. 5.	—
(ロ)同上 30%	岩手縣 本宮村	岩手縣 本宮村	H ₃	52,704	1,332.70	昭. 5.	—
(ハ)同上 20%	岩手縣 本宮村	岩手縣 本宮村	H ₄	32,636	683.65	昭. 5.	—
第3の場合	岩手縣 本宮村	岩手縣 本宮村	H ₅ = H ₁	28,172	505.66	昭. 10.	94,800

第7表 盛岡市人口増加及増加率一覽表

假 定	昭和15年	昭和20年	昭和25年	昭和10年-25年 幾何平均 増加率 ^{%)}
7の(イ)の場合	84,569	-101,033	118,621	36.65
7の(ロ)の場合	82,108	96,824	112,374	32.92
昭和5年-10年の市 部平均増加率と等し き場合	79,776	92,062	106,240	29.06
7の(ハ)の場合	79,167	90,273	102,399	26.54
昭和5年-10年の増 加率が繼續する場合	76,803	85,328	94,799	21.27
7の(ニ)の場合	75,925	83,481	91,626	18.96

四

以上に於て、都市人口補給源としての背地決定の意義及其の爲に考案したる方法の概要を明かにし、八戸市及盛岡市の二市を例にとつて夫々若干の主要なる私の所謂「假想的背地」を決定してみたのである。今、八戸市と盛岡市とを、課題の範圍内に於て比較すると、極めて相似たる地域的特性をもつてゐる。例へば、「二つながら一〇萬未満の小都市であり、近接都市は極めて分散的であつて(第二圖に於ける近接都市間の直線距離参照)、近接都市と背地の補給人口を分ち合ふ必要も極めて少い。本稿に於ける兩市の假想的背地の境域が交錯する場合は盛岡市の H_2 と H_{10} とのただ二つだけであつて、八戸市に三戸郡を、盛岡市に岩手郡を夫々背地として與へて見れば、背地は何等交錯することなく、且つ兩市ながら夫々の背地に於て、既述の如く、現在に比し格段の人口的發展を確保し得るのである。又、兩市ともに

第4の場合 (イ)殘留率 80%	本宮村	二戸郡 田部村	32	H_6	126,759	3,324.19	昭. 10.	94,800
(ロ)同上 50%	本宮村	九戸郡 葛巻村	13	H_7	51,624	1,142.39	昭. 10.	94,800
(ハ)同上 20%	本宮村	岩手郡 龍澤村	9	H_9 H_3, H_4	34,235	683.65	昭. 10.	94,800
第5の場合 盛岡市が全 盛岡市部の増 加率を持つ 場合	本宮村	下閉伊郡 小川村	15	H_9	60,620	1,505.88	昭. 10.	106,200
第6の場合 盛岡市が全 盛岡市部の増 加率を持つ 場合	本宮村	下閉伊郡 田野畑村	67	H_{10}	261,242	7,316.05	昭. 10.	106,200
(イ)殘留率 80%	本宮村	岩手郡 二方井村	28	H_{11}	109,955	3,011.70	昭. 10.	106,200
(ロ)同上 50%	本宮村	紫波郡 乙部村	19	H_{12}	71,325	2,169.82	昭. 10.	106,200
(ハ)同上 20%	本宮村	岩手縣 岩手郡 釜ヶ崎町	24	H_{13}	92,326	2,253.46	昭. 10.	118,600
第7の場合 (イ)岩手郡 の自然増 加を全部 供給する 場合	本宮村	岩手郡	24	H_{13}	92,326	2,253.46	昭. 10.	118,600
(ロ)同郡の 自然増加 の80%を 供給する 場合	本宮村	岩手郡	24	H_{13}	92,326	2,253.46	昭. 10.	112,400
(ニ)同郡の 自然増加 の50%を 供給する 場合	本宮村	岩手郡	24	H_{13}	92,326	2,253.46	昭. 10.	102,400
(三)同郡の 自然増加 の20%を 供給する 場合	本宮村	岩手郡	24	H_{13}	92,326	2,253.46	昭. 10.	91,600

多産者家系調査報告(第一回)

横 田 年

全國中最も人口増殖力の優れた背地(自然増加率二〇%以上)を持つことも共通である。ただ異つてゐるのは八戸市は過去最近に於ける人口増加の程度が相當著しいが、盛岡市はそれ程著しくはない。即ち、前者の増加率は全國市部平均増加率に比し相當上位に在り、反之、後者は下位に在る。

一般に、都市と其の人口補給源としての背地との關係を決定する人口學的條件に基きそれを數個の類型に分つことが可能であると考へられる(他日稿を改めて論ずる豫定である)。其の場合、此處に例示した二市は、都市の人口地理學的的位置に重點を置けば同一の型に屬し、都市人口増殖力の傾向に重點を置けば異つた型に屬することとなる。

尙、最後に一言すべきは、本稿に於ては將來に互つて、都市も其の背地も或る特定の自然増加率を存続するものと假定して、將來相方の自然増加率が變化した場合を考慮しなかつたと云ふことである。そこで、將來の自然増加率が變化した場合に於て、此處に挙げた方法は如何に變化せしめらるべきであるかが問題である。此の問題に關しては、之亦別の機會に詳論したいと思つてゐるが、既に私の考案したる公式を用ふれば可能である。³⁾

註 (1) 縮 稔・上田正夫「人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料」——本誌第一卷第九號、昭・一五・一二。

(2) 人口學を定義することは重大なる問題であるが、此處では、一應 O. Most の "Bevölkerungswissenschaft" や P. Mombert の "Bevölkerungslehre" 等によつて與へられてゐる如く解して差支へあるまじ。

O. Most, Bevölkerungswissenschaft, 1913.

P. Mombert, Bevölkerungslehre, 1929

特に序論參照。

(3) 縮 稔稿「人口都市集中が一國人口増殖力に及ぼす影響の測定に關する一考案」——雜誌「浪華の鏡」第六卷第一號、昭・一六・一參照。

多産者家系調査報告(第一回)

俗説には人類に於ける多産系の存在が一般に信じられて居り、學術的には動植物殊に鶏に於て多産血統の存在が證明せられ且實際に應用されてゐるのであるが、人類の出産能力の遺傳學的考察に就ては筆者の淺學を以ては今日迄餘り文獻が存在しない様に思はれる。筆者が今引用し得る唯一のものはピアソンの「父の子供數と子供の子供數との相關」及び「母の子供數と娘の子供數との相關」である。前者は相關係數 0.065 で有意の相關なしと見て良く、後者は 0.092 で之も有意の相關を認められぬ。即ち何れも親の出産力と子供の出産力との間に意義ある關係を見出し難い。

さて、多産系なるものが實際に存在するものかどうかを證明する一つの資料を得る爲、昭和十四年五月神奈川縣に於て施行したる多産子女育成功勞褒賞者(現存せる十人以上の子女を有する婦人)約九九〇名につき昨年末本研究所より神奈川縣警察部(衛生課)に依頼して多産者家系調査を行ひ、八八枚の調査票を得た。其の内三〇枚は種々の點で使用不可能で残りの八五八枚に就き筆者の手許に於て統計的の考察を行つたので其の結果を發表する。尙、第一回調査により多産夫妻の同胞にして配偶を有し現存せる者約五、〇〇〇の住所氏名を知る事を得たので近く之に基き多産夫婦同胞の出産力を調査し第二回報告に於て發表する豫定である。又今回は集計して

多産者家系調査報告(第一回)

横 田 年

全國中最も人口増殖力の優れた背地(自然増加率二〇%以上)を持つことも共通である。ただ異つてゐるのは八戸市は過去最近に於ける人口増加の程度が相當著しいが、盛岡市はそれ程著しくはない。即ち、前者の増加率は全國市部平均増加率に比し相當上位に在り、反之、後者は下位に在る。

一般に、都市と其の人口補給源としての背地との關係を決定する人口學的條件に基きそれを數個の類型に分つことが可能であると考へられる(他日稿を改めて論ずる豫定である)。其の場合、此處に例示した二市は、都市の人口地理學的的位置に重點を置けば同一の型に屬し、都市人口増殖力の傾向に重點を置けば異つた型に屬することとなる。

尙、最後に一言すべきは、本稿に於ては將來に互つて、都市も其の背地も或る特定の自然増加率を存続するものと假定して、將來相方の自然増加率が變化した場合を考慮しなかつたと云ふことである。そこで、將來の自然増加率が變化した場合に於て、此處に挙げた方法は如何に變化せしめらるべきであるかが問題である。此の問題に關しては、之亦別の機會に詳論したいと思つてゐるが、既に私の考案したる公式を用ふれば可能である。³⁾

註 (1) 縮 稔・上田正夫「人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料」——本誌第一卷第九號、昭・一五・一二。

(2) 人口學を定義することは重大なる問題であるが、此處では、一應 O. Most の "Bevölkerungswissenschaft" や P. Mombert の "Bevölkerungslehre" 等によつて與へられてゐる如く解して差支へあるまじ。

O. Most, Bevölkerungswissenschaft, 1913.

P. Mombert, Bevölkerungslehre, 1929

特に序論參照。

(3) 縮 稔稿「人口都市集中が一國人口増殖力に及ぼす影響の測定に關する一考案」——雜誌「浪華の鏡」第六卷第一號、昭・一六・一參照。

多産者家系調査報告(第一回)

俗説には人類に於ける多産系の存在が一般に信じられて居り、學術的には動植物殊に鶏に於て多産血統の存在が證明せられ且實際に應用されてゐるのであるが、人類の出産能力の遺傳學的考察に就ては筆者の淺學を以ては今日迄餘り文獻が存在しない様に思はれる。筆者が今引用し得る唯一のものはピアソンの「父の子供數と子供の子供數との相關」及び「母の子供數と娘の子供數との相關」である。前者は相關係數 0.065 で有意の相關なしと見て良く、後者は 0.092 で之も有意の相關を認められぬ。即ち何れも親の出産力と子供の出産力との間に意義ある關係を見出し難い。

さて、多産系なるものが實際に存在するものかどうかを證明する一つの資料を得る爲、昭和十四年五月神奈川縣に於て施行したる多産子女育成功勞褒賞者(現存せる十人以上の子女を有する婦人)約九九〇名につき昨年末本研究所より神奈川縣警察部(衛生課)に依頼して多産者家系調査を行ひ、八八枚の調査票を得た。其の内三〇枚は種々の點で使用不可能で残りの八五八枚に就き筆者の手許に於て統計的の考察を行つたので其の結果を發表する。尙、第一回調査により多産夫妻の同胞にして配偶を有し現存せる者約五、〇〇〇の住所氏名を知る事を得たので近く之に基き多産夫婦同胞の出産力を調査し第二回報告に於て發表する豫定である。又今回は集計して

得たる結果を説明するに止め、多産又は出産能力の遺傳學的考察や多産に關する諸問題の検討は次回に譲る事とする。

二、多産夫婦の同胞數

茲に言ふ多産夫婦とは現存せる十人以上の子供を有する夫婦の事であるが、之等の夫婦夫々の同胞數が幾何なるやに就て調査した。此の同胞數中には夫又は妻自身及び勿論死亡者（生後直ぐ死亡した者も算へ死産は入れなかつた）を加へしめ、異父母同胞は除外した。又、夫及び妻の兩親の同棲期間を同時に記入させた。兩親の初婚年齢を調べれば一番良いのであるが、大部分は不明であらうと思ひ調査しなかつた。

先づ夫の同胞數であるが、之は夫の兩親の同棲期間滿二十五年以上のもの六一一夫婦につき計算し、第一表の如く多産の夫は平均六・三七人の同胞を有してゐる事が判つた。

妻の兩親の同棲期間滿二十五年以上のものは五七四あり(第二表)多産の妻は平均六・七六人の同胞を有つてゐる。

第一表 夫ノ同胞數別多産夫數
(夫ノ兩親ノ同棲期間滿25年以上ノモノ)

夫ノ同胞數	多産夫數
1	7
2	29
3	43
4	52
5	81
6	110
7	98
8	83
9	52
10	30
11	14
12	6
13	4
14	
15	
16	2
計	611

$M \pm m$ (平均値 \pm 平均誤差)
 $= 6.37. \pm 0.10$

第二表 妻ノ同胞數別多産妻數
(妻ノ兩親ノ同棲期間滿25年以上ノモノ)

妻ノ同胞數	多産妻數
1	11
2	17
3	33
4	46
5	78
6	89
7	80
8	75
9	58
10	45
11	19
12	16
13	5
14	2
計	574

$M \pm m = 6.76 \pm 0.11$

さて之等の夫及び妻の平均同胞數を以て直ちに夫々の兩親の出産力と考へる事は可能であらうか。之が不當であると云ふ事に就て二つの理由がある。第一は、多産夫妻各々の兩親は少くとも多産なりし夫又は妻一人を産んでゐるのであるから之等兩親の内には無子配偶が含まれてゐない。第二の點はワインベルグが一九〇九年初めて注意した處であつて、例へば二人同胞の多産の夫が二人同胞としてかゝる調査の材料蒐集に入る機會は一人同胞の多産の夫が一人同胞として蒐集される機會に比し二倍の確率を有し、三人同胞の夫は一人のみのものに比し三倍の確率を以て材料の中に入る可能性を有する、従つて此の點に關し何等かの補正を行はなければならぬ。之に就てレントンは次に説明する如き補正法を案出した。(B. Schultz: Methodik der Medizinischen Erbforschung S. 103)

第三表に於て第二行目は多産の夫の同胞數別の多産夫數であり、三行目は其の各々の合計同胞數である。今例へば二人の同胞を有する多産の夫は

第三表 レンツ法ニヨリ補正シタル
夫ノ同胞數別多産夫數

夫ノ同胞數(a)	多産夫數(b)	同胞數計	補正サレタ多産夫數($\frac{b}{a}$)
1	7	7	7.00
2	29	58	14.50
3	43	129	14.33
4	52	208	13.00
5	81	405	16.20
6	110	660	18.33
7	98	686	14.00
8	83	664	10.38
9	52	468	5.78
10	30	300	3.00
11	14	154	1.27
12	6	72	0.50
13	4	52	0.31
14			
15			
16	2	32	0.13
計	611	3895	118.73

多産ノ夫ノ補正平均同胞數
=5.15 ± 0.23

第四表 レンツ法ニヨリ補正シタル
妻ノ同胞數別多産妻數

妻ノ同胞數(a)	多産妻數(b)	同胞數計	補正サレタ多産妻數($\frac{b}{a}$)
1	11	11	11.00
2	17	34	8.50
3	33	99	11.00
4	46	184	11.50
5	78	390	15.60
6	89	534	14.83
7	80	560	11.43
8	75	600	9.38
9	58	522	6.44
10	45	450	4.50
11	19	209	1.73
12	16	192	1.33
13	5	65	0.38
14	2	28	0.14
計	574	3878	107.76

多産ノ妻ノ補正平均同胞數
=5.33 ± 0.27

二九であるが、かゝる夫は一人同胞の多産の夫に比し此の材料に入る機会に就き二倍の可能性を有してゐた譯であるから之を補正するには二九を二で割らなければならぬ。四行目が即ち之を示してゐる。又二人同胞の多産の夫の同胞數計は五八であるが之も二で除した二九が補正されたる數であ

多産者家系調査報告(第一回)

る。つまり二行目の多産の夫數が即ち補正された同胞數となる。三人以上の同胞數を有すものも同様にして夫々三、四、五等で除し補正する事が出来る。斯くして補正された同胞數合計を補正された夫數合計で除した5.15 ± 0.23がレンツ法による多産の夫の補正平均同胞數である。同様にして多産の妻の平均同胞數を補正すると5.33 ± 0.27となる。

之等の補正された平均同胞數は前述する如く多産の夫又は妻の兩親の出産力そのものを示すものでなく之を他の一般の出産力と比較する場合は比較する對照から無子配偶を除去しなければならぬ。

先づ本研究所出産力調査(人口問題研究第一卷第七號岡崎文規)の妊孕期間經過後夫婦の出生兒數と比較して見やう。此の内から無子配偶を除いたものの平均出生兒數は5.15 ± 0.23である。補正せざる多産の夫の平均同胞數は之よりも一・〇六人多く、多産の妻の平均同胞數は一・三三人多い。然しレンツ法により補正したる平均同胞數は何れも出産力調査に於ける平均出生兒數よりも寧ろ稍少い。次に他の諸調査と比較して見やう。

第五表は民族生物學研究第一輯矢ヶ崎氏及向井氏の論文より引用したものであるが、之等の調査に於て最も高い出産力を示してゐるのは矢ヶ崎氏調査の富山縣農民の平均出生兒數六・九九及び高口氏調査の石川縣農民の六・五〇乃至六・七九である(何れも無子配偶を除く)。之等の數は何れも本調査

第五表 諸家の出産力調査

(1) 同慶期間20年以上 (無子配偶を除く)

調査對象	調査地	平均出生兒數
富山縣農民	矢ヶ崎	6.99
富山縣農民	村上	5.82
富山縣農民	上	4.63

(2) 第一子出生後同棲期間滿20年以上(無兒配偶を除く)

(第一子も加算す)

調査對照	調査者	平均出生兒數	
		同 棲 期 間 20.0—24.9	25.0—29.9
千葉縣教員	古屋	5.06	
女子大卒業生	古高	5.06	
石川縣農民	山口	6.50	6.79
金澤市市民	井井	5.19	5.45
石川縣教員	井井	4.86	

の多産夫婦の同胞數(非補正值及補正值)よりも寧ろ多い。即ち石川縣及び富山縣の農民は多妻夫婦の兩親よりも多數の子供を産んでゐるのであつて、本調査により得た結果は少しも特徴のあるものと言へないのである。

次に第一表及び第二表に於て多産夫婦の同胞數の十人以上のものは夫々全體の九・二%及び一・五・二%第三表及第四表に於ては夫々四・五%及び七・五%を占めてゐるが、矢ヶ崎氏の富山縣農民の同棲二〇年以上の配偶者の内十人以上の出生兒を有する夫婦は一七・八%(無子配偶を除きたるものに對し)であつて、後者の方がかへつて多く、多産夫婦の兩親の内に於ける十人以上の子を有する者の出現率は特に高いと言ふ事が出來ない。

以上、神奈川県が多産夫婦の同胞數を現代の諸調査の出産力殊に農民のそれと比較して見るに特に多いと云ふ傾向は全然見られないが、之等の多産夫婦が生れた頃(大部分明治初期より三十年頃迄)の一般人特に神

奈川縣農民の出産力を知り之と比較する事が出來ないのは甚だ残念である。

次に多産夫婦の子供數と多産の夫の同胞數の相關表を第六表に、多産夫婦の子供數と多産の妻の同胞數の相關表を第七表に掲げた。

第六表 多産ノ夫ノ子供數ト夫ノ同胞數トノ相關表
(夫ノ兩親ノ同棲期間滿25年以上ノモノ)

多産ノ夫ノ同胞數	多産ノ夫ノ子供ノ數										
	10	11	12	13	14	15	16	17	Σ		
1	2	3	1	1							7
2	13	6	5	4	1						29
3	13	9	10	7	1	3					48
4	26	17	4	4	1						52
5	28	29	13	7	4	2					81
6	33	32	22	14	7	2					110
7	29	34	19	12	2	2					98
8	27	29	15	8	3	1					83
9	13	22	9	5	2	1					52
10	10	10	8	2	2	1					30
11	4	8		2							14
12	1	3	1								6
13	1	2				1					4
14								1			
15											
16	1				1						2
Σ	201	204	107	66	22	10		1			- 611

$r_{+mr} = (\text{相關係數} + \text{標準誤差}) = 0.030 \pm 0.010$

第七表 多産ノ妻ノ子供數ト妻ノ同胞數ノ相關表

(妻ノ兩親ノ同棲期間滿25年以上ノモノ)

多産ノ妻ノ子供ノ數

	10	11	12	13	14	15	16	17	N
1	3	1	3	2	2	1			11
2	6	4	4	2	2	1			17
3	13	7	6	5	2				33
4	16	17	5	7		1			46
5	26	23	18	7	3	1			78
6	32	33	10	12	1	1			89
7	26	29	15	6	2	2			80
8	24	28	11	7	4	1			75
9	19	18	11	5	3	1		1	58
10	9	15	8	11	2				45
11	5	5	5	2	1	1			19
12	5	2	7		1	1			16
13	2		1	1		1			5
14		1		1					2
N	186	183	104	68	21	11		1	574

r_{pm} (相關係數±標準誤差) = 0.064 ± 0.042

前者の相關係數は〇・〇三〇、後者は〇・〇六四で何れも相關を認められないと言つて良い。即ち多産夫婦の子供の數が十人、十一人と増加するに従つて夫又は妻の同胞數が増えると云ふ傾向は見出し得ないのである。

以上により多産者の兩親も亦多産なりとは統計的に言ふ事は出来ない。

多産者家系調査報告(第一回)

第八表 多産者ノ子供ノ内配偶ヲ有スル者ノ

婚姻持續期間別出生兒數

婚姻持續期間	男ノ子供ノ内		女ノ子供ノ内	
	配偶ヲ有セシル者ノ出生兒數	平均出生兒數	配偶ヲ有セシル者ノ出生兒數	平均出生兒數
1年未滿	79	0.1	98	0.1
1年以上2年未滿	81	0.6	116	0.7
2年以上3年未滿	71	0.9	108	1.1
3年以上4年未滿	82	1.4	79	1.4
4年以上5年未滿	62	1.7	64	1.6
5年以上6年未滿	52	1.8	74	1.8
6年以上7年未滿	51	2.4	69	2.4
7年以上8年未滿	35	2.6	74	2.8
8年以上9年未滿	43	3.1	54	2.6
9年以上10年未滿	28	3.1	57	3.2
10年以上11年未滿	37	3.1	49	2.9
11年以上16年未滿	116	4.1	182	4.1
16年以上21年未滿	57	5.0	138	4.8
21年以上計	40	5.3	91	5.3
	834		1,248	

三、多産夫婦の子供の出産力

多産夫婦の子供の出産力は次の如くして調査した。即ち子供の配偶者の有無を記入せしめ、配偶を有する者に就てはその事實上の婚姻年月と出生兒數を書いてもらつた。而して男の子供の内明確に同棲期間とその出生兒數を知り得た數は八三四で、女の子供に就ては一、二四八であつた。何れも同棲期間別に觀察するには甚だ例數が少いのであるが、本研究所出産力調査の婚姻持續期間別出産力(第九表)と比較する爲に第八表に多産者の子

第九表 本研究所出産力調査婚姻持續期間別平均出生兒數

婚姻持續期間	平均出生兒數	内産出	
		右者ノ出生兒數	左者ノ出生兒數
1年未満	0.2	0.1	0.1
1年以上2年未満	0.6	0.6	0.6
2年以上3年未満	0.8	0.8	0.8
3年以上4年未満	1.2	1.2	1.2
4年以上5年未満	1.4	1.5	1.5
5年以上6年未満	1.8	1.8	1.8
6年以上7年未満	2.0	2.2	2.2
7年以上8年未満	2.3	2.5	2.5
8年以上9年未満	2.5	2.8	2.8
9年以上10年未満	2.7	3.0	3.0
10年以上11年未満	3.0	3.4	3.4
11年以上16年未満	3.6	3.9	3.9
16年以上21年未満	4.5	4.9	4.9
21年以上31年未満	5.1	5.4	5.4
31年以上41年未満	5.2	5.4	5.4
41年以上	5.1	5.2	5.2

供の婚姻持續期間別平均出生兒數を掲げた。之によつて見るに多産者の男の子供も女の子供も其の平均出生兒數は出産力調査の平均出生兒數殊に農業者の其れに比し格別多い傾向は見られず殆ど同様の出産力を有する事を示してゐる。然しながら何分にも配偶者を有する子供の數が同棲期間別に見るには少な過ぎるし、又古屋博士の出生速度表に習つて分類し從來の文獻と比較する爲には第一子出生時が不明であるので、機會があつたならば本問題に就てより詳細なる調査を改めて行ひたいと思つてゐる。

以上本調査の結果のみにより考ふる時は多産者の子供も亦多産なりとは言ふ事が出来なす。

四 職業別、收入階級別及耕作段別多産夫婦數

本調査に於て多産の夫及び妻の職業、夫妻合計の月收、農業者に就て耕作段數を記入せしめたので之を集計し第十表及第十一表に掲げた。第十表は夫の職業別による夫妻合計月收階級別の多産夫婦數である。職業分類は昭和五年國勢調査大分類に據つた。夫が既に死亡したものが、四枚あつたが其の職業は推定により集計に加へた。現在は無業であるが會て職業を有してゐた者で、之を明記したものが二枚あつたが之は過去の職業により分類

第十表 夫ノ職業別ニヨル收入(夫妻合計)階級別多産夫婦數

※ 昭和五年國勢調査ニヨル

月收	職業										不明ノ無記ノモトノ計	有業者ノ百分率(%)	無業者ノ百分率(%)
	50圓未満	50圓以上100圓未満	100圓以上150圓未満	150圓以上200圓未満	200圓以上250圓未満	250圓以上300圓未満	300圓以上	不明ノ無記ノモトノ計	有業者ノ百分率(%)	無業者ノ百分率(%)			
農業	78	213	100	42	17	3	5	20	478	57.9	22.0		
産業	9	13	11	2	—	—	—	6	41	5.0	2.5		
水産	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.1	0.3		
鑛業	6	60	25	9	2	2	4	3	111	13.5	28.3		
工業	6	31	16	17	6	3	12	9	100	12.1	19.5		
商業	6	31	16	17	6	3	12	9	100	12.1	19.5		
通業	2	12	4	—	2	1	2	—	28	2.8	8.1		
自由業	1	10	6	4	4	1	2	1	31	3.8	15.0		
公務員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
家事使用人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
其他ノ有業者	16	19	3	—	1	—	—	—	40	4.8	3.9		
無業者	2	4	1	3	1	—	3	19	38	—	—		
計	120	362	168	77	33	10	29	59	858	—	—		
收入別百分率	14.0	42.2	19.6	9.0	3.8	1.2	3.4	6.9	—	—	—		

した。無業と答へた者の内には會て職業を有し老齡になつた爲に遊んでゐる者が相當に存在してゐると思ふが全部其の儘無業者に入れた。二つ以上職業を有する者は主たる職業によつた。收入は現在の夫妻合計の月收であるか

ら十人以上の子供を養育してゐる最中の収入とは異なるものも相當存在するであらうが大體の傾向を示し得ると思ふので其の儘使用した。職業に於て最も多數を占めるのは農業で五七・九%、次で工業一三・五%、商業二二・一%、水産業五・〇%、其他の有業者四・八%、公務自由業三・八%、交通業二・八%、鑛業〇・一%で家事使用人はない。参考の爲昭和五年國勢調査による神奈川縣男子有業者の百分率を掲げて置いた。勿論多産の夫の年齢構成は國勢調査の有業者の年齢構成とは大分異なるものであるし、年代も十年の差異がある上、本調査の多産者は神奈川縣全體のそれを網羅し得たとは思へないから、兩者を比較するのは無理であるが、大體に於て多産者は農村に多いと言ふ事が出来る。次に収入階級に於ては月收五〇圓乃至一〇〇圓未満が最も多く四二・二%を占め、一〇〇圓以上一五〇圓未満(一九・六%)、五〇圓未満(一四・〇%)、一五〇圓以上二〇〇圓未満(九・〇%)が之に次いでゐる。農業者の内特別の副業を有する者を除いた三九六につき自作、小作別、耕作段數を調査し之を第十一表に掲げたが、自作、小作別の内には記載のないものが一四もあるので夫々の數に餘り意義を持たせ得ないと思ふ。耕作段別に見る時は一町以上二町未満最も多く四九・五%で半ばを占め、五段以上二町未満(二二・七%)、二

第十一表 耕作段別及自作小作別多産夫婦數

	5段以上		4段以上		3町以上		不明	計
	未	町	未	町	未	町		
自作	8	7	31	16	1	1	62	
自作及小作	3	20	60	16	3	2	104	
小作	18	31	46	5	1	1	101	
地主及自作農及時々日傭自作小作別不用計	5	3	3	4	1	1	10	
	13	29	56	7	3	6	114	
	47	90	196	48	6	9	396	
百分率(%)	11.9	22.7	49.5	12.1	1.5	2.3		

町以上三町未満(二二・一%)、五段未満(一一・九%)が之に次いでゐる。

五、結論

現存せる十人以上の子女を有する神奈川縣の多産夫婦九九〇につき家系調査を行ひその内の使用し得る調査票八五八につき集計した結果次の結論を得た。

- (一) 多産の夫の同胞數(夫の兩親の同棲期間滿二十五年以上)の平均は六・三七で多産の妻の同胞數(夫に同じ)の平均は六・七六である。之をレソツの方法に従ひ補正すると前者は五・一五、後者は五・三三となる。
- (二) 之を諸家の出産力調査と比較したが現代の農村の夫婦は多産者の兩親以上の出産力を有してゐる。
- (三) 多産の夫婦の子供の數と多産夫婦各々の同胞數との間には相關を認められぬ。
- (四) 多産者の子供の内、配偶を有する者の出産兒數を同棲期間別に計算し、本研究所出産力調査の同棲期間別數の出産兒と比較したが兩者の間に特に差異を認め得なかつた。即ち多産者の子供も亦多産なりとは言ひ得ない。
- (五) 然しながら余は以上の統計的結果により多産の遺傳を否定したのではない。出産能力は遺傳素因(若し存在するものとして)以外種々の生物學的環境及び社會經濟學的の事情に左右されるものであるから以上の統計的結論のみにより多産素質の遺傳を否定し去る事が出来ないのは當然である。本問題に就ては更に多方面から追究し觀察しなければならぬ。
- (六) 多産の夫の職業は農業最も多く五七・九%を占め、耕作段別に見ると一町以上二町未満最も多く四九・五%を占めてゐる。
- (七) 夫妻合計の収入階級では五〇圓以上一〇〇圓未満が最も多く四二・二%である。

紹介

ムーア著「伊太利の第四の海岸」

リビアに於ける伊太利の大量植民

Fourth Shore. Italy's Mass Colonization of

Libya. by Martin Moore. 1940. London George

Routledge & Sons Ltd. pp.233

一、リビヤ植民の動機

歐洲に於ける人口過剩國と定評のある伊太利、大戦前移民の送金に依つてその國民經濟及財政を立直したと稱せらるゝ伊太利、大戦前年に六十萬の移民を送つた伊太利が(註一)、大戦後米國の移民制限を受け、どうするかと見ると、ムツソリーニは、却つて之に反動的に、當方より移民などは送らないと云ひ出して、移民出稼を制限すると共に、後には從來の出稼移民の歸國を勧告した。加之、「生めよ殖えよ」と人口増加政策を講じ出した。元來富源の乏しい伊太利である。海外移民を廢め、國內人口を増加して、何れにその食料と職業とを見出すかと見ると、ムツソリーニは、(一)國內の荒地の開墾に依つて耕地の増加を計り、(二)國外に植民地の開拓を計り、

(三)更に侵略主義に依る領土の擴張を計つた。その中第二の植民政策の中で最も組織的大規模なのが今本書に述べんとするリビヤの植民である。

本書の著者ムーア氏は英國のデーリー・テレグラフの記者で、伊太利に於て移民の募集、訓練、ムツソリーニの激勵振りを見、移民と共にリビヤに渡つて、彼の地に於ける植民地開發の狀況を具に實地に視察して、その見聞を基礎にして書いたもの即ち本書である。固より英國人らしい常識論よりする批評はあるが、政治的批評は努めて之を避け、極めて公平、客觀的記述に終始せんと努めて居る。

著者は先づ冒頭に於て伊太利をしてリビヤの計畫的集約的植民政策を實行するに至らしめた理由として、左の三個の事情を擧げて居る。

第一、過剩人口に對する出口を求めんとしたること、その必要は本文冒頭に述べた。

第二、各國の關稅政策に圍まれて伊太利も自給自足政策を採るべく餘儀なくされたが本國限りで自足經濟は絶對不可能である。そこで會てローマの穀倉と稱せられたリビヤに着眼した。古代ローマの繁榮を回復する事を以つて理想とするファシスト政府として正に當然である。

第三に、戰略的意義を見逸す譯に行かぬ。西、佛國のチュニスと、東、英國のエジプトとに挟まれたリビヤは、國防上相當の兵を駐兵するの必要がある。而して駐兵費を廉くする方法は植民である。現在の計畫は五年間に十萬人を送るにあるが、十萬人の植民は四萬の豫備兵を意味する。(二二—二四頁)。

斯くの如き植民の目的を理解するに非ざれば、この大規模な費用のかゝる植民を合理的に理解出来ない。舊來の英國の植民政策を伊太利のそれと比較するならば、それは根本的に異なる。前者の個人本位なるに反して、後

者は家族單位である。前者が自然に水の低きに就く如く自動的なる人の流れに俟つたに反し、後者は悉く國家の保護と干涉の結晶である。それは長く國家財政に多大の負擔である。

伊太利のリビヤ移民が如何に手厚い、そして行届いた保護と干涉との産物であるかを描出すのが本書の主たる内容である。

註 伊太利に於ける移出民の統計は統計方法に差異ある爲か出所に依り區々なるも左に國際労働局の統計に依り戦前及戦後の移出民統計を掲ぐ(單位千人)

	計	歐洲大陸	海外
1876—1900 平均	210		
1901—1913 平均	627		
1914—1918 平均	168		
1 9 1	253	154	211
1 9 2	365	88	199
1 9 2	287	170	129
1 9 2	299	230	186
1 9 2	416	271	138
1 9 2	408	178	114
1 9 2	292	141	129
1 9 2	270	78	149
1 9 2	238	79	71
1 9 2	150	88	62
1 9 2	150	221	59
1 9 3	280	125	41
1 9 3	166	59	25
1 9 3	84	61	22
1 9 3	83	42	26
1 9 3	68	31	27
1 9 3	58	22	20
1 9 3	42	29	30

二、移民計畫、移民の選擇條件

そこで先づこの植民が如何に計畫され、移民が如何にして選擇されたかを見るに、後述すべきリビヤ總督バルボ Balbo が龐大なるリビヤの植民計畫を樹立して、ムツソリーニの裁可を得たのは一九三八年三月で、その年十月には、既に耕地が區劃せられ、家が建てられ、或程度の耕作準備の出來た所へ、千八百の家族、二萬人の移民が、十六隻の船に分乗してゼノ

ムーア著「伊太利の第四の海岸、リビアに於ける伊太利の大量植民」

ア及ネーブルスを出帆したのである。即ち三月より十月迄七箇月の間に國內では移民の大規模なる募集が行はれ、その中より千八百の家族が選擇され、一方リビヤでは集約的な労働に依つて家が建てられ耕地が準備された。(一九頁)

此處で吾々に最も興味のあるのは移民の選擇であるが、政府は次の三箇の條件を標準とした。(一九—二二頁)

一、大家族なること。家族數八人以上、一家の中労働に従事し得るもの五人以上なることが要件とされた。之千八百家族で二萬人となつた所以である。

二、健康なること、殊に結核、トラホームなきこと。

三、思想鞏固なるファシストなること。

四、必要要件ではないが、凡ての移民家族に共通なことは「貧困農民」と云ふ事であつた。熱帯の苦しい労働を覺悟して新地に行くものは何れも土地所有に對する憧れに燃えた貧農であつた。移民は都市の失業者中よりは全然求められなかつた。

移民の募集に應じたりしもの六千家族、その中より三分の一以下の千八百家族を選ぶので、選擇は容易であつたと云ふ。

移民の選ばれる状況や、船出の状況、上陸の状況を著者は實地に見た眼で新聞記者的な筆で詳しく書いて居るが、本小文にはそれは割愛しよう。一言に要約すれば、それは壯んな國家的事業として喜び勇んで行く團體的行動である。彈丸のやつて來ない出征兵士の門出は斯くやと想像される。

(三一—五三)

三、植民機關及政府の保護と統制

リビヤの土地に關する詳細な記述も省かう。要するに此處はギリシヤの

植民も、ローマ人の子孫も跡片も無く消えて、今は不毛の砂漠にも似たる所である。これがどうしてローマ時代の穀倉であつたかと疑はれる。(五四—七一頁)

今吾々にとつて最も興味のあることは、植民地の制度と國家施設である。リビヤの植民は人口的 *Demographic* 植民と呼ばれて居る。それはなるべく多數の伊太利人を引き寄せて、之をその土地に定着せしめるにある。會てリビヤの植民政策も他と同様大きな租借地を與へて私人の開發を促した事があつた。然しかゝる制度の下に來るのは資本家であつて、資本家は土人を使用して耕作せしめる。國家は財政的負擔なくして土地の開發を計ることを得るけれども、それでは伊太利人の定着にはならない。(七二—七五頁) 次に小租借地を與へて、自作移民の入植を歓迎し、又大農の場合には伊太利人の一定數の使用を條件としたこともある。然し何れも成功しなかつた。移民はその農園が収益を擧ぐる迄支持する力がなかつたのである。固より伊太利政府は相當の補助金を與へたけれども充分ではなかつた。

新總督航空將軍バルボのリビヤ總督となつて後一九三七年最初の國勢調査に依ると移民に分配せられた土地は三十萬エーカーに増加したけれども開發せられた土地は二十萬エーカー以下であつた。それよりも重要なことは其の開發した土地に働くイタリア人の農民は僅かに千二百九十九人で、しかも其の大部分は土地を有しない單なる被傭労働者であつた。農場の數は八百四十であつて其の中に十二ばかりの植民會社があつた。其の植民會社の中に *Fante di Colonizzazione per la Cirenaica* (以下エンテと略稱す) 及社會保險協會(以下協會と略稱す)の二大植民機關があつた。エンテは十四萬七千エーカーを有する最大の植民機關で、特に小農移住の目的を以て設

立せられたものであつた。保險協會は元來社會保險の團體で何等土地開拓と關係ないものであつたが、バルボ總督がエンテ同様植民の仕事に託したのである。此の二つの團體が新しいリビヤ植民の中心機關となつた。

植民の方法は大規模の土地開墾と小規模の耕作とを結合したものであつて、且開墾の準備に必要な一切の設備は、政府が負擔するところに重要な特質がある。先づ第一に政府は土民に賠償金を拂つて耕作に適當な土地を收用し、道路、井戸(地下水の利用は本植民の生命である)水道幹線等を作り教會市民會館ファシスト本部其の他の公共建築物を建て、之を總べて無償でエンテ又は保險協會に引渡す。もとより必要な監督と補助とは其の後も繼續する。其の後はエンテの負擔ではあるが政府は其の費用の三十分の三の補助をする。エンテ及び協會は各戸の農家の家屋を建て、之に水を給し、家具納屋をそなへ、土地を耕作に適する様にし其の上に種子まで支給する。かゝる準備の成りしところに移民が來て耕作に従事するのである。(七三—八七)

伊太利のリビヤ植民に於て最も著しき特質は政府の保護の厚い事である。

第一回集團移民二萬人を送るべく諸般の準備に政府は百十萬磅(百リラを一磅として計算せるもの如し)を支出した。(その中二十萬磅は土地を土人より買収するに要したりし費用及幹線水路費で將來の移民にも役立つ)、(九四頁)之に對しては移民は全然費用を償還するを要しない。その後の費用は植民機關の支出にかゝるのであるが、上記二機關は二萬人の移民のために三百萬磅を支出した。一農場當りの費用は一、八五〇磅乃至一、三五〇磅で平均大體千五百磅である。その中三〇%は政府の補助なるを以つて移民の負擔は一、二九五乃至九四五磅である(一三八頁)。リビヤの如

き土地貧弱で、水の少い農場が、是丈の債務を償還する事は容易でない。その上に政府は保護の代償として耕作に關し重要な制限を附する。作物は自給自足に必要なもの、又は伊太利が外國より輸入するものでなければならぬ。かゝる條件に合したものは穀物とオリブである。斯くて何れの農場も穀物とオリブとを主作物とする(一〇〇頁)。この事が移民の經濟状態を困難にし、債務の償還を困難とする。穀物は價格としては極めて廉く、オリブは盛んに實を結ぶには十五年を要する(二二二頁)。そこで移民に對する一層の保護が必要となる。

四、入植より地主となるまで

移民は先づ最初の年は何等の収入なきを以つて植民機關の賃銀労働者として働く、その賃銀は月平均六磅十志である(一三四頁)。十人を超ゆる大家族に對する生活費としては決して充分ではない。然しそれは全く移民への補助であつて、それに依つて植民機關は何等得る所なく、固より償還をも受けない。この賃銀労働の關係は更に一年延長される事があり得る。

次に五年間は移民は分益小作人として働くが、出來た作物は半分を植民機關に提供し、之に對して現金又は種々その他の實物を受ける。而して受くる所は提供したる作物の代價を遙に超えると云ふ(一三六頁)。

その次に第三期として愈々獨立の農業主となり、土地は擔保として、農場に要したる費用(内三〇%)は政府の補助なるを以つて償還を要するは七〇%なること上述の如し)の元利を年賦を以つて償還するのであるが、その利子は年二分に制限せられる。固より植民機關は三分半乃至四分の金利を支拂ふを要するを以つて、その差は政府の補助である。(二四一頁)獨立農民となつて約三年間は元金を支拂はず利子(二分)のみを支拂ふ。四年目より元金の年賦を支拂ふのであるが、それが二十七年と云ふ長期年賦を許

される。(二四一頁)斯くて入植より、債務の完済迄三十六年の長期を要し、その間受くる國の補助を計算して見ると、

- 1 全然政府負擔の準備費、一家族當り五百磅
- 2 植民機關の支出する農場建設費の三〇%の補助、一家族當り約四百五十磅
- 3 最初一年間(又は二年間)の賃銀七五磅乃至百磅(二二八頁)
- 4 農場建設費の七〇%に對する利子の補給(二%を超ゆる部分)
- 5 分益小作時代の補助

是等を通計して國家は一戸當り幾何の補助を要するか著者は計算して居ない。本書に於ては償還の問題を無視して植民の費用を一戸當り約二千磅と計算して居る。(二二〇及二三四頁)

五、本計畫の眞意義

財政上より見、個人的希望より見るならばもつと國の負擔を輕減し、個人の収益を上げる方法はあると云ふ。リビヤに於て最も金錢的収益をあげ得る作物は煙草なる事は何人も知つて居る(一四六頁)。又何が一番欲しいかと移民にきけば彼等は葡萄酒と答へると云ふ(一四七頁)。然し政府は國策的見地より穀物とオリブを植えしめるのである。尙經費の節減を計るならば灌漑することなく乾燥耕作をなすに如くはない。リビヤの經驗に依れば耕地準備費は、乾燥耕作の場合には一エーカー當り六磅乃至八磅にて足るに反し、灌漑耕作には一エーカー當り二十四磅乃至三十二磅を要すると云ふ(二二六頁)。それにも拘らず、灌漑耕作をなす所以はなるべく多數の人々を移植せんとする「人口植民の爲である」と云ふ(二二四頁)。

以上の如き國の補助の外に尙國が全リビヤを横斷する道路に投じた費用を數へなければならぬ。チュニスよりエジプト迄千百三十二哩に及ぶ新

式道路は眞にリビヤの生命線である(一九五頁)、それは大規模工事と土人の勞賃の廉なる爲に、一キロ一十磅であつたと云ふ(二〇一頁)。然し伊太利政府は云ふ「リビヤの道路は少しも餘計な費用を要してゐない。それは駐兵費の節約に依つて優に償はれた」と、同様に一戸當り二千磅の植民も之を駐兵費と考へる事に依りて頗る經濟的と考へる事が出来る。第一回は四百萬磅(將來の役に立つものを差引き)で人口二萬人を植民したのであるが、五箇年繼續すれば人口十萬の植民に對し、二千萬磅を要する譯で、植民としては誠に世界中他に比類なき高價なものであるが、十萬の植民は四萬人の豫備兵を意味し(二二〇頁)、リビヤの駐兵費又は伊太利よりの派遣費と考へればかゝる莫大なる植民費も成程と首肯される(二二二—二二三頁)。

六、總督バルボ

リビヤ植民を語るに際してはその總督バルボ(Balbo)に就て一言語らざるを得ない。バルボは航空次官として伊太利の空軍を作り上げ、一九二九年航空大臣に任ぜられ、一九三一年には歐洲より南米ブラジルへの無着陸長途飛行が成功し、一九三三年にはシカゴの博覽會に百臺の飛行機を連ねて集團大飛行をやつて盛名を擧げた。一九三四年辭表を提出して受付けられ、リビヤ總督に任命せらるゝや世人は何の意たるやを解せず種々の噂を生んだのであつた(二六一頁)。然しこの暫くも停滯することなき活動家はリビヤに於ても彼に非ざれば出來ない事を企て、之を爲した。殊に驚くべきは彼の仕事の解放振りで、航空大臣時代も大臣室はガラス張りにし、晝は士官も兵卒も大食堂で同じ獻立の食事をとつたのであるが(二六三頁)、リビヤに於ても彼の解放的積極的な性格と生活とは、伊太利人は固よりアラビヤ人の間にすばらしき人氣を博した。アラビヤ人は彼を「鳥人の父」と呼

ぶ。常に飛行機で各地を訪問するからである。大衆の集團に際しては「ドゥーチェ」(Duce)と云ふ叫び聲と「バルボ」と云ふ叫び聲とは相和する。彼は總督の上にリビヤに於ける陸、空、海の三軍を統率する最高總督に任ぜられた(二六三頁)。その行蹟に於てその性格に於てファシスト黨内ムツツリーニ次ぐこの人氣者がこの次に何をなすかは全世界の刮目して見る所であつたが、今次の大戦勃發後死去した様である。(北岡壽逸)

佛國革命議會に提案せられたる人口増加案

佛國革命時代も人口増加策が主張せられ、流石に傳統を脱した時代丈に随分突飛な提案が爲された。奢侈、獨身、僕婢等に對する重稅案、勤儉令案、子のある者と獨身者とは異なる衣服を着用せしむべしとの案、父には名譽と金錢的利益を興ふべしとの案、兵士にも結婚せしむべしとの案等を、更に革命第四年には獨身を死刑を以つて禁すべしとの請願が提せられ、第六年には一夫多妻を主張するものすらあつた。又獨身は一般に非難され獨身者には公職に就くことを禁じ、輕蔑さるゝ如き衣服を着用せしむべしとの意見さえ發表された。

(Spengler, France faces Depopulation より 北岡)

式道路は眞にリビヤの生命線である(一九五頁)、それは大規模工事と土人の勞賃の廉なる爲に、一キロ一十磅であつたと云ふ(二〇一頁)。然し伊太利政府は云ふ「リビヤの道路は少しも餘計な費用を要してゐない。それは駐兵費の節約に依つて優に償はれた」と、同様に一戸當り二千磅の植民も之を駐兵費と考へる事に依りて頗る經濟的と考へる事が出来る。第一回は四百萬磅(將來の役に立つものを差引き)で人口二萬人を植民したのであるが、五箇年繼續すれば人口十萬の植民に對し、二千萬磅を要する譯で、植民としては誠に世界中他に比類なき高價なものであるが、十萬の植民は四萬人の豫備兵を意味し(二二〇頁)、リビヤの駐兵費又は伊太利よりの派遣費と考へればかゝる莫大なる植民費も成程と首肯される(二二二—二二三頁)。

六、總督バルボ

リビヤ植民を語るに際してはその總督バルボ(Balbo)に就て一言語らざるを得ない。バルボは航空次官として伊太利の空軍を作り上げ、一九二九年航空大臣に任ぜられ、一九三一年には歐洲より南米ブラジルへの無着陸長途飛行が成功し、一九三三年にはシカゴの博覽會に百臺の飛行機を連ねて集團大飛行をやつて盛名を擧げた。一九三四年辭表を提出して受付けられ、リビヤ總督に任命せらるゝや世人は何の意たるやを解せず種々の噂を生んだのであつた(二六一頁)。然しこの暫くも停滯することなき活動家はリビヤに於ても彼に非ざれば出來ない事を企て、之を爲した。殊に驚くべきは彼の仕事の解放振りで、航空大臣時代も大臣室はガラス張りにし、晝は士官も兵卒も大食堂で同じ獻立の食事をとつたのであるが(二六三頁)、リビヤに於ても彼の解放的積極的な性格と生活とは、伊太利人は固よりアラビヤ人の間にすばらしき人氣を博した。アラビヤ人は彼を「鳥人の父」と呼

ぶ。常に飛行機で各地を訪問するからである。大衆の集團に際しては「ドゥーチェ」(Duce)と云ふ叫び聲と「バルボ」と云ふ叫び聲とは相和する。彼は總督の上にリビヤに於ける陸、空、海の三軍を統率する最高總督に任ぜられた(二六三頁)。その行蹟に於てその性格に於てファシスト黨内ムツツリーニ次ぐこの人氣者がこの次に何をなすかは全世界の刮目して見る所であつたが、今次の大戦勃發後死去した様である。(北岡壽逸)

佛國革命議會に提案せられたる人口増加案

佛國革命時代も人口増加策が主張せられ、流石に傳統を脱した時代丈に随分突飛な提案が爲された。奢侈、獨身、僕婢等に對する重稅案、勤儉令案、子のある者と獨身者とは異なる衣服を着用せしむべしとの案、父には名譽と金錢的利益を興ふべしとの案、兵士にも結婚せしむべしとの案等を、更に革命第四年には獨身を死刑を以つて禁すべしとの請願が提せられ、第六年には一夫多妻を主張するものすらあつた。又獨身は一般に非難され獨身者には公職に就くことを禁じ、輕蔑さるゝ如き衣服を着用せしむべしとの意見さえ發表された。

(Spengler, France faces Depopulation より 北岡)

人口政策確立要綱の決定

我が國人口現象の最近の趨勢は特に東亞共榮圈建設の歴史的大使命に鑑みて根本的且つ永續的なる人口政策確立を必要とすること久しく識者の要望するところであつたが、昭和十六年一月二十二日の閣議は遂に待望の人口政策確立要綱を決定するに到つた。決定要綱並に之に關する厚生大臣談話を掲ぐれば次の如くである。

人口政策確立要綱 (昭和十六、一、二二)

第一 趣 旨

東亞共榮圈を建設して其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり、之が達成の爲には人口政策を確立して我國人口の急激にして且つ永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的なる向上とを圖ると共に東亞に於ける指導力を確保する爲其の配置を適正にすること特に喫緊の要務なり

第二 目 標

右の趣旨に基き我國の人口政策は内地人人口に就きては左の目標を達成することを旨とし差當り昭和三十五年總人口一億を目標とす、外地人人口に就きては別途之を定む

- 一、人口の永遠の發展性を確保すること
- 二、増殖力及資質に於て他國を凌駕するものとする

三、高度國防國家に於ける兵力及勞力の必要を確保すること

四、東亞諸民族に對する指導力を確保する爲其の適正なる配置をなすこと

第三 右の目的を達成する爲探るべき方策は左の精神を確立することを旨とし之を基本として計畫す

- 一、永遠に發展すべき民族たることを自覺すること
- 二、個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立、徹底を圖ること
- 三、東亞共榮圈の確立、發展の指導者たるの矜持と責務とを自覺すること

四、皇國の使命達成は内地人人口の量的及質的の飛躍的發展を基本條件とするの認識を徹底すること

第四 人口増加の方策

人口の増加は永遠の發展を確保する爲出生の増加を基調とするものとし併せて死亡の減少を圖るものとする

一、出生増加の方策

出生の増加は今後の十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦の出生數平均五兒に達することを目標として計畫す
之が爲探るべき方策概ね左の如し

(イ) 人口増殖の基本的前提として不健全なる思想の排除に努むると共に健全なる家族制度の維持強化を圖ること

(ロ) 團體又は公營の機關等をして積極的に結婚

の紹介、斡旋、指導をなさしむること

(ハ) 結婚費用の徹底的軽減を圖ると共に、婚資貸付制度を創設すること

(ニ) 現行學校制度の改革に就きては特に人口政策との關係を考慮すること

(ホ) 高等女學校及女子青年學校等に於ては母性の國家的使命を認識せしめ保育及保健の知識、技術に關する教育を強化徹底して健全なる母性の育成に努むることを旨とする

(ヘ) 女子の被傭者としての就業に就きては二十歳を超ゆる者の就業を可成抑制する方針を採ると共に婚姻を阻害するが如き雇傭及就業條件を緩和又は改善せしむる如く措置すること

(ト) 扶養家族多き者の負擔を軽減すると共に獨身者の負擔を加重する等租稅政策に就き人口政策との關係を考慮すること

(チ) 家族の醫療費、教育費其の他の扶養費の負擔軽減を目的とする家族手當制度を確立すること

之が爲家族負擔調整金庫制度(假稱)の創設等を考慮すること

(リ) 多子家族に對し物資の優先配給、表彰、其の他各種の適切なる優遇の方法を講ずること

(ヌ) 妊産婦乳幼兒等の保護に關する制度を樹立し産院及乳兒院の擴充、出産用衛生資材の配給確保、其他之に必要な諸方策を講ずること

(ル) 避妊、墮胎等の人爲的産兒制限を禁止防遏すると共に、花柳病の絶滅を期すること

二、死亡減少の方策

死亡減少の方策は當面の目標を乳幼児死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し二十一年間に概ね三割五分低下することを目標として計畫す此の目的達成の爲採るべき方策概ね次の如し

(イ) 保健所を中心とする保健指導網を確立すること

(ロ) 乳幼児死亡率低下の中心目標を下痢腸炎、肺炎及先天性弱質に依る死亡の減少に置き、之が爲都市農村を通じ母性及乳幼児の保護指導を目的とする保健婦を置くと共に保育所の設置、農村隣保施設の擴充、乳幼児必需品の確保、育児知識の普及を圖り併せて乳幼児死亡率低下の運動を行ふこと

(ハ) 結核の早期發見に努め産業衛生並に學校衛生の改善、豫防並に早期治療に關する指導保護の強化、療養施設の擴充等をなすと共に各應連絡調整の機構を整備して結核對策の確立徹底を期すること

(ニ) 健康保險制度を擴充強化して之を全國民に及ぼすと共に醫療給付の外豫防に必要な諸般の給付をなさしむること

(ホ) 環境衛生施設の改善、特に庶民住宅の改善を圖ること

(ヘ) 過勞の防止を圖る爲國民生活を刷新して充分なる休養を採り得る如くすること

(ト) 國民榮養の改善を圖る爲榮養知識の普及徹底を圖ると共に、榮養食の普及、團體給食の擴充をなすこと

(チ) 醫育機關並に醫療及豫防施設の擴充をなすと共に醫育を刷新し豫防醫學の研究及普及を圖ること

第五 資質増強の方策

資質の増強は國防及勤勞に必要な精神的及肉體的の素質の増強を目標として計畫す

(イ) 國土計畫の遂行により人口の構成及分布の合理化を圖ること、特に大都市を疎開し人口の分散を圖ること

之が爲工場、學校等は極力之を地方に分散せしむる如く措置するものとす

(ロ) 農村が最も優秀なる兵力及勞力の供給源たる現狀に鑑み、内地農業人口の一定数の維持を圖ると共に日滿支を通じ内地人口の四割は之を農業に確保する如く措置すること

(ハ) 學校に於ける青少年の精神的及肉體的鍊成を圖ることを目的として、教科の刷新を行ひ訓練を強化し、教育及訓練方法を改革すると共に體育施設の擴充をなすこと

(ニ) 都市人口激増の現狀に鑑み特に都市に於ける青少年の心身の鍊成を強化して之をして優秀なる兵力及勞力の供給源たらしむること

(ホ) 青年男子の心身鍛鍊の爲一定期間義務的に特別の團體訓練を受けしむる制度を創設すること

(ヘ) 各種厚生體育施設を大量に増加すると共に健全簡素なる國民生活様式を確立すること

(ト) 優生思想の普及を圖り、國民優生法の強化徹底を期すること

第六 資料の整備

一、人口動態及靜態に關する統計を整備改善すること

二、國民體力法の適用範圍を擴張し其の内容を充實すると共に其の他の體力及保健に關する資料を整備充實すること

第七 機構の整備

一、人口問題に關する統計、調査、研究の機構を整備充實すること

二、人口政策の企畫、促進及實施の機構を整備充實すること

厚生大臣談話

皇國の大使命たる東亞共榮圈を確立し之が存續に微動だも容さざらしむる爲には、其の中心であり指導者である所の吾が國が、質に於て優秀、量に於て多數の人口を有せねばならぬ。此のことは今次歐洲動亂の主流を爲す所の各國の情勢に鑑みても痛感せられるのである。本日閣議に於て人口の速なる増強を圖るため人口政策確立要綱の決定を見たことは、誠に慶賀に堪へない次第である。

人口増殖は、先づ出生の増加を基調とすべきで、出生率を減退せしめる有らゆる精神的物質的原因を除去せねばならぬが、苟も個人主義的の功利思想や頹廢的享樂觀が幾らかでも原因を爲すやうな事があつては由々しき大事であるから、此の如き思想をば極力之を排除して、家を基とし、民族の發展を期する所の雄大な思想を確立することが肝要である。次に出生の増加と相並んで死亡の減少に力を注がねばならぬが、現在吾が國の死亡率が、他の文明國に比して比較的高位に

あることは洵に遺憾である。之に就いては、重點を乳幼児保育の改善と結核の豫防とに置いて、極力死亡率の低下を圖らねばならぬ。

凡そ國民の精神的及肉體的増強を圖ることは國力の根基に培ふ所以であるから人口増殖方策と併せて、國民鍊成の爲の厚生諸施策を講ずることも亦、正に喫緊の要務である。

本日恆久的人口政策が確立されたのであるが、今後は着々之を實施に移すことが肝要である。厚生省としては、特に其の責任の大部分を負担するの感を深うする。人口増強の問題は、國防力及生産力擴充の上から重大問題であるばかりでなく、國家の將來に對して永遠に運命を支配する所の大問題であるから、政府は今後各省一體となつて本國策の遂行に萬全を期するは勿論であるが、全國民も亦十分の其の重要性を理解して、民族永遠の發展に協力せられんことを切望する次第である。

政府職員共濟組合令の公布

判任文官以下政府職員の相互救濟を目的とした政府職員共濟組合に關する勅令は昭和十五年十二月二日勅令第二百二十七號を以て公布された。之を掲ぐれば次の如くである。

政府職員共濟組合令 (昭和十五年十一月三十日勅令第二百二十七號)

第一章 總 則

第一條 判任文官、同待遇者並ニ國庫ヨリ給料又ハ手當ヲ受クル囑託員、雇員、傭人及職工ハ本令ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス但シ左

ニ掲グル者ハ此ノ限ニ在ラズ
一 他ノ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員

二 健康保險又ハ船員保險ノ被保險者

三 判任文官及同待遇者ニシテ俸給ノ支給ヲ受ケザルモノ

四 在外指定學校職員及在滿學校組合待遇職員

五 前各號ニ掲グル者ノ外命令ヲ以テ定ムル者

第二條 組合ハ組合員タルベキ者ノ俸給、給料又ハ手當ニ關スル豫算ヲ所管スル各省毎ニ之ヲ設クルモノトス但シ内務部内、廳府縣及内地ノ職業紹介所ノ組合員タルベキ者並ニ内地ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ内務省ニ、朝鮮總督府部内ノ組合員タルベキ者及朝鮮ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ朝鮮總督府ニ、臺灣總督府部内ノ組合員タルベキ者及臺灣ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ臺灣總督府ニ、關東局部内ノ組合員タルベキ者及關東州ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ關東局ニ、樺太廳部内ノ組合員タルベキ者及樺太ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ樺太廳ニ、南洋廳部内ノ組合員タルベキ者及南洋群島ニ於ケル國庫以外ノ經濟ヨリ俸給ヲ受クル組合員タルベキ者ニ付テハ南洋廳ニ各一組合ヲ設クルモノトス
組合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依ル各省其ノ他各廳ノ範圍内ニ於テ二以上ヲ設クルコトヲ得
第三條 北海道地方費、府縣其ノ他之ニ準ズベキ地方

經濟(以下地方費ト稱ス)、神官又ハ神社ヨリ給料又

ハ手當ヲ受クル職員(判任文官及同待遇者ヲ除ク)ハ

命令ノ定ムル所ニ依リ同一經濟所屬毎(内地ノ神社

ノ職員ニ在リテハ、道府縣ノ區域毎トス)ニ包括シテ

組合ニ加入スルコトヲ得

第四條 第二條第一項ノ組合ハ各省大臣、朝鮮總督

臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官又

ハ南洋廳長官(以下組合所管者ト稱ス)之ヲ管理ス

同條第二項ノ組合ハ組合所管者又ハ其ノ指定スル者

之ヲ管理ス

第五條 組合員ノ所屬スル官公署ノ長ハ當該官公署ノ

職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第二章 組合員

第六條 組合員ハ甲種組合員及乙種組合員トス

甲種組合員ハ囑託員、雇員、傭人、職工及之ニ準ズ

ベキ職員トシ乙種組合員ハ判任文官、同待遇者及之

ニ準ズベキ職員トス

第七條 組合員ノ加入及脱退ニ關シ必要ナル事項ハ命

令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 給 付

第一節 通 則

第八條 給付ハ左ノ五種トス

一 療養費

二 傷病手當金

三 埋葬料

四 分娩費

五 出產手當金

前項第二號乃至第五號ノ給付ハ乙種組合員ニ對シテ

ハ之ヲ爲サズ

第九條 組合ヲ脱退シタル際、疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ給付ヲ受クル組合員ハ組合員トシテ給付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續シテ同一組合ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得但シ組合脱退ノ日前六月以上引續キ組合員タリシ場合ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ

第十條 給付ヲ受クベキ者ガ他ノ法令ノ規定ニ依リ本令ニ依ル給付ト同種ノ給付又ハ給與ヲ受クルトキハ其ノ限度ニ於テ本令ニ依ル給付ハ之ヲ爲サズ

第十一條 組合員又ハ組合員タリシ者ガ命令ヲ以テ定ムル一定期間以上帝國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下同ジ)外ニ在ル場合ニ於テハ其ノ期間ニ係ル給付ハ之ヲ爲サズ

組合員又ハ組合員タリシ者ガ陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタル場合ニ於テハ疾病又ハ負傷ニ關シ其ノ期間ニ係ル給付ハ之ヲ爲サズ

第十二條 給付ヲ受クベキ者ガ給付ヲ受クベキ事由終了ノ日ヨリ起算シ一年以内ニ給付ノ請求ヲ爲サザルトキハ當該給付ハ之ヲ爲サズ

第二節 療養費

第十三條 組合員ガ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ヲ受ケタルトキハ療養費トシテ其ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ八ニ相當スル金額ヲ支給ス

第十四條 組合員ト同一ノ家ニ在ル者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)ニシテ主トシテ其ノ組合員ニ依リ生計ヲ維持スルモノ(以下被扶養者ト稱ス)ガ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ヲ受ケタルトキ組合員ガ引續キ一年以上組合員タル場合ニ於テハ療養費トシテ入院ニ要スル費用又

ハ一四〇圓以上ノ處置料若ハ手術料ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ組合員ニ支給スルコトヲ得

前項ノ療養費ハ組合員又ハ組合員タリシ者ガ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ト雖モ之ヲ支給スルコトヲ得但シ同條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ組合員又ハ組合員タリシ者ガ帝國外ニ向ケ出發シタル際療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ限ル

第一項ノ規定ノ適用ニ付第九條本文ノ規定ハ同項ノ規定ニ依ル給付ニ、第十條及第十一條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第十五條 療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍及療養ニ要スル費用ノ算定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 組合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ組合ハ療養費ノ支給ニ代ヘテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合ハ組合員ノ療養ニ付テハ其ノ療養ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ二ニ相當スル金額ヲ、被扶養者ノ療養ニ付テハ其ノ療養ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ組合員ヨリ徵收ス

第十七條 療養費ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ經過シタル後ノ療養ニ付テハ之ヲ支給セズ

結核性疾病ニ關シテハ前項ノ期間ヲ超エ尙六月以内ノ療養ニ付繼續シテ療養費ヲ支給スルコトヲ得但シ組合員又ハ組合員タリシ者ノ結核性疾病ニ關シテハ其ノ支給ヲ始メタル日以前六月以上引續キ組合員タリシ者ニ限ル

第三節 傷病手當金

第十八條 組合員ガ療養ノ爲引續キ勤務ニ服スルコト

能ハザルトキハ勤務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日以後三日ヲ經過シタル日ヨリ其ノ後ニ於ケル勤務ニ服スルコト能ハザル期間傷病手當金トシテ一日ニ付給料又ハ手當ノ日額ノ十分ノ五ニ相當スル金額ヲ支給ス

入院シタル組合員ニ對シ支給スベキ傷病手當金ハ被扶養者ナキ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ給料又ハ手當ノ日額ノ十分ノ二ニ相當スル金額トス

第十九條 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ療養ノ爲勤務ニ服スルコト能ハザルニ至リタル日以後三日ヲ經過シタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セザルトキト雖モ療養費ノ支給ヲ爲シ得ル期間ヲ經過スルニ至リタルトキハ之ヲ支給セズ

第二十條 疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テ繼續シテ給料又ハ手當ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ベキ限度ニ於テ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セズ

第四節 埋葬料

第二十一條 組合員ガ死亡シタルトキハ其ノ當時之ト同一ノ家ニ在リタル者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在リタル者ヲ含ム)ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ給料又ハ手當ノ日額ノ三十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ三十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ三十圓トス

組合員ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シ

タル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第二十二條 第九條ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者が死亡シタルトキ、第九條ノ規定ニ依リ給付ヲ受ケタル

者が其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日後三月以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ組合員タリシ者が組合

脱退ノ日後三月以内ニ死亡シタルトキハ其ノ當時之

ト同一ノ家ニ在リタル者(届出ヲ爲サザルモ事實上

婚姻關係ト同一ノ事情ニ在リタル者ヲ含ム)ニシテ

埋葬ヲ行フモノハ最後ノ組合ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受

クルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受ク

ル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ之ヲ準用ス

第五節 分娩費及出産手當金

第二十三條 組合員ガ分娩シタルトキハ分娩費トシテ

二十圓ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ日前二十八日、

分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勤務ニ服セザリシ

期間一日ニ付給料又ハ手當ノ日額ノ十分ノ五ニ相當

スル金額ヲ支給ス

分娩ノ日ガ其ノ豫定日ヨリ後レタルトキハ組合ハ前

項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第二十條ノ規定ハ出産手當金ノ支給ニ之ヲ準用ス

第二十四條 組合ハ組合員ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ

手當ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル組合員ニ對

シテ支給スベキ分娩費ノ額ハ前條第一項ノ規定ニ拘

ラズ十圓トス

第十八條第二項ノ規定ハ産院ニ收容シタル組合員ニ

對シ支給スル出産手當金ニ之ヲ準用ス

第二十五條 分娩ニ關スル給付ハ分娩ノ日前六月以上

引續キ組合員タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サズ

第二十六條 出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其

ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セズ

第二十七條 組合員タリシ者が組合ヲ脱退シタル日後

六月以内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ組合員トシ

テ受クルコトヲ得ベカリシ給付ヲ最後ノ組合ヨリ受

クルコトヲ得但シ脱退ノ日前六月以上引續キ組合員

タリシ者ニ限ル

第四章 附帶施設

第二十八條 組合ハ組合員及被扶養者ノ保護救済ノ爲

命令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ

得

第五章 費用

第二十九條 國庫ハ組合ノ事業ノ事務ノ執行ニ要スル

費用ニ充ツル爲組合所管者大藏大臣ト協議シテ定ム

ル金額ヲ組合ニ給與スルコトヲ得

第三十條 組合ハ組合ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲

命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ヨリ掛金ヲ徴收ス

組合員ガ第十一條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ命

令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間掛金ヲ徴收セズ

第三十一條 國庫ハ第二十九條ノ規定ニ依リ給與金ノ

外組合ノ事業ニ要スル費用ニ充ツル爲國庫、神宮又

ハ官國幣社ヨリ俸給、給料又ハ手當ヲ受クル組合員

ノ俸給、給料及手當ノ總額ニ組合所管者大藏大臣ト

協議シテ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル金額ヲ毎年度組

合ニ給與ス

組合員ニシテ前項以外ノ經濟ヨリ俸給、給料又ハ手

當ヲ受クルモノニ付テハ其ノ俸給、給料及手當ノ總

テ得タル金額ヲ毎年度當該經濟ヨリ組合ニ給與スベ

シ

前二項ノ規定ニ依リ組合ニ給與スル金額ハ組合員ヨ

リ徴收スル掛金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六章 雜則

第三十二條 俸給、給料若ハ手當ノ範圍又ハ給料若ハ

手當ノ日額ノ算定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

第三十三條 特別ノ事情ニ依リ本令ニ依リ難キ場合ニ

於テハ組合所管者大藏大臣ト協議シテ特例ヲ設クル

コトヲ得

第三十四條 本令施行ニ關スル事項中醫療契約其ノ他

醫療ニ關スル事項、組合ノ事業ニ要スル費用ノ計算

ニ關スル事項等ニシテ重要ナルモノニ付テハ組合所

管者ハ隨時大藏大臣及厚生大臣ニ連絡ヲ爲スモノト

ス

第三十五條 第二十九條、第三十一條又ハ第三十三條

ノ規定ニ依リ組合所管者大藏大臣ト協議セントスル

トキハ組合所管者ガ朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐

節特命全權大使、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ナル場

合ニ在リテハ其ノ組合ニ對スル給與ニ關スル豫算ヲ

所管スル大臣ヲ經由スベシ

第三十六條 本令ニ定ムルモノノ外本令施行ニ關シ必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ組合中

已ムヲ得ザル事情アルモノニ關シテハ命令ヲ以テ定ム

ル日ヨリ之ヲ適用スルコトヲ得

ニ付テハ同項但書ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル日前
トス)ヨリ引續キ第一條又ハ第三條ノ規定ニ該當スル
職員タリシ組合員ハ第十四條ノ規定ノ適用ニ付テハ其
ノ期間組合員タリシ者ト看做ス

尙、參考の爲共濟組合命令に基き設立された厚生省
共濟組合に關する組合規則の一部を掲ぐれば次の如く
である。

厚生省職員共濟組合規則

(昭和十五年十二月二十七日
厚生省令第五十五號)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ政府職員共濟組合令ニ基キ之ヲ組織
ス

第二條 本組合ハ厚生省職員組合ト稱ス

〔第三、第四、第五、第六、第七條 略〕

第二章 組 合 員

第八條 組合令第一條ニ規定スル職員ニシテ厚生部内
ニ屬スルモノハ本組合員タルモノトス但シ左ニ掲ゲ
ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 休職中ノ者(召集ノ爲メ休職トナリタル者ヲ除
ク)

二 部内ニ於テ高等官ニ準ズル待遇ヲ受クル囑託員

三 臨時ノ囑託員、雇員、傭人又ハ職工但シ囑託又
ハ雇傭ノ日ヨリ一年ヲ超ユル者ヲ除ク

四 外國人

五 其他厚生大臣ノ指定スルモノ

第九條 前條ノ職員ハ左ノ日ヨリ組合員ト爲ルモノト
ス

一 任官、採用、囑託又ハ厚生部外ヨリ轉勤ノ日
二 組合令第一條但書及前條但書ノ規定ニ該當セザ
ルニ至リタル日

第十條 組合員ハ左ノ日ヨリ組合ヲ脱退シ第三號ノ場
合ハ脱退ノ日其他ノ場合ハ脱退ノ日ノ翌日ヨリ組合
員タラザルモノトス

一 死亡シタル日

二 退官又ハ退職ノ日

三 厚生部外へ轉勤ノ日

四 高等官又ハ同待遇者(主事タル高等官ノ待遇ヲ
受クル者ヲ除ク)ト爲リタル日

五 組合令第一條但書及本令第八條但書ノ規定ニ該
當スルニ至リタル日

前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ事實アリタル日ニ更ニ組合
令ニ依ル他ノ組合ノ組合員トナリタル場合又ハ組合
令第一條第一號若ハ第二號ノ規定ニ該當スルニ至リ
タル場合ハ其ノ日ヨリ組合員タラザルモノトス

〔第十一條、第十二條、第十三條 略〕

第十四條 退官又ハ退職ノ日若ハ其ノ翌日再ビ組合員
ト爲リタルトキハ引續キ組合員タリシモノト看做ス

第十五條 甲種組合員タル資格ト乙種組合員タル資格
ト重複スル日ハ新ラシキ資格ニ依ル組合員タルモノ
トス

第十六條 組合ニハ組合員毎ニ組合員臺帳ヲ備付クル
モノトス

第十七條 組合ハ組合員ニ對シ別記様式ニ依ル組合員
證ヲ交付ス

組合員脱退シタルトキハ郵局長ハ其組合證ヲ回收ス
ベシ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラ

第三章 掛 金

第十八條 組合員ハ掛金トシテ月俸(本俸タルベキ性
質ヲ有スル俸給、給料又ハ手當ヲ謂フ)以下之ニ同
ジ)受領ノ時甲種組合員ニアリテ八月俸ノ千分ノ一
二、五乙種組合員ニ在リテ八月俸ノ千分ノ九、四ノ
金額ヲ納付スベシ

月俸ヲ受領セザル月ノ掛金ハ次回受領ノトキ之ヲ納
付スベシ

組合員ガ轉勤其ノ他ノ事由ニ因リ組合令ニ依ル他ノ
組合又ハ他ノ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ヨ
リ轉ジテ引續キ組合員ト爲リタル場合ニ於テハ前二

項ノ規定ニ拘ラズ其ノ月分ノ掛金ハ之ヲ免除ス但シ
月ノ初日ニ於テ組合員トナリタル場合ニ於テハ此ノ
限ニ在ラズ

〔第十八條第三項 略〕

甲種組合員ガ乙種組合員ト爲リタル場合又ハ乙種組
合員ガ甲種組合員トナリタル場合ニ於テハ翌月分ヨ
リ掛金ヲ改定ス但シ月ノ初日ニ組合員タル資格ニ變
更アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

組合員脱退ノ際過拂込又ハ未拂込ノ掛金アル場合ニ
於テハ之ニ相當スル金額ヲ給付金ニ加ヘ又ハ之ヨリ
控除スルコトヲ得

第十九條 前條ノ月俸ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ算定ス
一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ年額ノ十二
分ノ一

二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ月額

三 日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ日額ノ三十
倍

前項ノ報酬ハ月ノ初日ノ現在ニ依ル但シ月ノ中途ニ於テ組合員ト爲リタルモノニ付テハ其組合員トナリタル日ノ現在ニ依ル

第二十條 特殊ノ事由又ハ臨時ノ事故ニ因リ一時月俸ニ移動ヲ生ジタルモノナルトキハ掛金額ハ之ヲ改定セズ

〔第二十一條 略〕

第二十二條 月俸ノ支拂者ハ其支拂ノ時組合員タル職員ヨリ掛金ヲ徴收スルコトヲ得

〔第二十三條 略〕

第四章 給 付

第二十四條 組合令第十三條ノ療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍左ノ如シ

- 一 診 察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術、其他ノ治療
- 四 入院
- 五 看護
- 六 移送

前項第三號ノ療養ニシテ之ニ要スル費用一回二十圓ヲ超ユルモノ及第四號乃至第六號ノ療養ハ組合ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル但緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

第二十五條 組合令第十一條第一項ニ規定スル期間ハ三月トス

第二十六條 本組合ニ於テハ組合令第十四條及同令第十七條第二項ノ給付ヲ爲スモノトス

第二十七條 組合令第十四條及同令第十七條第二項ノ療養費ノ支給ハ其療養ニ付組合ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル但緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

ノニ限ル但シ緊急ノ場合ハ事後ニ於テ承認ヲ受クベシ

〔第二十八條 略〕

第二十九條 療養ニ關係ナキモノト認メラルル費用又ハ必要ノ限度ヲ超ユルモノト認メラルル費用ニ付テハ療養費ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十條 故意又ハ重大ナル過失ニ依リ給付事由ヲ生ゼシメタルトキハ給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十一條 組合ハ必要アリト認ムルトキハ給付ヲ受クルモノノ診断ヲ行ヒ又ハ療養ニ關スル指揮ヲ爲スコトヲ得

正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル組合ノ診断ヲ受ケザルトキ又ハ療養ニ關スル指揮ニ從ハザルトキハ給付ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第三十二條 組合員又ハ組合員タリシ者ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十三條 給付金算定ノ基礎ト爲スベキ給料又ハ手當ノ日額ハ月俸ノ三十分ノ一トス

〔第三十四條 第三十五條 略〕

第五章 保健施設

第三十六條 組合ハ組合員及被扶養者ノ保護救済ノ爲メ左ノ施設ヲ爲スコトヲ得

- 一 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設
- 二 健康診断ニ關スル施設
- 三 保養ニ關スル施設
- 四 健康者ノ表彰

五 其他健康ノ保持増進ニ關スル施設

第七章 會 計

第四十一條 組合ノ事業年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十二條 組合ハ寄附ヲ受クルコトヲ得用途ヲ指定シタル寄附ハ其目的以外ニ使用スルコトヲ得ズ

第四十三條 組合ノ財産ハ郵便貯金ト爲シ若ハ確實ナル銀行ニ預入レ信託會社ニ信託シ又ハ國債證券ヲ以テ之ヲ保有スルコトヲ得

〔第四十四條 略〕

第四十五條 組合ノ事業成績及收支決算ハ毎年度之ヲ組合員ニ公表ス

附 則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

文部省體育局官制の公布

國民體位向上の要望に則應して文部省に於ては從來の體育課を體育局に昇格することとなつたが、その官制は昭和十六年一月八日付官報を以て次の如く公布せられた。

文部省官制中改正 (昭和十六年一月七日勅令第十九號)

第二條第四號ヲ削ル

第三條中「十四人」ヲ「十五人」ニ改ム

第四條中「六局」ヲ「七局」ニ改メ「社會教育局」ノ次ニ「體育局」ヲ加フ

第六條ノ六ヲ第六條ノ七トシ同條中「文部事務官專任十三人」ヲ「文部事務官專任十四人」ニ改メ第六條ノ五ヲ第六條ノ六トシ第六條ノ四ヲ第六條ノ五トス

第六條ノ四 體育局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 學校ニ於ケル體育運動ニ關スル事項

二 學校ニ於ケル武道ニ關スル事項

三 學校ニ於ケル教練ニ關スル事項

四 其ノ他學校ニ於ケル體育訓練ニ關スル事項

五 學校ニ於ケル衛生ニ關スル事項

第十條中「體育官專任六人」ヲ「體育官專任八人」ニ、「體育官補專任六人」ヲ「體育官補專任八人」ニ改ム

第十一條中「專任百六十五人」ヲ「專任百六十九人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十一年十月二十日公布勅令第二百七十九號文部省

官制抄録

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲クルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

四 學校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事項

第三條 文部省專任書記官ハ十四人ヲ以テ定員トス

第四條 文部省ニ左ノ六局ヲ置ク

(左記略ス)

第十條 文部省ニ體育官專任六人ヲ置ク委任トス學校ニ於ケル體育運動及衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 屬及技手ハ通シテ專任百六十五人ヲ以テ定員トス

國民體力審議會の花柳病豫防法改正に關する答申

花柳病豫防法改正に關する厚生大臣諮問は厚生省内國民體力審議會に於て昨昭和十五年九月以降審議されてゐたが、同年十二月十二日總會に於て答申案の最後の決定をみるに到つた。諮問、答申及び特別委員會委員氏名を掲ぐれば以下の如くである。

花柳病豫防法改正に關する特別委員

- 金杉英五郎 三木良英
- 中野太郎 林春雄
- 下村宏 赤木朝治
- 高木喜寬 北島多一
- 河合龜太郎 吉田彌生
- 勝田永吉 龜井貫一郎
- 高野六郎 藤原孝夫
- 秋山要

諮 問

社會ノ現状ニ鑑ミ花柳病豫防法中改正ヲ要スル點如何

花柳病豫防法改正に關する諮問答申

花柳病豫防法は之を性病豫防法と改稱し別紙要綱の如く改正するを適當と認む

尙左記事項は性病豫防上極めて重要なるを以て其の實施に關し速に適當なる措置を講ぜられんことを望む

一 結婚に依る病毒の感染を防止する爲結婚に際し健康證明書を交換せしむる風習を勵致すると共に健康結婚に關する法規の制定を考慮すること

二 母性乳幼児保護の見地より妊婦をして妊娠五箇月以前に醫師の健康診断を受けしむることを勵行せしめ微毒に因る流早死産、乳幼児死亡及先天微毒を防止すること

三 學校教育に於て本病の恐るべきことを知らしむると共に國民に對し一層豫防思想の徹底に努むること

性病豫防法案要綱〔別紙〕

第一 本法に於て性病と稱するは微毒、淋病、軟性下疳及鼠蹊淋巴肉芽腫症を謂ふこと

第二 醫師性病患者を診断したるときは命令の定むる所に依り傳染の危険、傳染防止の方法及第十三に規定する事項を指示すべきこと

前項の規定に依り指示を受けたる者は其の指示に従ひ傳染防止の方法を行ふべきこと

第三 性病患者は速に醫師の治療を受くべきこと

性病患者の保護者は其の患者をして速に醫師の治療を受けしむべきこと

前項の保護者の範圍は命令を以て之を定むること

第四 地方長官は性病豫防上必要ありと認むるときは左の事項を行ふことを得ること

一 業態上病毒傳播の虞あるものとして命令に依り指定せられたる者に對し健康診断を施行し又は其の者をして指定したる醫師の健康診断書を提出せしむること

二 業態上病毒傳播の虞ある性病患者に對し其の從

業を停止すること

三 業態上病毒傳播の虞あるものとして命令に依り指定せられたる場所に付其の場所を管理する者に對し必要な豫防設備を爲さしむること

地方長官に於て前項第一號の規定に依り健康診断を施行する場合に於ては其の費用は道府縣の負擔とする

第五 主務大臣は性病患者を診療せしむる爲道府縣市其の他必要と認むる公共團體に對し診療所の設置を命ずることを得ること

前項の規定に依り設置する診療所に於ける診療の費用の負擔及徴收に關しては勅令を以て之を定むること

第六 主務大臣は期間を指定し適當と認むる公私立の診療所を其の承諾を得て第五第一項の規定に依り設置する診療所に代用することを得ること此の場合に於ては第五第二項及第八第二項の規定を準用すること

第七 地方長官は第四第一項第一號の規定に依る健康診断又は健康診断書に依り性病患者とせられたるものをして第五又は第六の規定に依る診療所に於て診療を受けしめ特に必要ありと認むるときは同診療所に入所せしむることを得ること

第八 國庫は勅令の定むる所に從ひ第四第二項の規定に依り道府縣の負擔する經費に對し其の三分の一以上を補助すること

國庫は勅令の定むる所に從ひ第五の規定に依り診療所を設置する公共團體の其の診療所に關し支出する經費に對し左の區分に依り補助すること

一 診療所の創設費及擴張費並に之に伴ふ初

度調辦費

支出額の二分の一以上

二 其の他の諸費

支出額の三分の一以上

第九 國庫は性病患者を診療する爲診療所を設置する公益法人の其の診療所に關し支出する經費に對し第八第二項に規定する區分に準じ補助することを得ること

第十 主務大臣は性病の豫防又は治療に關する器具にして衛生上有害と認めたるときは其の販賣又は授與を禁止することを得ること

第十一 性病の豫防又は治療に關する器具、藥品、賣藥又は賣藥部外品の公衆に對する廣告は勅令の定むる所に依り之を禁止すること

第十二 性病に關する賣藥又は賣藥部外品は其の容器若は被包に其の成分及分量、成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載するに非ざれば之を販賣することを不得ること

第十三 傳染の虞ある性病に罹れることを知りて傳染防止に付相當の方法を講ぜず性交を爲したる者は三月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處すること前項の規定は婚姻關係及届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る者の間に於ては之を適用せざること

地方長官は性病豫防上必要ありと認むるときは第一項の規定に依り處罰せられたる者をして第五又は第六の規定に依る診療所に於て診療を受けしめ又は同診療所に入所せしむることを得ること

第十四 傳染の虞ある性病に罹れることを知り又は知るべくして賣淫を爲したる者は六月以下の懲役又は

千圓以下の罰金に處すること

傳染の虞ある性病に罹れることを知り又は知るべくして賣淫の媒合又は容止を爲したる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處すること

前二項の場合に於て傳染防止に付相當の方法を講じたる者は其の刑を減輕すること

第十五 第二第一項の規定に違反したる者は科料に處すること

第十六 第四の規定に依る地方長官の命令又は處分に違反したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處すること

第十七 第十の規定に依る主務大臣の處分に違反したる者は五百圓以下の罰金に處すること

第十八 第十一の規定に依る命令又は第十二の規定に違反したる者は千圓以下の罰金に處し地方長官は其の器具、藥品、賣藥若は賣藥部外品の販賣若は授與を禁止し又は其の發賣の免許を取消すことを得ること

第十九 事業主又は管理人は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他従業者が其の業務に關し第十又は第十一の違反行爲を爲したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ざること

第二十 第十七及第十八の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らざること

附 則

昭和二年法律第四十八號に依る診療所は本法に依る診

療所と看做すこと

明治三十三年法律第八十四號第三條第二項の命令の適用を受くるものに關しては第四の規定を適用せざるべし

性病に關する賣藥にして昭和二年法律第四十八號公布前より販賣し來れるもの又は賣藥部外品にして本法公布前より販賣し來れるものに關しては當分の間第十二の規定を適用せざるべし

厚生省勞働局の勞務者世帯構成調査 報告

厚生省勞働局に於ては昭和十四年十二月施行せる勞務者世帯調査の集計を發表したが、その主要數字を掲ぐれば以下の如くである。因に調査方法は府縣(鑛山監督局)別に調査すべき勞務者の事業別概數を豫め指定し成るべく多數の事業場に付被調査勞務者を左の方針に依り選定せしめたものである。

- 一、年齢二十五歳以上五十五歳未満にして世帯主たること
 - 二、世帯主たる勞務者の勤勞所得を主たる世帯収入とする
 - 三、世帯員數が世帯主たる勞務者を合して二人以上なるもの
 - 四、同居人又は家事使用人なき世帯なること
- 尚、本調査に使用せられたる調査票は別掲の如くである。

表 面

事業場名		世帯主氏名		世帯員氏名		職業名		平均月收	
所在地	場所	生年月日	生月日	男	女	年齢	職業名(内職ヲ含ム)	円	円
						歳		円	円
						歳		円	円
						歳		円	円
						歳		円	円
						歳		円	円
						歳		円	円

※裏面ヲ御覽下サイ
書キ切レナイデニ枚以上ニナルトキハコヨリデ綴ツテ下サイ

裏 面

記入心得	
一、事業場名	働イテキル工場、鑛山、會社、商店、組合、團體等ノ名ヲオ書キ下サイ。
二、職業名	世帯主又ハ世帯員ノ職業名ハ「旋盤工」「探炭夫」「電車車掌」「土工」「作男」「漁夫」「大工」「店員」「仕立内職」等トオ書キ下サイ。
三、世帯員	世帯主ガ生活費ノ大部分ヲ負擔シテキル場合ニハ現ニ同一世帯ニ無イ者デモ世帯員トシテオ書キ下サイ。
四、世帯主トノ續柄	世帯主トノ關係ヲ「父」「妻」「弟」「長男」ト云フ風ニオ書キ下サイ。
五、年齢	世帯員ノ年齢ハ「數ヘ年」ヲオ書キ下サイ。
六、平均月收	給料、賃金、手當、賞與、會社ヨリノ補助金、國許ヨリノ送金等現金ヲ收入スル所得ノ一月平均見積リ額ヲオ書キ下サイ。收入ノ無イ場合ハ「ナシ」トオ書キ下サイ。

其の一 世帯主年齢及世帯人員別世帯数(全国)

全業種

(百分率)

世帯主年齢	調査世帯数	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人八人世帯以上
二五歳	100.0	29.1	29.7	18.6	9.9	7.4	4.1
二六歳	100.0	33.8	33.5	23.9	11.3	4.7	3.3
二七歳	100.0	20.2	33.5	23.7	12.7	5.5	3.2
二八歳	100.0	18.2	31.5	24.6	14.8	6.3	3.7
二九歳	100.0	15.4	27.5	28.5	14.5	7.4	5.1
三〇歳	100.0	13.5	24.9	27.3	17.9	10.4	4.8
三一歳	100.0	10.2	21.9	24.8	22.2	12.0	8.1
三二歳	100.0	8.4	18.5	22.8	23.2	12.4	6.3
三三歳	100.0	6.8	17.3	24.3	23.1	16.1	9.2
三四歳	100.0	6.5	16.1	23.0	25.1	16.8	9.8
三五歳	100.0	6.2	15.0	19.7	24.1	18.4	12.1
三六歳	100.0	4.4	13.9	19.8	24.1	17.9	14.8
三七歳	100.0	4.2	13.0	17.5	23.3	22.5	14.0
三八歳	100.0	4.2	14.7	17.5	21.4	18.7	15.4
三九歳	100.0	3.1	12.2	17.3	21.2	20.7	16.5
四〇歳	100.0	4.0	11.0	13.1	18.1	21.4	23.3
四一歳	100.0	4.0	12.2	14.8	16.8	20.9	19.3
四二歳	100.0	4.7	13.2	14.4	16.9	19.3	18.7
四三歳	100.0	4.0	10.8	14.5	16.5	18.6	24.7
四四歳	100.0	5.2	12.5	13.1	18.4	21.3	21.0
四五歳	100.0	4.3	12.9	13.2	16.1	18.7	22.4
四六歳	100.0	5.7	12.0	17.6	19.2	27.6	14.5
四七歳	100.0	6.9	11.8	15.8	16.3	19.2	17.0
四八歳	100.0	5.3	14.2	20.9	15.4	17.5	17.1
四九歳	100.0	7.3	14.5	17.3	20.0	16.6	15.8

衆報

世帯主年齢	調査世帯数	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人八人世帯以上
五〇歳	100.0	6.3	13.5	15.9	17.2	16.8	12.6
五一歳	100.0	7.0	16.1	17.2	20.1	16.7	7.6
五二歳	100.0	6.1	15.8	19.7	17.9	15.5	11.5
五三歳	100.0	7.3	17.1	20.2	17.1	16.4	14.3
五四歳	100.0	8.1	20.8	20.8	14.4	14.0	7.6
總計	100.0	8.5	17.9	20.2	18.9	15.5	13.7

(備考) 被調査世帯数は工業一三、六〇八、鑛業一、六一五、交通運輸業一、二二五、土木建築業一、九八六、農業一、一八七、水産業九九一、商業一、六八八世帯にして總計二四、三〇〇世帯なり。

〔其の一〕 世帯人員別世帯数(百分率)の業種別比較

業種	調査世帯数	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人八人世帯以上
全業種	100.0	8.5	17.9	20.2	18.9	15.5	13.7
工業	100.0	8.0	17.8	20.9	19.2	15.5	13.6
鑛業	100.0	7.9	17.2	20.3	20.5	16.4	12.2
交通運輸業	100.0	9.4	20.2	20.4	18.6	13.9	11.5
土木建築業	100.0	11.0	19.9	17.5	17.6	14.6	13.5
農業	100.0	4.8	12.8	14.8	18.2	20.1	19.3
水産業	100.0	7.1	14.8	19.2	17.0	16.4	15.2
商業	100.0	12.7	20.4	21.1	18.0	13.3	10.0

其の二 世帯主年齢及世帯員身分別世帯員数(全国)

全業種 (一世帯當り員数)

世帯主年齢	調査世帯数	妻	子女	父母	兄弟姉妹	其ノ他
二五歳	100	0.84	0.61	0.22	0.37	0.35
二六歳	100	0.89	0.81	0.37	0.33	0.11
二七歳	100	0.92	0.96	0.33	0.36	0.33
二八歳	100	0.95	1.15	0.10	0.36	0.16

二九歲	一〇〇	〇・六六	一・一五	—	〇・二二	〇・三三	〇・〇四	〇・一六	〇・〇二	〇・〇三
三〇歲	一〇〇	〇・九七	一・五二	〇・〇〇	〇・〇八	〇・元	〇・〇五	〇・一六	〇・〇三	〇・〇五
三一歲	一〇〇	〇・九七	一・七四	〇・〇一	〇・〇八	〇・三三	〇・〇四	〇・一四	〇・〇一	〇・〇三
三二歲	一〇〇	〇・九八	一・九一	—	〇・〇五	〇・元	〇・〇三	〇・一〇	〇・〇一	〇・〇三
三三歲	一〇〇	〇・九八	二・一〇	〇・〇一	〇・〇四	〇・三三	〇・〇三	〇・〇九	〇・〇一	〇・〇三
三四歲	一〇〇	〇・九八	二・三三	〇・〇二	〇・〇三	〇・三六	〇・〇三	〇・〇九	〇・〇一	〇・〇三
三五歲	一〇〇	〇・九七	二・五四	〇・〇三	〇・〇三	〇・三八	〇・〇一	〇・〇七	〇・〇一	〇・〇三
三六歲	一〇〇	〇・九七	二・五五	〇・〇四	〇・〇一	〇・元	〇・〇一	〇・〇六	〇・〇一	〇・〇三
三七歲	一〇〇	〇・九八	二・七〇	〇・〇四	〇・〇一	〇・三五	〇・〇一	〇・〇五	〇・〇一	〇・〇三
三八歲	一〇〇	〇・九八	二・八七	〇・〇五	〇・〇一	〇・三四	〇・〇一	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇三
三九歲	一〇〇	〇・九七	三・〇三	〇・〇五	〇・〇一	〇・三三	—	〇・〇五	〇・〇一	〇・〇三
四〇歲	一〇〇	〇・九六	三・二〇	〇・〇六	〇・〇一	〇・三二	〇・〇一	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇三
四一歲	一〇〇	〇・九六	三・三七	〇・〇七	〇・〇一	〇・三二	〇・〇一	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇三
四二歲	一〇〇	〇・九六	三・五四	〇・〇八	〇・〇一	〇・三三	〇・〇一	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇三
四三歲	一〇〇	〇・九六	三・五三	〇・〇八	〇・〇一	〇・三七	—	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇三
四四歲	一〇〇	〇・九七	三・九〇	〇・〇九	〇・〇一	〇・三〇	—	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇三
四五歲	一〇〇	〇・九五	三・七七	〇・〇九	〇・〇一	〇・一九	—	〇・〇二	〇・〇一	〇・〇三
四六歲	一〇〇	〇・九五	三・四一	〇・〇六	〇・〇一	〇・一七	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
四七歲	一〇〇	〇・九二	三・二〇	—	〇・〇一	〇・一八	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
四八歲	一〇〇	〇・九二	三・八八	〇・〇〇	〇・〇一	〇・一五	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
四九歲	一〇〇	〇・九三	三・七二	〇・〇〇	〇・〇一	〇・一三	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
五〇歲	一〇〇	〇・九二	三・八一	—	〇・〇一	〇・一四	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
五一歲	一〇〇	〇・九一	三・四三	〇・〇〇	〇・〇一	〇・元	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
五二歲	一〇〇	〇・九三	三・五〇	〇・〇〇	〇・〇一	〇・二二	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
五三歲	一〇〇	〇・九一	三・三二	〇・〇〇	〇・〇一	〇・一七	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
五四歲	一〇〇	〇・八八	三・〇七	〇・〇〇	〇・〇一	〇・一六	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三
總計	一〇〇	〇・八二	二・三三	〇・〇〇	〇・〇一	〇・一八	—	〇・〇一	〇・〇一	〇・〇三

(備考) 被調査世帯数は前段に同じ。

(其の二) 世帯員身分別世帯員数の業種別比較

業種	世帯員数					其他
	妻	子女	父母	兄弟姉妹	其ノ他	
全業種	一〇〇	〇・五二	二・〇三	〇・八八	〇・四四	〇・〇一
工業	一〇〇	〇・六二	二・〇一	〇・四四	〇・二六	〇・〇三
鑛業	一〇〇	〇・六二	二・〇一	〇・四四	〇・二六	〇・〇三
交通運輸	一〇〇	〇・六二	二・〇一	〇・四四	〇・二六	〇・〇三
土木建築	一〇〇	〇・六二	二・〇一	〇・四四	〇・二六	〇・〇三
農業	一〇〇	〇・九四	一・九七	〇・四四	〇・二二	〇・〇六
水産業	一〇〇	〇・九二	一・九五	〇・六六	〇・五五	〇・〇三
商業	一〇〇	〇・九五	一・八三	〇・三三	〇・四四	〇・〇一

(備考) 被調査世帯数は前段に同じ。

其の三 世帯主年齢別扶養世帯員数及扶養世帯員に對する消費單位(全國)

世帯主年齢	全業種		扶養世帯員	消費單位
	一世帯當り	一世帯當り		
二五歲	—	—	二・九八	二・四三
二六歲	—	—	三・一〇	二・四五
二七歲	—	—	三・三〇	二・五六
二八歲	—	—	三・四六	二・六三
二九歲	—	—	三・六三	二・七〇
三〇歲	—	—	三・八八	二・八五
三一歲	—	—	四・一〇	二・九九
三二歲	—	—	四・二四	三・〇七
三三歲	—	—	四・四九	三・二三
三四歲	—	—	四・六一	三・三一
三五歲	—	—	四・七四	三・四四

總計	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三
	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八
	計	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲	歲

四・八六	四・九七	五・〇三	五・一〇	四・九八	四・九四	四・六三	四・五九	四・三六	四・二七	四・〇五	三・八二	三・九四	三・五三	三・五九	三・二九	三・〇三	四・三二
三・五五	三・六七	三・六八	三・七六	三・七五	三・八〇	三・五九	三・五五	三・四一	三・三八	三・二三	三・一一	三・一八	二・九〇	二・九七	二・七五	二・五九	三・二五

全業種	四・三二	三・二五
工業	四・三五	三・二七
鑛工業	四・四二	三・二六
交通運輸業	四・二七	三・二二
土木建築業	四・一七	三・一八
農業	四・四九	三・四四
水産業	四・二四	三・二六
商業	四・〇六	三・一〇

〔其の三〕 一世帯當り扶養世帯人員及その消費單位の業種別比較

扶養世帯人員 消費單位

(備考) 被調査世帯實數は前段に同じ。
 本表集計法は次の如し。
 一 扶養世帯員は年齢満十五歳未満又は年齢満五十五歳以上のものとす、但し同一世帯内に世帯主以外の年齢満十五歳以上年齢満五十五歳未満の扶養義務者あるものは扶養世帯員とせず
 二 扶養世帯員數は便宜上世帯主を含めたる數とす
 三 消費單位は下表に依る

年齢	一歳	二歳	三歳	四歳	五歳	六歳	七歳	八歳	九歳	一〇歳	一一歳	一二歳	一三歳	一四歳	一五歳
男	〇・三	〇・四	〇・五	〇・五	〇・七	〇・八	〇・九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
女	〇・三	〇・四	〇・五	〇・五	〇・七	〇・八	〇・九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

其の四 世帯主年齢階級及世帯主月收階級別一世帯當り家族數及家族收入

工業業

(一) 家族收入なきもの

世帯主年齢階級	五〇圓未満		七五圓未満		一〇〇圓未満		一五〇圓未満		一五〇圓以上		計
	世帯數	家族數	世帯數	家族數	世帯數	家族數	世帯數	家族數	世帯數	家族數	
二五—二九歳	六	二二	四〇	一四〇	三	二五	二	二八	四	二四	二五
三〇—三四歳	六〇	二二五	四七	一七〇	四七	一七九	四三	一五七	六	二四	六七
計	六六	二四七	八七	三一〇	九〇	三〇四	八三	三二七	一〇	四八	一〇二

地計畫を策定し以て右諸國策の地域的配備又は空間的
規整を行はむとす。

第二目 標

甲、主目標

一、産業立地

1 工業立地(業態別配置)

2 農業立地

作物的配置(特殊作物、鹽田)

未利用地開發(水田造成、濕地干拓、曹達地帶

改良)

3 林野、牧野並に漁場立地

二、人口配置

1 開拓地選定

2 勞働力配置

3 都市農村の人口調整

4 居住計畫(人口配置に伴ふ衣食住計畫)

三、交通網計畫

1 空路及空港

2 鐵道網

3 自動車網及道路網

4 内陸水路及運河

5 海運及港灣

6 通信網

乙、副目標

1 理水計畫(治水、利水)

2 都邑配置計畫(性格別、規模別配列)

3 行政區劃(省縣旗市の廢置分合、官廳立地)

4 厚生計畫(學校、病院、慰樂施設の配置)

5 神社、寺廟、景觀地區の設定

第三要 領

一、調査項目(大要)

項目の選定並に配列は目標に應じ重點主義を以て
其の精密度を定む(別紙参照)と雖も大要を列擧す
ば左の如し。

(一) 自然環境

位置、地形、地質、土壤、氣象、水

(二) 人口

沿革、密度、構成、分布、増減、移動

(三) 聚 落

沿革、分布、構造、形態、生態、都邑

(四) 資 源

生物、鑛産、炭層、油層、岩質、電源、工業水、
天然瓦斯

(五) 勞働力

量、質、勞賃、需給關係

(六) 生 産

1 農 業

耕地、經營、耕種、役畜、副業、實績、地價

地代

2 牧 畜

牧地、畜種、飼育、飼料、施設、實績

3 林 業

林野、林相、樹種、伐採、造林、營林

4 鑛 業

業種別の分布、實績及經營の現況

5 工 業

同右

6 其の他

水産、狩獵、手工業

(七) 流 通

1 交 易

出廻、集散、取引、物價

2 貿 易

3 金 融

金融機關、資本、融資方法、金利

(八) 消 費

指向、數量、市場

(九) 交 通

交通網、交通機關、輸送力、運賃、通信機關、通
信量

(十) 社 會

構成、慣習、制度、民性、災害、犯罪、施設

(1) 社 會

構成、慣習、制度、民性、災害、犯罪、施設

(2) 文 化

道德、信仰、教育、藝術、施設、言語

(3) 生 活

住居、衣服、飲食、調度、疾病、慰樂、體位

(4) 沿 革

(人文的發展過程)

(5) 其 他

二、調査地域

(一) 調査地域は全滿とす

(二) 間島省、東邊道地域の調査に當りては北鮮事
情をも併せ考ふるものとす

(三) 熱河興安地區の調査に當りては蒙疆、北支と
の關聯を特に考慮す

三、調査並計畫の順序

(一) 先づ既存資料を蒐集整理し然る後實態調査に入るものとす

(二) 康徳七年を起年とし二箇年を以て綜合調査並に綜合計畫を概成す

(三) 綜合計畫に即應して地域計畫を樹立す

(四) 特に緊急を要する地域計畫(北邊地域、南滿重工業地域)に付ては綜合計畫と併行的に進捗せしむるものとす

四、機構

(一) 企畫委員會に(綜合立地計畫委員會)を新設す

(二) 委員會の委員として政府中央、地方諸機關

軍、關東局、滿鐵及民間有力團體を動員協力せしむるものとす

(三) 委員會の事務主體は總務廳に置くものとす

(四) 必要に應じ地方に地域計畫委員會を設くるものとす

第四 措置

一、都邑計畫委員會及國道會議等と本計畫委員會との關係は別途調整す

二、綜合計畫の完成前に提案せられたる地域計畫に付ては本計畫委員會に於て之を審議檢討す

三、本計畫策定に伴ふ所要人員は別途之を増員するものとす

備考

一、本計畫は日滿支綜合計畫に照應し又は之を促進するものとす

二、本計畫は關東州計畫と實質上照應連繫せしむるものとす

綜合立地計畫調査要綱

(康徳七、一〇、四) 企畫委員會幹事會決定

方針

一、康徳七年を起年とし二年を以て概成すべき綜合計畫に就ては其の重點を第二次産業計畫立案に資せしむると共に當該産業計畫遂行上の準備たらしむることに置き

(一) 現存立地並に既定立地計畫の綜合的檢討

(二) 新立地計畫の策定之が重點形成の概定

(三) 是等に伴ひ必要なる立地移動の概定

を目的として必要なる調査及資料の集成を行ふものとす

二、本計畫と併行的に進捗せしむべき北邊地域及南滿重工業地域の兩地域計畫に就ては第一項に準じ夫々綜合計畫との關聯を充分考慮しつつ必要なる調査及資料の集成を行ふものとす

要領

一、調査機構

(一) 企畫委員會幹事長の委嘱に係る調査員を以て構成する綜合立地計畫調査協議會を設置し、資料の蒐集、整理及作成、各關係機關との連絡に關する事項、其の他必要なる事項等を擔任處理せしむ

(二) 調査協議會は之を總務、産業立地、人口配置、交通網計畫の四班に分ち、各班に主査を置く

二、調査期間

調査期間は之を左の二期に分つ

第一期 二箇月 準備期とし調査項目其他調査

計畫案の作成等を行ふ

第二期 十月 資料の蒐集、整理、實態(補完)調査及地圖、圖表等の作成を行ふ

三、調査方法

現存立地調査、既定立地計畫調査及新立地計畫調査のため既存資料の蒐集及實態(補完)調査を行ふ

四、調査項目(別表)

[別表] 調査項目 (各項調査期間及主擔當者名省略) (括弧内は關係機關名なり)

自然條件調査項目

一、氣候

1 氣温 2 湿度 3 雨量 4 風向及風速 5 日照

6 結氷 結霜 積雪 7 其他

(企畫處 大陸科學院 水電 興農部 交通部 中央觀象臺 滿鐵 日本側機關)

二、地形

(企畫處 地質調査所 治安部測量局 交通部 滿

航寫眞所)

三、地質

(企畫處 中央圖書館 大陸科學院 地質調査所)

四、土壤及土性

(大陸科學院 興農部 開拓研究所)

五、水系

1 地表水 2 地下水

(企畫處 大陸科學院 財政部 水電 開拓總局)

交通部 鐵道總局)

六、沿海

1 海深 2 潮汐 3 海流

(興農部、交通部、滿鐵)

七、植生

- 1 森林 2 草地 3 耕地 4 荒地

(地政總局、興安局、馬政局、興農部、林野局、開拓總局)

八、天然素材

- 1 產地 2 存在量 3 賦存狀況

(企畫處、馬政局、興農部、林野局、特產局、經濟部、滿鐵、鑛發)

社會條件調查項目

工業立地計畫調查項目(產業班)

一、原材料

- 1 產地 2 品位 3 重量 4 容積 5 價格 6 利用限度

(企畫處、興農部、特產局、林野局、經濟部、滿鐵、鑛發、電業、滿鐵)

二、動力(水力、火力、風力)

- 1 動力資源地 2 動力源 3 能力並に供給圈 4 價格 5 利用限度

(大陸科學院、治安部、經濟部、水電、電業)

三、勞働力

- 1 勞働者數並に分布狀況 2 素質 3 能率 4 勞賃

(企畫處、統計處、治安部、民生部、興農部、開拓研究所、經濟部、交通部、勞工協會、土建協會、滿鐵、滿業)

四、技術及生産施設

(企畫處、統計處、大陸科學院、興農部、特產局、經濟部、鐵工技術員協會、滿業、滿鐵、科學審議會)

五、土地

- 1 所要面積 2 地質 3 地代 4 權利關係

(地政總局、興安局、司法部、興農部、開拓總局、經濟部、交通部、滿鐵)

六、資本

- 1 土着資本 2 金融機關 3 金利 4 導入可能資本額

(企畫處、經濟部、興農部、特產局、中銀、興銀、企畫院、大藏省、日銀、日本興銀)

七、租稅

- 1 關稅 2 國稅 3 地方稅

八、生産費構成

(興農部、特產局、經濟部、專賣總局、滿業、電業、商工省)

九、製品關係

- 1 生産量 2 重量 3 容積 4 品質

(統計處、興農部、特產局、經濟部、專賣總局、滿業、滿鐵、日滿商事)

十、交通機關

- 1 交通網分布狀況 2 輸送能力 3 運賃率

十一、物質流通

- 1 集貨機構 2 配給機構 3 流通量及經路 4 一般物資水準

(企畫處、統計處、興農部、特產局、林野局、經濟部、專賣總局、交通部、興農合作社、專管公社、糧穀會社、日滿商事、生必、中銀、滿鐵)

十二、國內需給

- 1 軍需 2 官需 3 民需

(企畫處、經濟部、興農部)

十三、國外市場

- 1 貿易機構 2 輸送 3 決済機構 4 需要並に購買力

(興農部、特產局、經濟部、交通部、中銀、興銀院、外務省、大藏省、拓務局、朝鮮及臺灣總督府)

農業立地計畫調查項目(產業班)

一、土地

- 1 利用狀況 2 灌溉 排水 3 所有耕作の配分關係 4 地價 5 小作關係 6 權利關係

(地政總局、興安局、馬政局、司法部、興農部、開拓總局、經濟部、交通部)

二、勞働力

- 1 勞働者數並に分布狀況 2 素質 3 能率 4 勞賃

(企畫處、興安局、民生部、興農部、勞工協會)

三、家畜及動力

- 1 分布狀況 2 質 3 傳染病 4 過不足 5 移動 6 價格及賃貸料 7 動力(畜力以外のもの)

四、技術

- 1 各種農法の分布 2 輪作關係 3 陌當生産力 4 勞働力單位當生産高 5 一農耕單位面積 6 農具 7 肥料

(企畫處、興安局、馬政局、興農部、開拓總局、開拓研究所)

五、作物

- 1 作物分布 2 作付割合 3 災害病蟲害

(企畫處、興農部、特產局、開拓總局)

六、經營

- 1 生產費の構成
- 2 集約度
- 3 粗收入
- 4 農家所得
- 5 兼業、副業
- 6 負債
- 7 負擔

(企畫處、馬政局、興農部、開拓總局、開拓研究所、經濟部、交通部、興農合作社)

七、農業金融

- 1 機關別分布狀況
- 2 金利

(企畫處、興農部、開拓總局、經濟部、興農合作社、中銀、大興公司)

八、銷流

- 1 生産量
- 2 商品化率
- 3 品質
- 4 集貨並に交易機構
- 5 出廻量及經路
- 6 價格

(企畫處、統計處、馬政局、興農部、特產局、經濟部、交通部、興農合作社、專管公社、糧穀會社、滿鐵)

九、交通機關

- 1 交通網分布狀況
- 2 輸送能力
- 3 運賃率

(企畫處、滿鐵、遞信省)

- 1 國內需給

1 軍需 2 官需 3 民需

(企畫處、經濟部、興農部)

- 十一、國外市場
- 1 貿易機構
- 2 輸送
- 3 決濟機構
- 4 需給並に購買力

(興農部、特產局、經濟部、交通部、中銀、興亞院、外務省、大藏省、拓務省、朝鮮及臺灣總督府)

十二、商品別代替性並に各國生産條件比較

(興農部、特產局、經濟部、專管公社、糧穀會社、

農林省)

(備考) 本調査項目は林野、牧野並に漁場立地計畫に準用す

人口配置計畫調査項目(人口班)

一、人口分布構成

- 1 分布、密度
 - 2 增加率
 - 3 生死統計
 - 4 移出入
 - 5 國內移動
 - 6 可容限度推算
- (地方處、統計處、臨時國勢調査局、建國大學、興安局、治安部、民生部、興農部、開拓總局、郵政總局、各省、滿鐵、勞工協會、生命保險會社)

二、聚落

- 1 分布、沿革
 - 2 構成、形態
- (統計局、興安局、治安部、民生部、興農部、交通部、各省、滿鐵)

三、開拓民

- 1 既存開拓地の實態

- 2 送受限度
- 3 適地
- 4 配置方針の檢討

(興安局、治安部、興農部、交通部、開拓總局、林野局、滿拓、開拓研究所、拓務省)

四、國內既住民移動方針の檢討

(興安局、興農部、開拓總局、各省、縣)

五、勞働力

- 1 分布、移動

2 產業別轉換可能量

3 導入可能量

4 構成、素質、訓練

5 生活條件

6 需給關係

7 勞賃

8 組織

9 勤勞奉仕

(企畫處、統計處、興安局、治安部、民生部、交通部、興農部、經濟部、開拓總局、林野局、勞工協會、土建協會、鑛工技術員協會、滿鐵、協和會、日支關係機關)

六、居住

衣、食、住形態

(興安局、民生部、經濟部、治安部、交通部、興農部、大陸科學院、建築局、國立中央博物館、滿鐵(奉天醫大)、生必會社、農產會社)

七、災害、疾病

1 天災

2 事故

3 傳染病

4 風土病

(統計處、民生部、治安部、交通部、勞工協會、滿鐵(奉天醫大))

八、休養

1 休養施設、療養地、保養地其他

2 病院診療所

3 慰樂施設

(統計處、人事處、民生部、交通部、治安部、馬政

局、禁煙總局、建築局、各省、滿鐵、協和會

九、景觀地區

- 1 國立公園候補地

2 其他

(民生部、交通部、林野局、各省、滿鐵、觀光協會)

十、都邑配置

(交通部)

十一、文化宗教

- 1 信徒分布(宗派別、宗教別)

- 2 神社、寺廟、教會分布

- 3 教育、訓育施設、圖書館、公會堂分布

- 4 新聞、雜誌、定期刊行物、ラジオ

(統計處、弘報處、興安局、治安部、民生部、郵政總局、關東局、電々)

交通網計畫調查項目(交通班)

一、鐵道

- 1 路線 2 車輛 3 動力 4 速度 5 輸送費 6 交通要員 7 輸送能力

(企畫處、警護總隊、林野局、經濟部、交通部、滿鐵、電業、日滿商事)

二、自動車専用道路

- 1 路線 2 素地 3 自動車 4 燃料 5 速度 6 輸送費 7 交通要員 8 輸送能力

(企畫處、經濟部、專賣總局、交通部、滿鐵、滿業)

三、自動車及道路

- 1 路線 2 素地 3 自動車 4 小運搬具(牛馬車) 5 燃料 6 速度 7 輸送費 8 交通要員

(企畫處、統計處、治安部、經濟部、專賣總局、交通部、滿鐵、滿業)

四、航空

- 1 航空路 2 飛行場 3 飛行機 4 燃料 5 速度 6 輸送費 7 交通要員 8 能力

(企畫處、經濟部、專賣總局、交通部、滿洲航空株式會社、滿業、遞信省、興亞院)

五、海運及港灣

- 1 航路 2 海路 3 船舶 4 燃料 5 速度 6 輸送費 7 交通要員 8 能力

(企畫處、統計處、經濟部、交通部、滿鐵、日滿商事、遞信省)

六、內陸水路及運河

- 1 內陸水路 2 運河 3 河港 4 船舶 5 燃料 6 速度 7 輸送費 8 交通要員 9 能力

(企畫處、統計處、經濟部、專賣總局、交通部、滿鐵、日滿商事)

七、郵政

- 1 郵便線路 2 局所 3 所要時間 4 遞送費 5 郵政要員

(企畫處、郵政總局)

八、電氣通信

- 1 線路 2 局所 3 經營狀況 4 通信要員 5 通信能力

(企畫處、治安部、郵政總局、滿鐵、電々)

一、礦產品

- 1 移動の起點より移動終點に到る經路 2 各經路に於ける移動量 3 各經路に於ける利用交通機關並に其の運轉狀況

(企畫處、統計處、經濟部、交通部、滿鐵、滿業)

日滿商事、鑛産

- 一、工産品並に雜品 1 2 3 [前項に同じ]

(企畫處、統計處、興農部、特産局、經濟部、交通部、滿鐵、滿業、日滿商事)

三、農産品

- 1 2 3 [前項に同じ]

(企畫處、統計處、興農部、特産局、交通部、滿鐵、專管公社、糧穀會社)

四、林産品

- 1 2 3 [前項に同じ]

(企畫處、統計處、林野局、交通部、滿鐵)

五、畜産品

- 1 2 3 [前項に同じ]

(企畫處、統計處、馬政局、興農部、交通部、滿鐵)

六、水産品

- 1 2 3 [前項に同じ]

七、郵政

八、電氣通信

- 1 2 [前項に同じ]

(企畫處、治安部、郵政總局、電々、滿鐵)

九、旅客

- 1 2 3 [前項に同じ]

(企畫處、交通部、滿鐵、滿航、勞工協會、遞信省)

綜合立地計畫(國土計畫)提案理由書

(康六十二、十四)
(企畫一、二、三、四)

今や世界の主要列國に於て其の全體性への努力の一表現としての國土計畫が着々と實施され又は盛んに提唱されつゝある所以を省察するに、各國夫々條件、方法を異にしつゝも猶其の各自に共通せる緊要性を理解するに難くない。

先づ獨逸の國土計畫はナチス政策の最高原則たる全體主義の論理に出發する。即ち民族協同體確立の爲には、國民經濟の最大の資本たる土地——ベルサイユ條約に依り極度に縮小されたる國土を最も合理的に活用せむとするに在る。而して之が爲には適地適業、適地適住の原則を基調とする國土利用の再組織計畫が必然的に要求された。斯くて一九三三年ナチスの政權獲得直後から早くも土地利用の統制に關する諸政策が順次に實踐され、特に最近(一九三六年)國土計畫及地方計畫施行に關する命令を公布して以來、法制的にも整備の域に入つたかの如くである。

而して其の目標として掲ぐるものは (一)人口政策 (二)國家食糧及原料經濟 (三)勞働の整理 (四)經濟の整理 (五)立地學及工場移設の五である。以上を要約すれば、獨逸の國力及運命を決すべき人的資源の確保及向上を目的とする人口並に勞働力の分布調節と、獨逸アウタルキー經濟の確立及國防的體制の爲の生産設備の分散化に歸する。換言すれば、最小の經費を以て最大の軍事的、經濟的、文化的價值を收めむとする國土の合理的計畫である。唯茲に注意を要するのは本計畫の底に流れる基調とも謂ふべきものが、過去

の個人主義、自由主義思想の上に築かれたる文化と經濟を、新しき理念と國防の實際的要請に因りて再編成するの意圖を含むことであり、此點本邦の如く新しく國土を開發せむとする者との間には前提條件に於て大なる差異が存する。

最後に獨逸の機構上の特長としては、國務大臣の管理に屬する「國土計畫局」が本計畫遂行の爲に強力なる權能を有し、諸計畫官廳、地方團體、組合等の活動を指令するのみならず、各大學を本研究調査の爲に動員してゐる事である。

次に米國に於てはパシフィック・ノースウエスト地方及ニュー・イングランド地方に「地域計畫委員會」を有する外、中央に於ける國家資源委員會が此の問題を専ら促進してゐるが、概ね之は立法に依る強制的なものでなく、其の作成せる地方計畫を當該官廳に勸告する程度である。而して現在主として古き立地の疎散化と新しき地域計畫(特にテネシー溪谷地域の綜合開發計畫の如き)を作成してゐる。

ソ聯に於ても其の計畫經濟の必然的要因として地域計畫を實施すべきは容易に想像し得る所であるが、特にウラル、グズネツク結合地域に於ける重工業開發計畫、ブレーヤ炭田を中心とするブレーヤ建設計畫及ウクライナ農業地域計畫の如きは有名であり、國土開發計畫の一部分と言ふ可きである。

其の他、英、佛、伊、和、濠等の各國に於て夫々國土計畫及地方計畫が進行しつゝある由であるが、最近は盟邦日本に在りても企畫院及內務省計畫局の提唱に依り軍事的、經濟的、文化的再編成の觀點より日本の國土計畫が實現の緒に就かんとしてゐる。

扨て顧みるに我滿洲國の現状は如何。

東亞新秩序の建設でふ重大使命の一翼を擔つて、一面には生産力擴充、一面には國防國家の完成に向つて只管生成發展の途上に在るのが現状である。資源開發、開拓移民、北邊振興、民生振興等々の重要國策は凡て之れ上述の二大目標の達成に奉仕し以て東亞の和平と幸福を齎らさむとするものに外ならない、而して右諸國策が悉く皆、官民の營々たる努力に依り眞に其の効果を擧げ、國力の充實伸展に寄與せむが爲には、相互間に有機的連繫を保持し、調和的に進捗することを不可缺の要件とする點は今更説く迄もない。さればこそ、從來の行政機構の改革を始めとして企畫委員會の創設等々先づ機制的に整備されると共に、各當局或は特殊會社の建設開發の爲の各行政、事業は相互に緊密なる連絡協調を執る事を怠らなかつたのである。

併し乍ら今靜かに考へを廻ぐらし見る時、右の如き官民の考案調策にも拘らず全般的に聊か機能的或は事項的統制原則に傾き、地域的乃至空間的の計畫性を缺くの悔みなしとしない。開發の對象そのものであり、且は民族生存の基底たる國土自體が案外忘れられてゐたのではなからうか? 一步進めて言へば地域的配列、空間的規整の問題が比較的閑却されてゐるのが現状ではあるまいか?

其の結果、當事者の熱意と努力とも拘らず往々各施策、事業相互等に重複又は遺漏を生じ、爲に國策の圓滑なる遂行を遲滞せしむるなきやを憂へざるを得ない。最近の實例に徴するも、○○、○○兩地に於ける移民集團部落と炭礦經營との紛争、○○江沿岸水没地帯に建設せられたる集團部落の移轉問題、○○縣に於

けるダム水没地と鑛區の重複問題、○○工場の阜新より錦州への移設等々、右は何れも當事者の努力に反して開拓政策と五箇年計畫等其他各政策相互間の地域的計畫性の缺除を表明したものである。併し吾人の更に恐れるは、將來右の諸例以上の重複又は遺漏が現出せざるやである。斯く考へる時國土全般に渉る綜合的調査及計畫の緊急の要務たるは多言を要せずして明かであらう。

以上は専ら現状に鑑みて、可及的に國家的損害を防ぐ爲の消極的理由であるが、更に之を積極的側面より觀するに、抑、我國の企畫せる計畫經濟を眞に効果的ならしめむには、適地適業の原則を生かしつゝ先づ第一に地域的計畫を樹立すべきではないか。産業立地の科學的調査研究こそは計畫經濟の第一段階と稱するも過言ではあるまい。

殊に獨逸、日本の如く既成の産業構成を再修正するには幾多の制約と犠牲を豫期し得るも、我國の如く新しき開發建設の國に於ては最も自由に且合理的に産業の地理的編成が可能な筈である。固より之は國防竝に國家的見地を重視せる立地であり、從來の私經濟の見地のみよりの立地は之を排さねばならぬ。(例へば奉天、撫順、鞍山への適度の工場集中を避くるが如き)又都市と農村との均衡的發展を計り、工業と農村と

の有機的連繫を庶幾する爲にも、國家に依る地域的計畫の先行が絶対に必要である。

而して右産業立地の事項は獨り經濟部門のみに止まらず、人口の配置及交通計畫と密接な關聯を有し、究極に於ては國防と生産力擴充の二大要請に即應するものでなければならぬ。

勿論本計畫の立案に當つては獨り國內のみに視野を限定せず廣く東亞全般を鳥瞰し、相互連關性を深く考慮に入れることが絶対に必要であり、従つて第一次的には東亞の空間規程が先決問題である。併し乍ら本計畫自體は此の點に終始考慮を拂ひつゝも、一應他の高次の機構又は計畫に右問題の解決、決定を委ね、之を前提にして進むのであるが、要すれば逆に啓蒙的促進的役割を受持つても差支ないであらう。

次に全般的國土計畫の決定した後には第二段階として地域計畫又は地方計畫が想定され得る。之は要するに重點主義に基き特定地域に關する精密計畫であり、ソ聯や米國と同様廣大な版圖を有する我國に於ては是非必要である。尤も既に東邊道、東滿、北邊等の如く或程度此の理想が實現の緒に就き或は進行の途上に在るものもある。併し乍ら既往の計畫を見るに其の綜合性、科學性に於て必ずしも満足すべきものでなく、更に補足、修正して全面的に再檢討の必要ありと信ぜら

れる。

最後に、本計畫の樹立には固より大規模且周密なる調査研究を基礎とすべきは當然であり、従つて科學の力に俟つべき部分が多い。自然的、社會的條件の全般に渉るのであるから、自然科學、文化科學の智能を總動員することが是非必要であるが、特に地政學或は立地學の最新理論を充分に活用すべきであらう。先進諸國に於ける實例、客觀的情勢の動向等に鑑みるも、國防體制の整備及建設開發の完遂をして最も合理的、效率的たらしむるには、科學的、綜合的な計畫を必須の條件とする。此の計畫こそは國家經營の基礎的設計であり、我國現下の使命と地位より考ふる時、一日も早く此の基礎的設計を作成せねばならぬと痛感する次第である。

昭和十五年滿洲國國勢調査速報人口の發表

滿洲國に於ては昨昭和十五年康德七年十月一日日本内地の國勢調査と時を同じうして臨時國勢調査を施行したが、昨康德七年十二月二十六日臨時國勢調査事務局發表の速報人口を掲ぐれば次の如くである。

全 國	暫定面積 (方 料)		總 數		人口密度 (每方料)	
	男	女	男	女	對男數	對女數
新 京 特 別 市	1,330,311	1,330,311	4,313,333	4,313,333	1,133.8	1,133.8
吉 林 省	437,650	437,650	5,554,201	5,554,201	1,265.8	1,265.8
吉 林 市	88,924	88,924	5,865,044	5,865,044	1,105.5	1,105.5
吉 林 市	16,550	16,550	1,732,624	1,732,624	151.4	151.4
總 計	1,862,435	1,862,435	17,465,182	17,465,182	93.3	93.3

永吉縣	八、五九一·六三七	六七九·二〇四	三八七·一〇二	二九二·一〇二	一三三·二·五	七九·一
蛟河縣	八、三七八·七六九	一九二·九三四	一二一·三二八	七一·六〇六	一六九·四	二三·〇
敦化縣	七、〇九一·三九〇	一二五·二六四	八〇·八三一	四四·四三三	一八一·九	一八·二
樺甸縣	七、五一〇·九八六	一七五·〇三二	一一〇·七九九	六四·二三三	一七二·五	二三·三
磐石縣	三、八一〇·三四五	二四九·三〇八	一四八·七四六	一〇〇·五六二	一四七·九	六五·四
伊通縣	四、六〇八·三二三	三八一·〇二五	二〇三·九五六	一七七·〇六九	一一五·二	六二·七
雙陽縣	二、一七二·五五七	二五八·二八九	一三五·五一〇	一二三·七七九	一一〇·四	一一八·九
九臺縣	三、一二二·〇八九	三六七·〇二二	一九三·一六一	一七三·八六一	一一一·一	一一七·六
長春縣	三、九一三·二六三	四五五·八八三	二三七·一四五	二一八·七三八	一〇八·四	一一六·五
懷德縣	三、一二一·三五二	三八九·八六七	二〇二·八三七	一八七·〇三〇	一〇八·五	一二四·九
乾安縣	四、六〇八·三二三	一八〇·六八九	九五·七四四	八四·九四五	一一二·七	三九·二
扶餘縣	四、五一三·五六三	八七·五五九	四七·五二八	四〇·〇三一	一一八·七	一九·四
農安縣	五、四六六·一四九	四四六·二〇二	二三一·七三〇	二一四·四七三	一〇八·〇	八一·六
德惠縣	四、二一九·七〇九	三六〇·二八一	一八三·七一八	一七六·五六三	一〇四·一	八五·四
榆樹縣	二、五七三·四七九	二九五·〇八九	一五〇·六三八	一四四·四五一	一〇四·三	一一四·七
舒蘭縣	四、八六七·六六六	六〇四·六五〇	三三三·九七四	二九〇·六七六	一〇八·〇	一二四·二
郭爾羅斯前旗	五、〇〇七·三一二	二九五·六三三	一七三·二七一	一二二·三六二	一四一·六	五九·〇
齊齊哈爾市	五、三三一·四九〇	一四七·四六九	八二·三六二	六五·一〇七	一二六·五	二七·七
龍江省	六六·九一〇	二、〇八七·〇九二	一、二五八·八四一	九二八·二五一	一一四·八	三〇·九
齊齊哈爾市	六六·九一〇	一三三·四九五	八二·九七八	五〇·五一七	一六四·三	一、九九五·一
龍江縣	一〇、〇一二·八四六	二四八·二二二	一四〇·四九一	一〇七·七二一	一三〇·四	二四·八
景星縣	二、二六八·一九四	七四·〇七五	四〇·二七二	三三·八〇三	一一九·一	三二·七
甘南縣	四、七三〇·八〇五	一〇三·五〇三	五八·八〇一	四四·七〇二	一三一·五	二一·九
富祿縣	二、九五一·一四五	四一·三三七	二二·八七六	一七·四六一	一三六·七	一四·〇
訥河縣	六、六九九·八九七	二六〇·七五四	一四九·〇九七	一一一·六五七	一三三·五	三八·九
林甸縣	三、五七四·二七六	一〇五·〇二九	五八·六八九	四六·三四〇	一二六·六	二九·四
泰來縣	三、二一五·三五二	一三七·六九一	七四·〇四四	六三·六四七	一一六·三	四二·八
鎮東縣	二、四五二·二七五	六八·七二四	三六·六九七	三三·〇二七	一一四·六	二八·〇
大賚縣	三、七三八·七八二	一三〇·一四八	六七·七八〇	六二·三六八	一〇八·七	三四·八

北	通	綏	鐵	慶	綏	望	海	明	拜	依	克	克	德	嫩	黑	瑗	孫	漠	鷗
北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北	北
安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安	安
省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗
依	杜	醴	贍	開	洪	白	安	依	克	爾	明	安	旗	旗	縣	縣	縣	縣	縣
克	爾	泉	榆	通	南	域	廣	明	安	特	安	旗	旗	縣	縣	縣	縣	縣	縣
安	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	特
旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗	旗

三、七九九·九五九	一一二、〇〇二	五八、八八二	五三、一二〇	一一〇·八	二九·五
二、〇八九·四七九	一三四、二八九	七三、五二八	六〇、七六一	一一一·〇	六四·三
四、二〇八·八七九	一九七、七九九	一〇六、四四四	九一、三五五	一一六·五	四七·〇
二、九五七·一八六	八八、八〇五	四八、二九九	四〇、五一	一一九·二	三〇·〇
四、三三三·六〇二	五八、九一五	三二、九六六	二五、九四九	一二七·〇	一三七·七
三、五一〇·七二四	一〇六、一一一	五七、七〇九	四八、四〇二	一一九·二	三〇·二
六、五七五·二七一	八一、七五八	四五、四七〇	三六、二八八	一二五·三	一二·四
三一六·五五〇	四、四四五	二、八二三	一、六二二	一七三·〇	一四·〇
七六、一八三·三三五	二、三二八、〇五二	一、三二六、四七八	一、〇〇一、五七五	一三三·四	三〇·四
一〇、三一六·〇二七	六九、八九五	四九、〇七九	二〇、八一六	二三五·八	六·八
八、三八九·八二六	三〇、〇四二	一九、一五九	一〇、八八三	一七六·〇	三·六
五、七五七·七六八	八三、九二五	四八、四九三	三五、四三二	一三六·九	一四·六
三、六八三·九四六	三七、八四二	二八、五五三	九、二八九	三〇七·四	一〇·三
三、八五八·四二三	一六〇、六八八	八八、七七八	七一、九一〇	一二三·五	四一·六
二、九二一·一九一	三〇七、九三三	一六六、九五六	一四〇、九七七	一一八·四	一〇五·四
二、二九八·一〇五	二二六、四六三	一二〇、三一五	一〇六、一四八	一一三·三	九八·五
四、七三〇·八〇五	三七七、一一四	二〇八、二七九	一六八、八三五	一二三·四	七九·七
二、三五二·九四〇	一四九、六七二	八二、三七一	六七、三〇一	一二二·四	六三·六
四、一一七·六四五	三三三、三四一	一八七、〇五八	一四六、二八三	一二七·九	八一·〇
二、八三三·九九七	一一一、一八六	六二、八三九	四八、三四七	一一三·〇	三九·二
四、〇四七·八五五	二四四、五五三	一四〇、九一七	一〇三、六三六	一三六·〇	六〇·四
一、九九九·〇〇二	八〇、一六七	四六、五一七	三三、六五一	一三八·二	四〇·一
四、二二二·三三一	四三、二六二	二五、三二二	一七、九五〇	一四一·〇	一〇·二
一四、六五三·三七四	六一、九六九	四一、八五二	二〇、一一七	二〇八·〇	四·二
一一八、八九八·八五一	一四九、六七九	一一四、六二三	三五、〇六六	三三六·八	一·三
一六、八〇六·一一一	八〇、一八五	六〇、九八八	一九、一九七	三一七·七	四·八
二、四八六·六七九	二七、四五二	二二、三三九	五、一一三	四三六·九	一·〇
二四、五一九·二〇六	三、九五五	三、一五〇	八〇五	三九一·三	〇·二
三六、七〇四·五二二	二、九三九	二、二九七	六四二	三五七·八	〇·一

呼瑪縣	八、六一九·一三八	一一、〇七九	八、七二三	二、三五六	三七〇·二	一·三
奇克縣	一、二四三·七六八	六、一〇六	三、九二三	二、一八三	一七九·七	四·九
遜河縣	四、二五一·七五〇	七、二三九	四、八七〇	二、三六九	二〇五·六	一·七
烏雲縣	一六、二五六·七一二	四、五〇〇	二、八八〇	一、六二〇	一七七·八	〇·三
佛山縣	八、〇一〇·九六五	六、二三四	五、四四三	七八一	六九六·九	〇·八
三江省	九〇、四一七·八二七	一、四一七·八八八	八五三、三〇六	五六四、五八二	一五一·一	一五·七
佳木斯市	一一三·五四〇	一一八、六六七	八五、二二六	四三、四三一	一九六·三	一、一三三·二
樺川縣	七、七七二·一二四	二〇八、八七二	一一一、三〇五	八七、五六七	一三八·五	二六·九
富錦縣	五、八七五·一一三	二二二、二二二	一三二、七一一	九九、五〇五	一三三·四	三九·五
勃利縣	六、三二八·六三五	一四〇、〇九七	八一、八八〇	五八、二一七	一四〇·六	二二·一
依蘭縣	九、四二〇·一五一	二四三、三二一	一三七、九二六	一〇五、三九五	一三〇·九	二五·八
方正縣	二、六七〇·一五七	七八、九〇七	四四、八一二	三四、〇九五	一三一·四	二九·六
通河縣	六、三八〇·八五四	七七、一七七	四六、九三九	三〇、二三八	一五五·二	一一·一
湯原縣	一四、八四八·三九六	八一、〇六四	五一、七五一	二九、三一三	一七六·六	五·五
鶴立縣	八、三三七·〇八四	一〇八、〇七八	七八、九〇三	二九、一七五	二七〇·四	一三〇
蘿北縣	三、七九三·五六九	一三、七〇三	八、八六二	四、八四一	一八三·一	三·六
綏濱縣	四、九六〇·一一七	四八、一四七	二八、二一四	一九、九三三	一四一·五	九·七
同江縣	一〇、四三三·五六二	四八、二三〇	二八、一一七	二〇、一一三	一三九·八	四·六
撫遠縣	九、四八四·五二五	九、四〇三	六、六四四	二、七五九	二四〇·八	一〇
東安省	四一、三九七·〇四二	五二二、八三三	三四六、五六八	二七六、二六五	一九六·六	一一·六
密山縣	一三、四三八·七三〇	三三〇、七六五	二二一、六三〇	一〇九、一三五	二〇三·一	二四·六
林口縣	三、三三五·四一六	六一、二六〇	四〇、三二五	二〇、九三五	一九二·六	一八·四
寶清縣	八、八二七·一一六	六九、〇三四	四一、八四五	二七、一八九	一五三·九	七·八
饒河縣	五、四二二·一六五	一四、六五二	一〇、四〇〇	四、二五二	二四四·六	二·七
虎林縣	一〇、三七三·六一五	四七、一二二	三二、三六八	一四、七五四	二一九·四	四·五
牡丹江省	三三、九七四·六八四	六八九、一一三	四四七、二八四	二四一、八二九	一八五·〇	二〇·九
牡丹江市	三六二·七〇〇	一七九、二一七	一一九、四三八	五九、七七九	一九九·八	四九四·一
寧安縣	一七、四四三·四二〇	三一九、九〇九	一九五、七九三	一二四、一一六	一五七·八	一八·三
穆稜縣	五、五八〇·九三一	九五、二三五	六〇、七三八	三四、四九七	一七六·一	一七·一

綏陽縣	三、四〇七・九一八	三九、九一二	三〇、八一二	九、一〇一	三三八・六	一一・七
東寧縣	六、一七九・七一五	五四、八三九	四〇、五〇三	一四、三三六	二八二・五	八・九
濱江省	六三、八五九・七八〇	四、二三六、四一〇	二、三六九、四六三	一、八六六、九四七	二二六・九	六六・三
哈爾濱市	八〇三・八〇〇	六六一、九八四	四一九、七六一	二四二、二二三	一七三・三	八二三・六
呼蘭縣	三、〇一五・九五二	三〇五、七六五	一六二、三七三	一四三、三九二	一一三・二	一〇一・四
賓州縣	三、九四〇・四四九	二八五、四五〇	一五三、八〇六	一三一、六四四	一一六・八	七二・四
阿城縣	三、一三一・一八七	二六三、四六六	一四六、三五七	一一七、一〇九	一二五・〇	八四・一
五常縣	五、七〇五・五四二	二三八、二一七	一三五、六三八	一〇二、五七九	一一三・二	四一・八
雙城縣	五、一四八・〇三五	五三三、八八九	二八〇、九七六	二五二、九一三	一一一・一	一〇三・七
肇州縣	四、一九二・四二一	二三三、八六〇	一二二、五六七	一一一、二九三	一一〇・一	五五・八
肇東縣	三、一〇三・一八九	二〇〇、〇六六	一〇八、〇四八	九二、〇一八	一一七・四	六四・五
安西縣	二、六三七・〇八八	一九一、七五七	一〇一、八二五	八九、九三二	一一三・二	七二・七
青岡縣	五、二〇九・三六九	一二六、七九六	七〇、二九六	五六、五〇〇	一二四・四	二四・三
東興縣	二、六〇七・一七七	二〇五、六二一	一一〇、八七九	九四、七四二	一一七・〇	七八・九
巴彥縣	七九二・六二二	三九、二〇九	二二三、五五七	一五、六五二	一一〇・五	四九・五
木蘭縣	三、三八四・八四四	三二二、六八八	一六六、七一七	一四五、九七一	一一四・二	九二・四
延壽縣	二、一五八・五二三	八七、三二〇	四九、一四〇	三八、一七〇	一二八・七	四〇・四
珠河縣	四、〇一二・四七四	一五二、三三四	八九、九一八	六二、四一六	一四四・一	三八・〇
郭爾羅斯後旗	二、五七六・二一五	一二三、九四三	七五、八〇三	四八、一四〇	一五七・五	四八・一
郭爾羅斯前旗	五、八三五・二一四	六一、七七二	三九、三五九	二二、四二二	一七五・五	一〇・六
延吉縣	五、六〇五・六八〇	二二二、二八四	一一二、四四三	九九、八四一	一一二・六	三八・〇
汪清縣	三〇、一三三・六四六	八四八、八一九	四六七、七八九	三八一、〇三〇	一一三・八	二八・二
和龍縣	五、二九七・五八五	四〇七、四〇九	二一九、二六〇	一八八、一四九	一一六・五	七六・九
輝春縣	九、〇二六・一一九	一五一、七〇〇	八六、四八三	六五、二一七	一三二・六	一六・八
安圖縣	五、三一六・五二八	一一六、九三八	六八、五二二	四八、四二六	一四一・五	二二・〇
通化縣	四、〇四九・七三八	一三七、六〇八	七二、三二三	六五、二八五	一一〇・八	三四・〇
通化縣	六、四四三・六七六	三五、一六四	二一、二二一	一三、九五三	一五二・〇	五・五
通化縣	三一、七〇四・九七〇	九八二、九四二	六〇三、六八八	三七九、二五四	二五九・二	三一・〇
通化縣	四、〇九九・一六九	二五四、五七三	一五七、五七五	九六、九九八	一六二・五	六二・一

營口	海城	遼中	遼陽	鞍山	遼陽	本溪	本溪	撫順	撫順	瀋陽	奉天	奉天	桓仁	寬甸	鳳城	岫巖	莊河	安東	安東	輯安	臨江	長白	撫松	濛江	輝南	金川	柳河	
市	縣	縣	縣	市	市	縣	市	縣	市	縣	市	市	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
一一〇,八二〇	三,五八一,七〇〇	一,七一一,〇九九	五,一三五,九五三	一一三,二四〇	四,九六八,九八四	二六,八四〇	二,四四二,〇七六	九一,二二〇	二,八八九,六七二	二六二,〇〇〇	七四,八六〇,三一一	二六二,〇〇〇	三,八六九,七七五	六,〇二五,五七七	六,四四一,七〇四	三,三一六,二三八	四,四三九,四〇〇	二,一〇九,七四二	三〇三,五八二	二六五,〇六一八	三,九〇九,六七〇	四,五〇八,〇八八	三,二二六,四七五	五,八七九,四六五	三,八九〇,一四三	一,四二六,二三二	二,〇五四,五七一	二,七一一,一五七
一八〇,八七一	七六四,四六八	三一八,七四六	七七一,六二三	二二三,八六五	二七四,四六三	一〇〇,一六五	一九九,六九二	二六九,九一九	五三九,四八六	一一三,五八〇	一〇,三三五,五三〇	二九二,五四二	二六八,二二六	三六八,五〇〇	二六四,二六七	二九六,二六六	二九二,五四二	三二五,二四二	二九二,五四二	二九二,五四二	三三三,四七八	一五三,九二二	四二,〇六六	五九,九五三	二二,五八三	九七,三九九	四八,九三九	一八〇,〇二九
一〇六,四九一	三八七,九四二	一五六,八六九	三六三,七八〇	一三一,九二六	一五三,四八三	五二,二一八	一〇五,七四〇	一七四,四二〇	二八四,五六二	七二,一八五	五,六〇六,四八一	一四九,二五〇	一九一,二八二	一四三,五七四	六九,六五〇	二九七,八五一	一八二,五五一	一四九,二五〇	一四九,二五〇	一四九,二五〇	六八,二八九	一〇四,五一七	二四,八七七	三九,三九九	一四,四一八	五八,八二二	二九,五七三	一〇六,三二八
七四,三八〇	三七六,五二六	一六一,八七七	三五三,八四三	八一,九三九	四三,九四七	二七,八七二	九三,九五二	九五,四九九	二五四,九二四	四一九,一九七	四,七一九,〇四九	二九八,四一五	一三三,三三三	一七七,二一八	五七,五八一	二九八,四一五	一四三,二九二	一四三,二九二	一四三,二九二	五五,一八九	四九,四〇五	一七,一八九	二〇,五五四	八,一六五	三八,五八七	一九,三六六	七三,八〇一	
一四三,三一	一〇三,〇	九六,九	一〇二,八	一六一,〇	一二七,九	一二六,九	一一二,五	一八二,六	一一一,六	一七〇,九	一一八,八	一〇四,二	一〇七,九	一一九,〇	一一一,〇	九九,八	一〇四,二	一〇四,二	一〇四,二	一二三,七	一一一,六	一四四,七	一九一,七	一七六,六	一五二,四	一五二,七	一四三,九	
一,六三三,一	二二二,四	一八六,三	一三九,七	一,七三三,四	三,七三一,九	五五,二	二,八六七,〇	八一,八	一八六,七	一八六,七	四,三三五,一	一三三,八	一〇七,九	四三,九	三三,九	一三三,九	一三三,八	一三三,八	一三三,八	三一,六	三四,一	一〇,二	一〇,二	五,八	六八,三	一三,八	六六,四	

錦興	綏盤	臺黑	北錦	阜錦	錦	興	清海	東	西	西	開	昌	梨	四	雙	康	法	鐵	鐵	新	復	蓋		
西城	中	山	安	山	鎮	新	州	京	原	龍	豐	安	豐	原	圖	樹	平	遼	平	庫	嶺	嶺	民	平
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	市	市	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	市	縣	縣	縣	縣	市	縣	縣	縣

四、三一〇・七〇二	六二五、四六五	三〇八、四九一	三一六、九七四	九七・三	一四五・一
五、三〇七・三〇七	六四一、一六一	三一九、八六二	三三一、二九九	九九・六	一一〇・八
三、五七〇・五六六	四四二、五八五	二二一、九六〇	二二〇、六二五	一〇〇・六	一一四・〇
二二・〇〇〇	五五、六五六	三一、三二三	二四、三三三	一〇〇・六	一一四・〇
二、六六五・八九八	三〇三、七八六	一五四、六二二	一四九、一六四	一〇三・七	一一四・〇
二、一一六・五七九	二五四、六七二	一二八、四九六	一二六、一七六	一〇一・八	一一〇・三
一、五一一・八四二	一五七、一三二	七八、七三七	七八、三九五	一〇〇・四	一一〇・三
四、二七三・七〇八	二二二、五〇七	一二二、六一一	九九、八九六	一二二・七	一〇三・九
二九・三六〇	六八、四一八	四〇、三三〇	二八、〇八八	一二二・七	五二・一
三、七二五・七一八	三九〇、〇五七	二〇二、三七四	一八七、六八三	一四三・六	一一、三三〇・三
三、六五〇・三五五	五三六、四〇七	二七四、五八四	二六一、八二三	一〇七・八	一〇四・七
三、二二六・四七五	三二五、五八七	一七一、五二三	一五四、〇六四	一〇四・九	一四六・九
三、〇八一・八五七	二六二、九一九	一四五、二五五	一一七、六六四	一一一・三	一〇〇・九
二、五三八・二九三	三七二、六六五	二一四、四三五	一五八、二三〇	一二三・四	八五・三
二、七三七・七六六	二八九、九〇八	一六五、〇四八	一二四、八六〇	一三五・五	一四六・八
一、九六四・八〇八	二八九、九八五	一六四、〇九一	一二五、八九四	一三二・二	一〇五・九
三、三五一・一四五	一三八、七二五	七九、一八六	五九、五三九	一三〇・三	一四七・六
五、三九七・四一八	一三二、七三九	七三、三三三	五九、四〇六	一三三・〇	四一・四
一一四・八〇〇	一四二、六〇六	八七、八一四	五四、七九二	一一三・四	二四・六
三四二・七〇〇	一四三、二八八	九二、六九二	五〇、五九六	一〇七・八	一、二四二・二
二、九二七・一六二	三六九、八〇八	一八五、七三三	一八四、〇七五	一六〇・三	四一八・一
一、三五八・九〇九	二六三、七五一	一三三、二一〇	一三一、五四一	一八三・二	一二六・三
二、一五四・三〇八	三八三、九〇四	一九六、〇五八	一八七、八四六	一〇〇・九	一九四・一
一、二五三・五六八	一九三、七五九	九五、五八三	九八、一七六	一〇〇・五	一七八・二
三、一九二・一九七	三〇五、四〇〇	一五七、七六七	一四七、六三三	一〇四・四	一五四・六
二、四六二・一〇〇	二八四、五九六	一四一、六二三	一四二、九七三	九七・四	九五・七
二、〇二九・七六七	二四五、三八六	一二二、九三七	一二三、四四九	九九・一	一一五・六
一、七六三・四五〇	二七三、九二六	一四〇、二六三	一三三、六六三	一〇〇・四	一二〇・九
				一〇四・九	一五五・三

義縣	二、九〇二・三三一	三四五、一四六	一七〇、三六九	一七四、七七七	九七・五	一一八・九
吐默特右旗	四、二七九・四七八	四五、〇一四	三三〇、一七一	二二〇、八四三	一〇四・二	一〇五・四
吐默特中旗	六、三一四・七五七	三六九、六三六	一九八、四九六	一七一、一四〇	一一六・〇	五八・五
吐默特左旗	五、六九〇・六九六	三六二、八一五	一九一、三三四	一七一、四八一	一一一・六	六三・八
彰武縣	三、三七六・〇八〇	一八八、二〇四	九九、二二〇	八八、九八四	一一一・五	五五・七
熱河省	一〇三、〇六一・八九八	四、五五七、六七六	二、四五〇、八六四	二、一〇六、八二二	二、六・三	四四・二
承德縣	四、一四六・八九五	三三三、七一	一八一、九一二	一五一、七九九	一一九・八	八〇・五
興隆縣	二、八四九・二六一	一七二、一三五	九四、五三五	七七、六〇〇	一一一・八	六〇・四
灤平縣	五、七一九・五九八	二四九、五四七	一三六、四一八	一一三、一二九	一一〇・六	四三・六
豐寧縣	一、二三〇・六八五	二七一、二三七	一五〇、八八二	一一〇、三五五	一二五・四	二四・二
隆化縣	五、一一二・三九九	一九二、七三一	一〇四、五四二	八八、一八九	一一八・五	三七・七
圍場縣	一〇、二六〇・〇二四	二八〇、九三三	一五七、一三三	一一三、七九〇	一二六・九	二七・四
翁牛特右旗	九、四六五・八八一	三一四、一五九	一七三、四六〇	一四〇、六九九	一一三・三	三三・二
翁牛特左旗	八、九八六・五四七	一三〇、九九七	七一、〇二七	五九、九七〇	一一八・四	一四・六
敖漢旗	二、〇九四・二一九	三〇一、五二六	一六二、三三三	一一三、二〇三	一一六・六	二四・九
喀喇沁右旗	一〇、一〇三・〇七四	五八六、六四五	三一五、四二九	二七一、二一六	一一六・三	五八・一
喀喇沁中旗	七、七五一・八九四	五二六、七六八	二八四、八九五	二四一、八七三	一一七・八	六八・〇
喀喇沁左旗	九、〇九二・二六一	七七五、七五二	三九六、三一九	三七九、四三三	一〇四・五	八五・三
青龍縣	六、二五一・一六五	四二二、五四五	二二一、九八九	一九九、五五六	一一一・二	六七・四
興安西省	七三、九三四・一二四	七六三、八〇四	四二七、七五六	三三六、〇四八	二二七・三	一〇三
巴林右翼旗	五、一五三・三八〇	六二、八〇三	三三三、九五二	二八、八五一	一一七・七	一一・二
巴林左翼旗	八、六九九・四〇六	九三、二四一	五一、七四九	四一、四九二	一二四・七	一〇・七
阿魯科爾沁旗	一四、七〇八・二七五	九五、二九五	五三、六四〇	四一、六五五	一二八・八	六・五
九魯特旗	一二、八〇四・九六八	二五、三六六	一四、〇七三	一一、二九三	一二四・六	二・〇
奈曼旗	九、四三八・九七四	一七四、五八〇	九五、九八二	七八、五九八	一二二・一	一八・五
克什克騰旗	一七、八九八・七八九	九八、八七七	五七、一三五	四一、七四二	一三六・九	五・五
開魯縣	二、一一六・五七九	一二五、一八〇	七一、三三七	五三、八四三	一三三・五	五九・一
林西縣	三、一一三・七五三	八八、四六二	四九、八八八	三八、五七四	一二九・三	二八・四
興安南省	七六、八六六・二六一	一〇、一〇六、一三五	五八〇、五八七	四四五、六四八	一三〇・三	一三・四

科爾沁右翼前旗	一三、四一五・〇四〇	一〇〇、六九〇	六〇、一〇七	四〇、五八三	一四八・一	七・五
庫倫旗	二、二四九・七四一	五八、三六〇	三一、六〇四	二六、七五六	一一八・一	二五・九
科爾沁左翼前旗	二、八八二・五七九	一〇一、一一三	五二、八二七	四八、二八六	一〇九・四	三五・一
科爾沁左翼後旗	七、七九一・〇二六	一一三、五三六	六三、五六四	四九、九七二	一二七・二	一四・六
科爾沁右翼中旗	一九、五四三・〇七八	二五八、五五八	一四九、九三〇	一〇八、六二八	一三八・〇	一三・二
科爾沁右翼後旗	一四、四七九・〇六二	七二、七九六	四〇、九四二	三一、八五四	一二八・五	一三・〇
扎賚特旗	五、四八九・七〇七	一三、四六五	七、七八〇	五、六八五	一三六・九	二・五
通遼縣	七、五四八・八七〇	八二、三二四	四四、八六九	三七、四五五	一一九・八	一〇・九
興安東省	三、四六七・一五八	二二五、三九三	一二八、九六四	九六、四二九	一三三・七	六五・〇
布特哈旗	一〇九、一〇七・二五五	二〇〇、六五四	一一〇、九〇六	七九、七四八	一五一・六	一・八
喜扎嘎爾旗	二四、八〇四・三八〇	九五、五四三	五七、八七一	三七、六七二	一五三・六	三・九
阿榮旗	九、一四〇・四三五	一四、八一八	一〇、九七〇	三、八四八	二八五・一	一・六
莫力達瓦旗	一一、五五三・六六三	四五、四一八	二六、二七三	一九、一四五	一三七・二	三・六
巴彥旗	二〇、二三四・一〇一	三三、九三三	一九、三九五	一四、五三八	一三三・四	一・七
興安北省	四二、三七四・六七六	一〇、九四二	六、三九七	四、五四五	一四〇・七	〇・三
索倫旗	一五六、三三〇・三三三	一三三、四七七	九一、三四七	四一、一三〇	二二二・一	〇・八
新巴爾虎右翼旗	三三、八九九・二五三	二七、八九五	一九、七二四	八、一七一	二四一・四	〇・八
新巴爾虎左翼旗	三〇、三六六・〇七五	一三、六四二	九、〇〇八	四、六三四	一九四・四	〇・四
陳巴爾虎旗	二六、八一六・五八二	一九、七三二	一三、六〇二	六、一一〇	二二二・三	〇・七
額爾克納左翼旗	二〇、四六九・二六六	七、八一〇	四、五五九	三、二五一	一四〇・二	〇・四
額爾克納右翼旗	二五、三八二・二八八	一二、四二八	七、八〇二	四、六二六	一六八・七	〇・五
滿洲里街	二〇、二七〇・八八九	三、二二一	二、三三四	八八七	二六三・一	〇・二
海拉爾市	八・九六〇	七、八八二	四、八一九	三、〇六三	一五七・三	八七九・七
	一七・〇〇〇	三九、八七七	二九、四九九	一〇、三七八	二八四・二	二、三四五・七

一九三九年獨逸國勢調査確定人口の

發表

一昨一九三九年五月一七日施行された獨逸の國勢調査(メーメル地方、舊ダンチヒ自由市、舊波蘭領の東部地域、舊ベルギー領のオイベン・マルメデ及モレスネを除く)の速報人口は既に本誌第一卷第二號所載の如くであるが、その最後の確定人口はこの程漸く發表

を見るに到つた。既報の現住人口速報数は若干の變更を見るに到つた。

尙、獨逸國勢調査はすでに前世界大戰前より現住人口 Wohnbevölkerung 即ち調査地に住所の有する人口を對象として居り調査時に其地に現在するや否やを問はないものであるが、たゞ從來は速報人口のみ現在人口 Ortsanwesende Bevölkerung に據つてゐたのを今回の調査に於ては兩數字共に現住人口一本立てに改めら

れてゐる。なほ今回は統計數字の利用效果に萬全を期するため右の現住人口の外に更に之から兵役や勞働奉仕の義務の爲に調査地に現住する者を差引いた定住人口 ständige Bevölkerung なるものをも集計することになつてゐるが、以下の總人口が現住人口を謂ふものであること云ふ迄もない。

總人口の最後の確定數字

本調査施行地域(1)の總人口(現住人口)の最後の確定結果は次の如くである。

總數

一九三九・五・一七	七九、三七五、二八一
前國勢調査時	七六、四四〇、八五八
兩調査時増減	(+) 二、九三四、四二三(中三・八%)
男	子
一九三九・五・一七	三八、七六一、六四五
前國勢調査時(2)	三七、〇八九、八八八
兩調査時増減	(+) 一、六七二、七五七(中四・五%)
女	子
一九三九・五・一七	四〇、六一三、六三六
前國勢調査時(2)	三九、三五〇、九七〇

(1) メーメル地方、ダンチヒ自由市、舊波蘭領の東部地方、オイベン、マルメチ及モレスネを除く。
 (2) 舊領地(ザール地方を除く)一九三三年六月一日、ザール地方は一九三五年六月二五日、オストマルクは一九三四年三月二二日、ズデーテン獨逸地方は一九三〇年二月一日。

尚、本調査施行區域の面積は五八三、四〇八・〇八方料、一方料當りの人口密度は一三六・一人となる。

一九三三年以降の面積及人口増加

本調査の確定數字は右の如くであるが、いま本調査に於ける除外區域並に其後の獨逸新領土及勢力圏の人口を加算すると次の如くで、所謂大獨逸の總人口は九千七百萬に近く國勢伸長の跡を如實に物語つてゐる。

一九三三年首	面積	人口(1)
ザール地方(三五年三月)	一、九三五	八四三、四四〇
三五年三月—三八年三月	四七〇、五五五	六九三、六五六
オストマルク(三八年三月)	八三、七六四	六六五、〇三六

三八年三月—十月

五五三、〇九〇

七五九、六八三

ズデーテン獨逸地方(三八年十月)

二九〇、九一九

三、〇八、六九九

三八年十月—三九年三月

五三、四〇八

七九、七五、二八一

ボヘミア及モラヴィア兩保護領(三九年三月)

四、九一九

七、〇〇〇、〇〇〇

メーメル地方(三九年三月)

二八、四八八

一、五四、六九四

三九年三月—九月

五、六二五

七、九、九七五

ダンチヒ自由市(三九年九月)

一、九五一

四、〇七、二七七

三九年九月—十月

五、八二〇

七、九、七〇、四九三

舊波蘭領東部地方(三九年十月)

九、九七四

九、六、七〇、〇〇〇

三九年十月—四〇年三月

六、〇八一

八、九、五、五〇〇

オイベン、マルメチ及モレスネ(四〇年五月)

一、〇五六

六、六、五、〇〇〇

一九四〇年五月

六、一、三三七

八、六、六、〇〇〇

獨逸及兩保護領合計

七三〇、二九六

九、六、六、〇〇〇

(1) メーメル地方、ダンチヒ、舊波蘭領東部地方及オイベン・マルメチを除く獨逸領土に對しては一九三九年の調査人口、ボヘミア及モラヴィア兩保護領に對しては一九四〇年首の推定人口、メーメル地方に對しては一九四〇年首の算定人口、ダンチヒ自由市に對しては一九二九年の調査人口、舊波蘭領東部地方に對しては一九三〇年の調査人口、オイベン、マルメチ及モレスネに對しては一九四〇年首の算定人口をとる。

(2) 舊プロシア領地及びモレスネ中立地帯の面積及び人口にして國境の最後の決定は未だ行はれず。

獨逸國はその人口數に於ては今や歐洲に於てソ聯邦(歐露のみ約一億五千萬)に亞ぐ第二位にあり、獨逸より遙かにへだて、大ブリテン(北アイルランドを含めて約四千七百五十萬)、イタリア(四千四百四十萬)、フランス(四千二百萬)及びスペイン(二千五百萬)が續いてゐることになる。全歐洲人口五億三千万の五分の一、又もしソ聯邦と大ブリテンを除けば其の三分の一近くの人口は今や大獨逸の勢力圏内(舊波蘭領内の總督領を含む)に生活してゐることになる。

尚、三九年の調査の行はれたる領域内の一九三三年當初の總人口は約七六、四四一、〇〇〇人で此の領域内に於ける約六箇年間の人口増加は二、九三四、〇〇〇

人、割合にして三・八%に當る。この増加が殆んど自然増加に負ふものであることはこの期間の自然増加數二、八五八、〇〇〇人の數字を見れば明らかで、移入人口による増加は約七六、〇〇〇人となるわけである。

※前調査はザール地方を除く舊領土に於ては一九三三年六月一日、ザール地方は三五年六月二五日、オストマルクは三四年三月二二日、ズデーテン獨逸地方は三〇年二月一日施行
 (Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 17 所載)

波蘭總督領最近の推定人口
 ボヘミア及モラヴィア兩獨逸保護領の人口に就いては從來精確な調査數字を缺いてゐるが、最近生活必需品カードを基礎として推計された所によると一九四〇年首に於て、三九年以降來往せる獨逸人及び軍人兵士を除き、
 七、三八〇、〇〇〇人
 と推定される旨獨逸統計局は發表してゐる。兩保護領の面積は四八、九五九方料であるから一方料當りの人口密度は一五〇・七人の割合となる。尚プラーゲ以下四大市の人口は次の如くで(一九四〇年中期)、四大市の人口は全人口の約五分の一(二二・六%)を占めてゐる勘定となる。

プラーゲ	九七六、七五九
ブルユン	二九五、四〇〇
オストラウ	一一九、九九三
ピルゼン	一一九、八三二
同じく波蘭總督領最近の推計人口は一九四〇年六月一日現在で、	
一二、一〇七、四一八人	
で、面積九三、八七〇・五二方料、一方料當り人口密度一二九人となる。	
尚ワルシャウ市の人口は約百三十萬七千と發表されてゐる。	